国指定史跡「宗像神社境内」

整　備　基　本　計　画

第１期【令和２(2020)年～令和 6(2024)年】

２０２０年３月

宗　像　大　社

宗像市教育委員会

目　　次

第１章　計画策定の経緯と目的
１．計画策定の経緯 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １
２．計画の目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２
３．策定体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２
４．関連計画との関係 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４
５．本計画の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４
第２章　史跡「宗像神社境内」周辺の現状
１．宗像市の環境 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５
２．計画対象地の現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
第３章　史跡「宗像神社境内」の現状と課題
１．史跡「宗像神社境内」について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
２．史跡「宗像神社境内」の課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４６
３．宗像大社の由緒と信仰 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４９
４．世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群 ・・・・・・・・・・・・・・・・ ５３
第４章　基本理念・基本方針
１．基本理念 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５７
２．基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５７
第５章　整備基本計画
１．各境内の整備基本計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５９
２．整備主体 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６２
第６章　第１期整備実施計画
１．辺津宮摂末社整備（総括） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６３
１－１．辺津宮摂末社整備（令和２年度）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６５
１－２．辺津宮摂末社整備（令和３年度）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７７
１－３．辺津宮摂末社整備（令和４年度）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７９
２．辺津宮社叢整備（総括） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８１
２－１　辺津宮南側社叢整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８３
２－２　高宮祭場周辺参道整備及び社叢整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８５
２－３　第二宮第三宮周辺及び上高宮社叢周辺整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・ ８９
３．御嶽山祭祀遺跡周辺整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９３
４．御嶽山参道整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９７
５．中津宮玉垣（瑞垣）修復・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １０１
６．辺津宮二の鳥居石畳整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １０４
７．祈願殿撤去 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １０７
第７章　年次計画表
年次計画表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １０９

例　言

・本文中の書体は、明朝体 10.5 ポイントに統一し、項目は、章・項１．（１）①（ｉ）の順番とし、書体はゴシック体標記で構成した。
・表、図、写真のタイトル書体はゴシック体で、順番は、章項目ごとにそれぞれ 1 から番号を振った。
・元号及び西暦の記述は、特殊な事情がない限り令和元（2019）年に統一した。
・本書の執筆は、「第 3 章 3. 宗像大社の由緒と信仰」を宗像大社が、その他は宗像大社と協議のうえ、宗像市教育委員会が執筆し、宗像市教育委員会が編集した。

第１章　計画策定の経緯と目的

１．計画策定の経緯

史跡「宗像神社境内」は、福岡県北部の宗像市にある宗教法人宗像大社の境内地である。宗像三女神を祀る信仰の場として、古代の東アジアとの交流に伴う航海安全を願う祭祀及び国家安寧にかかる祭祀が自然のなかからはじまり、社殿での祭祀へと変化する過程のなかで、地元宗像地域の人々によって守られてきた。

明治期に官幣大社として高い格式を与えられていたにもかかわらず、戦前における境内は疲弊していた。そのため出光佐三氏等によって「宗像神社復興期成会」が立ち上げられ、戦後、『宗像神社史』の編纂、沖ノ島祭祀遺跡の学術調査、昭和の御造営などが進められ、復興が成し遂げられた。それらの成果によって、沖津宮、沖津宮遙拝所、中津宮、辺津宮は、昭和 46（1971）年 4 月 22 日に「宗像神社境内」として国の史跡に指定された。

平成 14（2002）年に沖ノ島を中心とした世界遺産の登録活動がにわかに開始されると、平成 21（2009）年 1 月 5 日には「宗像・沖ノ島と関連遺産群」がユネスコ世界遺産暫定リストに記載され、史跡の範囲そのままに世界遺産の構成資産候補となった。

世界遺産としての価値を補強するため、平成 24（2012）年には大島御嶽山山頂（標高 224m）に確認された御嶽山祭祀遺跡の学術調査が行われた。御嶽山祭祀遺跡は沖ノ島の露天祭祀遺跡と同内容の祭祀遺跡であることが明らかとなったことから、麓にある既指定地の社殿を含む中津宮境内から、山頂の祭祀遺跡と山頂の御嶽神社までの参道が平成 25（2013）年 10 月 17 日に追加指定された。

世界遺産の登録活動や史跡の追加指定などがなされるなかで「宗像神社境内」の保存管理体制を充実させるため、史跡及び大正 15（1926）年に指定された天然記念物「沖の島原始林」をあわせて『国指定史跡「宗像神社境内」国指定天然記念物「沖の島原始林」保存管理計画』を平成 26（2014）年 3 月に策定した。

その後も平成 27（2015）年 10 月 7 日、沖ノ島の南東約１ｋｍにある小屋島、御門柱、天狗岩の３つの岩礁は、海上の鳥居の役割を果たしてきた重要な場所として四角で囲む海域を史跡に追加指定された。

平成 28（2016）年 1 月 27 日には、日本政府からユネスコへ「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の推薦書が提出された。平成 29（2017）年 7 月 9 日にポーランドのクラクフで開催された第 41 回世界遺産委員会において、史跡「宗像神社境内」を含む８つの構成資産全てが世界遺産として認められ、同年 7 月 12 日にユネスコ世界遺産一覧表に記載された。

このように史跡範囲の拡張や世界遺産の登録など様々な経過を経て、史跡の価値を守っていく方向性を改めて整える必要が生じてきた。今後、国、地域に留まらず人類共通の宝として、また、史跡としての価値を将来にわたって維持向上させるためには、適切な保存管理を行いながら、来訪者の増加に対応するための利便性や快適性、安全性の確保といった活用が求められている。一方、史跡内の土地の所有者及び管理者やその上に建つ建造物の所有者及び管理者は多岐にわたっており、適切な整備の方向性や将来像を同じ認識のもとで進め、計画的に効率よく実施する必要があることも求められている。

２．計画の目的

当該史跡地は、九州本土から大島や沖ノ島の離島に分布し、対象面積が合計 12,465，947.15 ㎡と広大である。指定地の大半は、宗教法人宗像大社が所有するが、一部に個人や漁協の所有地、市や県が管理する土地や海域も含まれる。

このような指定地の状況を踏まえ本計画は、史跡「宗像神社境内」を適切に保存管理するために、土地所有者・周辺住民・関係諸機関・市民等が保存整備や活用整備に向けた基本理念と基本方針を共有し、令和２年度から５か年間の整備の内容やその推進に向けた事業を明確化することを目的とする。

３．策定体制

本計画策定では、平成 29（2017）年度～平成 30（2018）年度の２か年にわたり「宗像市世界遺産保存活用検討委員会」において、また、「宗像市世界遺産保存活用検討委員会」の中に専門部会を設け、内容の詳細について指導・助言を受けた。（順不同、敬称略）

①宗像市世界遺産保存活用検討委員会委員

委員長	史跡部門（考古）	西谷　正
副委員長	史跡部門（景観）	日髙　圭一郎
委員	史跡部門（景観）	仲間　浩一
委員	史跡部門（地質）	黒木　貴一
委員	建築部門（建築）	山野　善郎
委員	観光部門（観光）	大方　優子
委員	歴史部門（歴史）	河窪　奈津子
委員	社叢部門（造園）	藤田　直子
委員	環境部門（環境）	福島　敏満
委員	宗像大社	葦津　幹之
委員	地元市民	早川　祥三
委員	地元市民	坂本　和典

②宗像市世界遺産保存活用検討委員会専門部会

委員	史跡部門（考古）	西谷　正
委員	建築部門（建築）	山野　善郎
委員	史跡部門（地質）	黒木　貴一
委員	史跡部門（景観）	仲間　浩一
委員	歴史部門（歴史）	河窪　奈津子
委員	社叢部門（造園）	藤田　直子

令和 2 年 3 月 27 日に文化財保護審議会を開催する予定であったが、新型コロナウィルスの感染拡大防止の観点から書面審議とした。（順不同、敬称略）

③宗像市文化財保護審議会委員

委員	史跡部門（考古）	西谷　正
委員	史跡部門（考古）	伊﨑　俊秋
委員	社叢部門（植物）	井上　晋
委員	建築部門（建築）	河上　信行
委員	歴史部門（美術）	國生　知子
委員	歴史部門（近世）	竹川　克幸
委員	歴史部門（民俗）	田中　久美子
委員	史跡部門（考古）	宮元　香織

調査実施および計画策定に当たっては、以下の方々に御協力・御教示をいただいた。記して謝意を表す。（順不同、敬称略）

文化庁文化財部

文化資源活用課史跡部門文化財調査官	浅野　啓介
文化資源活用課整備部門文化財調査官	中井　將胤
文化資源活用課文化遺産国際協力室	鈴木　地平
文化資源活用課文化財調査官	五島　昌也

福岡県教育庁総務部

文化財保護課文化財保護係長	入佐　友一郎
文化財保護課技術主査	下原　幸裕

福岡県人づくり・県民生活部文化振興課

世界遺産室参与	磯村　幸男	
世界遺産室技術主査	岡寺　未幾	
世界遺産室主任技師	大高　広和	
世界遺産室主任技師	松本　将一郎	（～29 年度）
世界遺産室主任技師	正田　実知彦	（30 年度～）

宗像大社及び宗像市教育委員会の調査組織は以下のとおりである。

宗像大社	宮司	葦津　敬之	
	権宮司	葦津　幹之	
	禰宜	神島　亘	
	禰宜	壹岐　貴寿	
	権禰宜	松林　拓	
宗像市教育委員会　総括	教育長	遠矢　修	（29 年度）
	教育長	髙宮　史郎	（30 年度～）
	世界遺産登録担当部長	中村　時広	（29 年度）
	文化・スポーツ担当部長	磯部　輝美	（30 年度）
	文化・スポーツ担当部長	堤　一成	（元年度～）
	世界遺産登録推進室長	徳永　淳	（29 年度）
	世界遺産課長	高倉　庸輔	（30 年度）
	世界遺産課長	飯野　英明	（元年度）
調査報告書担当	世界遺産課企画主査	岡　崇	
庶務会計	世界遺産課主事	森　昇平	（～30 年度）
	世界遺産課主幹兼保存係長	合島　賢二	（30 年度～）

４．関連計画との関係

本計画は、国、県、市、宗像大社の関連計画等との整合・連携を図り、世界遺産の構成資産にも位置づけられる国指定史跡の保存整備や活用整備の基本計画である。

史跡の保存活用については、『国指定史跡「宗像神社境内」保存活用計画』に基づく。

また、「宗像市歴史的風致維持向上計画」に基づく事業について、連携、協力及び調整して取り組む必要がある。

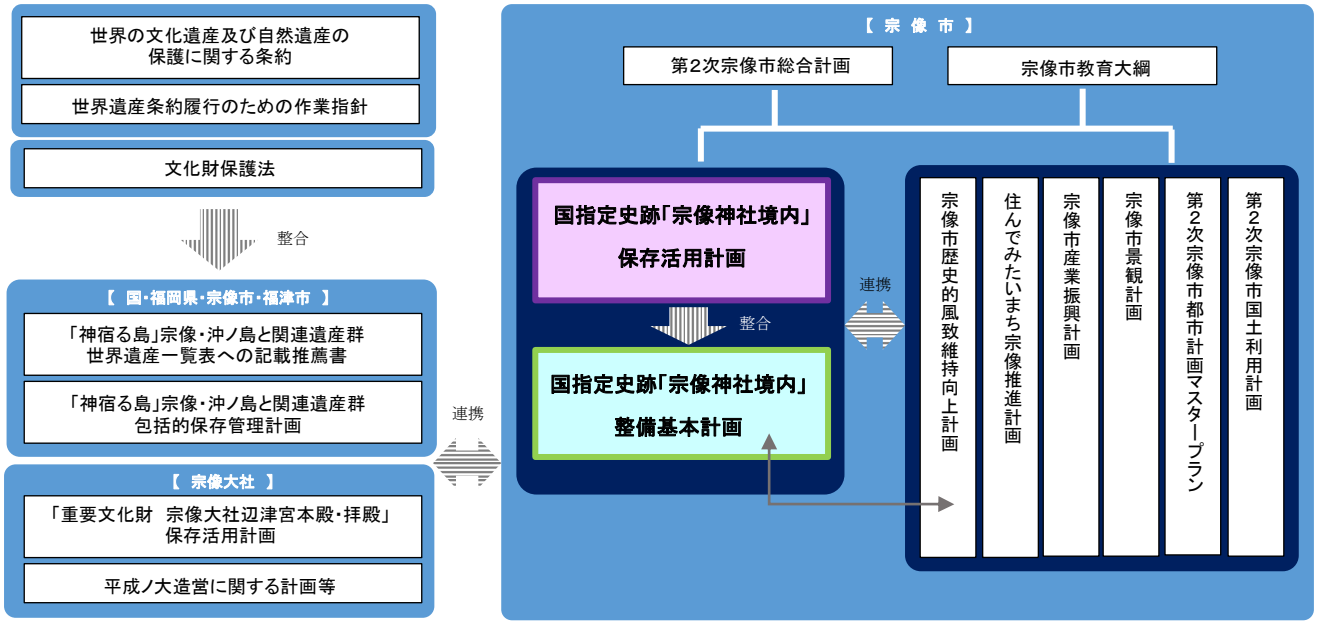

図１－４－１　関連計画との関係

表１－４－１　宗像市歴史的風致維持向上計画事業

事業名	事業概要
史跡宗像神社整備事業	建造物の修理・復原や修景、参道・広場・法面等の修景や整備、防火、防犯、防災設備や解説板、登録銘板等の整備
歴史的風致形成建造物等整備事業	辺津宮神門の修景
歴史的風致等景観整備事業	無電柱化、便益施設等の整備、景観阻害要因の除去

５．本計画の期間

本計画は、令和２年度から令和６年度の間で取り組むべき課題とそれに対する整備計画を記す。

表１－５－１　計画期間

	2020 2024	2025 2029	2030 2034
保存活用計画	■	■	■
整備基本計画	第１期	第２期	第３期
	次期計画検討	次期計画検討	
	本質的価値の維持及び来訪者の安全確保のために早急な対応が必要なもの	課題は顕在化するも、準備や調整が必要なもの	長期的な計画検討や経過観察が必要なもの

第２章　史跡「宗像神社境内」周辺の現状

１．宗像市の環境

（１）自然的環境

①位置、地勢、植生等

宗像市は、福岡県の北部に位置し、沖合には大島、地島、勝島そして沖ノ島などの離島がある。市域面積は 11,991ha であり、うち離島面積は 1,001ha である。

北は玄界灘に開け、その他は標高 200～400m前後の山々や丘陵に囲まれた盆地の形成を成し、市中央を釣川が貫流している。離島は、沿岸部からすぐに険しい斜面が続き、平地に乏しい地形である。

植生の分布は、海岸は自然裸地の砂浜であり、その背後はクロマツ植林（さつき松原）となっている。釣川とその支流沿いはほぼ田園が占めている。

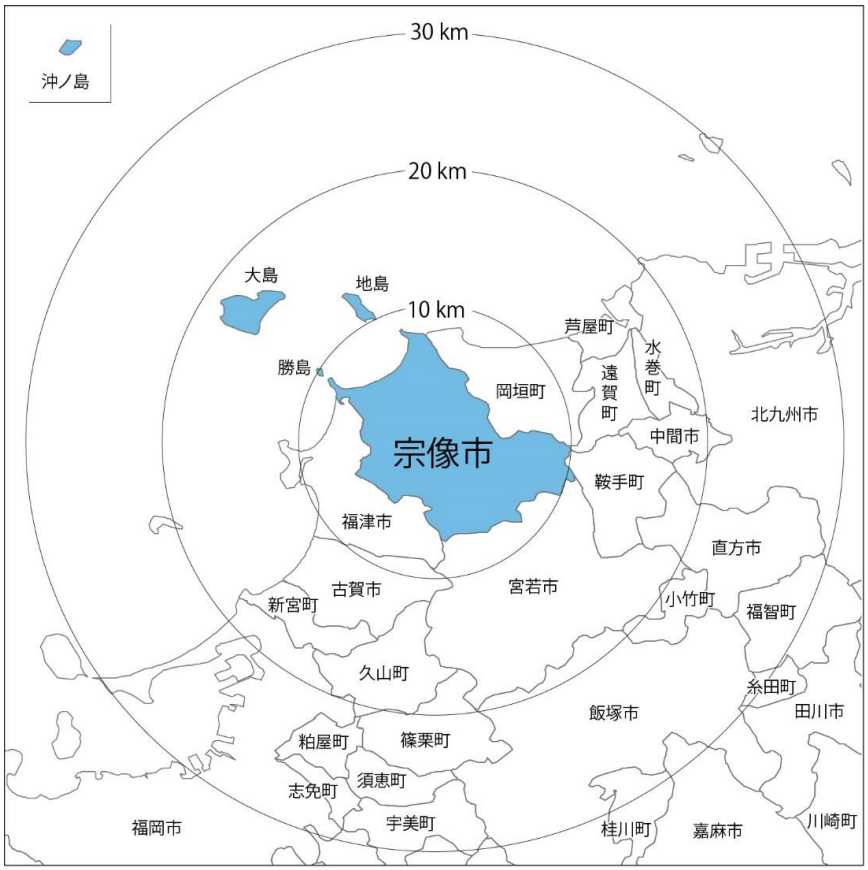

図２－１－１　宗像市の位置

②気象

宗像市の平均降水量（昭和 55（1980）年～平成 22（2010）年）は 1640.0 ㎜であるが、昭和 51（1976）年から始まる統計を見ると、年間降水量は昭和 55（1980）年に観測した 2676 ㎜が最大で、平成 6（1994）年に記録した 1039 ㎜が最小である。このように 1 年間の雨量は年によって 1000 ㎜以上の開きがある。1 年間の季節ごとの降水量は昭和 55（1980）年～平成 22（2010）年までの平均値をみると、冬場をまたぐ 11 月から 2 月にかけては月 100 ㎜以下と低めに推移するが、梅雨時期にあたる 6 月は 252.9 ㎜、7 月は 277.1 ㎜と多い。近年は 9 月に降水量が増加している傾向が認められる。

宗像市の平均気温（昭和 55（1980）年～平成 22（2010）年）は 15.6 度である。夏場の最高気温は 8 月に記録され最高平均気温 31.0 度、最低平均気温 23.2 度、平均気温 26.7 度である。冬場の最低気温は、1 月が最も寒く最高平均気温 9.7 度、最低平均気温 1.3 度、平均気温 5.5 度である。昭和 52（1977）年から始まる統計を見ると最高気温は平成 22（2010）年 8 月 21 日 14 時 19 分に 37.2 度を記録し、最低気温は昭和 55（1980）年 2 月 17 日 6 時 00 分に－6.6 度を記録している。

宗像市の月平均風速は、年間を通じて 2 から 2.5（ｍ／ｓ）を記録している。昭和 52（1977）年からの統計で最大風速は、平成 17（2005）年 9 月 6 日 15 時 10 分（台風 14 号）と平成 18（2006）年 9 月 17 日 19 時 20 分（台風 13 号）の 17（ｍ／ｓ）を 2 回観測されている。また、平成 21（2009）年から統計が開始された最大瞬間風速は、平成 27（2015）年 8 月 25 日 6 時 55 分（台風 15 号）に観測された 29.3ｍである。いずれも台風の吹き返しによって観測されたデータである。このほかにも記録に残る強風は観測されていないが、12 月から 3 月にかけての冬場に北東や北北東から強風が観測される。これは低気圧が通過し気圧配置が西高東低の冬型になった日に大陸から季節風が吹き込むことで、大島渡船がしばしば欠航する。

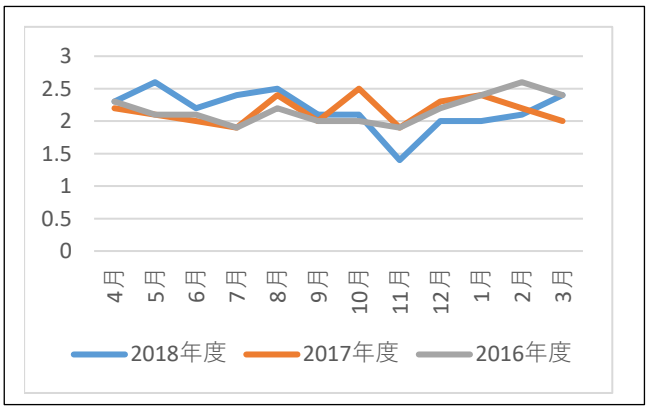

図２－１－２　月合計降水量（mm）

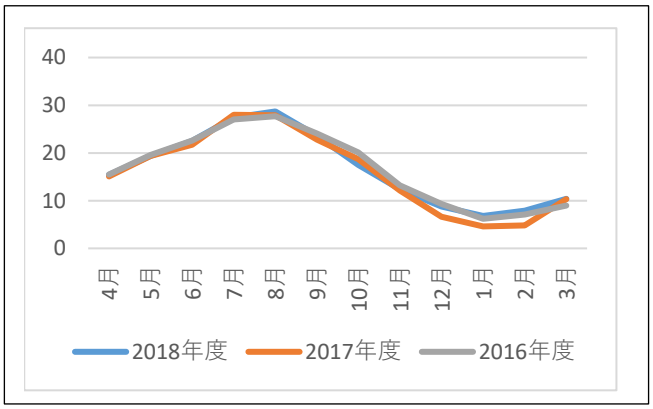

図２－１－３　月平均気温（℃）

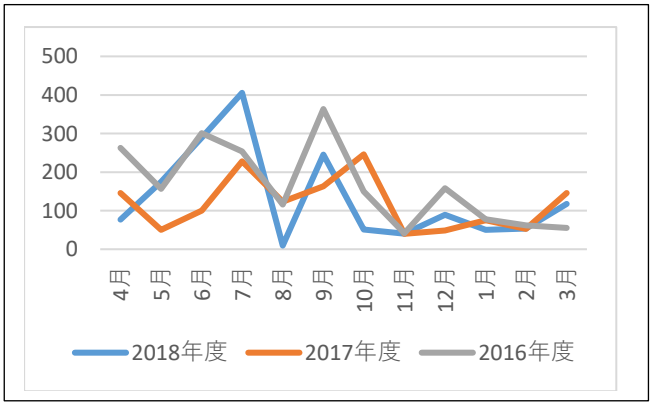

図２－１－４月平均風速（ｍ／ｓ）

③災害

（ｉ）宗像神社境内における過去の災害

『宗像神社史附巻』（年表）によると、これまで宗像神社境内においては、台風、大風による鳥居など石造物の転倒、建物被害、倒木による建物被害および洪水による浸水被害がみられる。

地震については、次表のものが関係していると考えられ、宗像の震度は5～6（過去のものは推定）程度である。玄界灘で津波があったと考えられる地震は多くない。

表２－１－１　宗像神社境内における災害年表

年号　西暦	事　　項	出典
慶長 4（1599）年	8 月　辺津宮正面の木鳥居、大風にて転倒す。	神社史
元和 7（1621）年	5 月　夜、第一宮本殿の瓦悉く落つ。	〃
慶安 2（1649）年	8 月　辺津宮正面木鳥居、大風のため破損す。	〃
萬治 3（1660）年	9 月　辺津宮阿弥陀經石覆屋に覆ひかかれる楠の巨木、大風により倒れ、覆屋を砕き、經石を二つに分断す。	〃
元禄 16（1703）年	2 月　これより先、辺津宮社頭の木鳥居破損す。	〃
宝永元（1704）年	8 月　大風洪水、昨年二月、藩主綱政建立の石鳥居転倒す。	〃
享保 9（1724）年	8 月　大風のため、辺津宮末社並に拝殿に大杉倒れ、破損す。	〃
宝暦 5（1755）年	大風吹く、宗像・鞍手・遠賀・上座・下座・夜須・御笠・嘉麻・穂波被害甚大、潰家 2,830 戸、死者 43 人、斃牛 19 頭、倒木 15,000 本。	地域防災
宝暦 12（1762）年	3 月　辺津宮末社政所社、倒木により潰頽す。	神社史
文政 10（1827）年	正月　辺津宮本殿・拝殿・末社屋根大破につき、修復方を藩庁に出願す。但し倹約令により許されず。	〃
文政 11（1828）年	台風、曲村・名残村では家屋崩壊、倒木、死者あり。希代の大風で大被害、転家・転木著し。「希代の台風」、多くの家屋が崩壊。	地域防災
天保 11（1840）年	古今曾有の洪水、郡中で 20 箇所余り土手切れ。	〃
嘉永 3（1850）年	宗像地方に大洪水、大暴風雨、宗像地方困窮し救援米 8,420 包を受ける。	〃
明治 17（1884）年	8 月　沖津宮遙拝所、その神饌所・奉幣使控所・大石燈籠・透塀等、暴風により転倒す。	〃
明治 24（1891）年	この年　辺津宮新馬場石鳥居、水害にて転倒す。	〃
明治 26（1893）年	未曾有の大雨洪水、村民困窮、暴風烈雨、家屋倒壊、草木枯死すると過去帳にある。	〃
大正 7（1918）年	同上。	〃
昭和 5（1930）年	7 月　暴風雨により、宗像三宮の施設・樹木に若干の被害あり。	神社史
昭和 16（1941）年	10 月　暴風雨のため社殿および植樹に被害あり。	〃
昭和 17（1942）年	8 月　台風のため、中津宮施設の一部に被害あり。	〃
昭和 18（1943）年	9 月　強風のため、沖津宮社務所の屋根破損す。	〃
昭和 21（1946）年	8 月　密漁船員、沖ノ島に上陸し、喫煙せるため火薬に引火し、沖津宮社務所等三棟全焼す。	〃
昭和 28（1953）年	2 月　辺津宮本殿の防災工事に着手す。3 月完了す。	〃
昭和 34（1959）年	7 月　豪雨により辺津宮玉垣・拝殿・社務所床下浸水し、高宮参道附近の崖崩壊す。	〃
昭和 41（1966）年	この年　辺津宮本殿・拝殿・境内摂末社・神饌所・斎館・土蔵等の諸施設、白蟻による被害のため、業者に駆除作業を依頼し、六月駆除を行ふ。	〃
昭和 45（1970）年	8 月　台風のため、辺津宮施設に若干の被害あり。	〃
昭和 47（1972）年	7 月　豪雨により沖ノ島の社務所、正三位社が流される。 その後、港湾背後の法面は平成 2（1990）年モルタルで補強される。	現状変更一覧
平成 18（2006）年	7 月　大雨により、沖ノ島禊ぎ場の背面の崖が崩壊し、その後、網による防護柵で補強される。	〃
平成 26（2014）年	8 月　豪雨により沖ノ島の「おたか」登り口が崩壊	〃
平成 26（2014）年	10 月　台風による大島の沖津宮遙拝所の屋根損壊	〃

資料：宗像神社史附巻（年表）、宗像市地域防災計画、現状変更手続き一覧

（ⅱ）宗像市周辺の地震発生予想

北部九州の活断層としては、下図のものがあるが、辺津宮境内に近接する宗像市と福津市の境界線上に「西山断層系」が走っている。西山断層系は活断層とされているが、差し迫った地震の発生の可能性は小さいとしている。しかし、最新の新聞報道によると、今後 30 年以内にM6.8 以上の地震が起こる確率は、九州北部では 7～13%、西山断層系はM7.9～8.2 が予想されている。（政府地震調査研究推進本部発表。平成 25（2013）年 2 月 1 日）

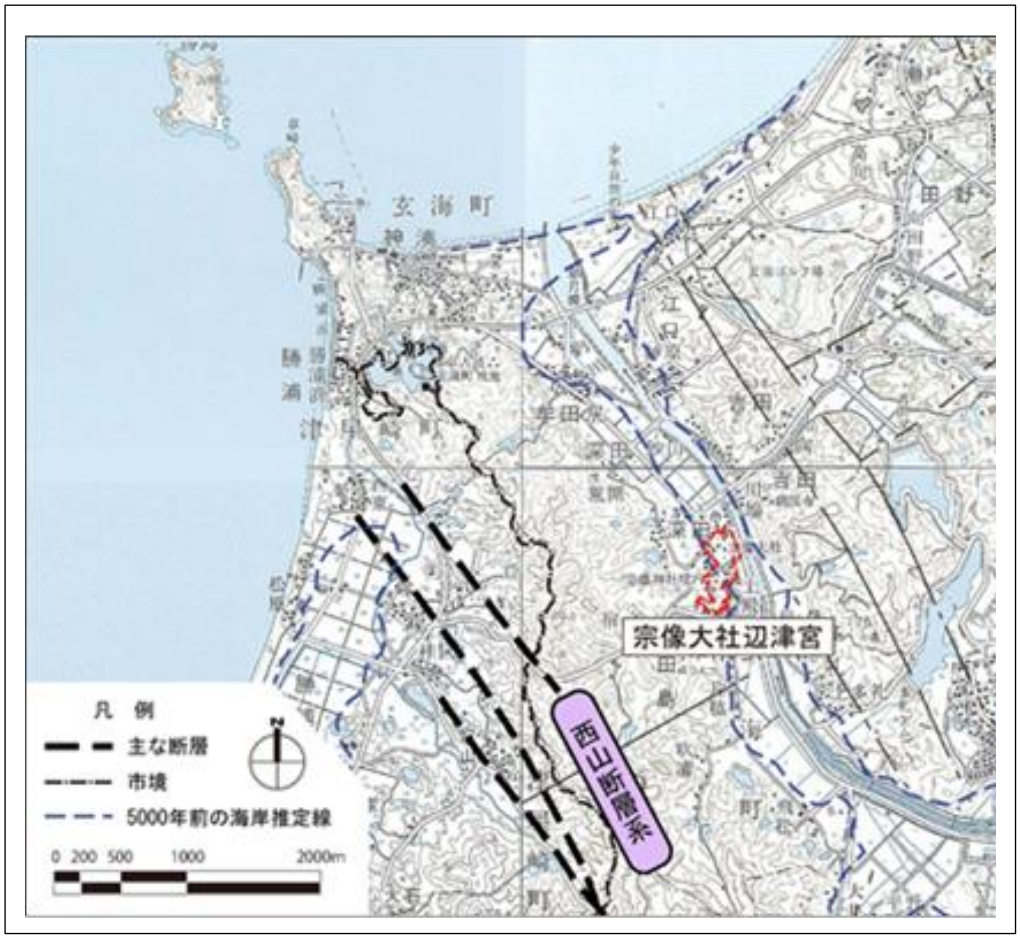

図２－１－５　西山断層系と宗像大社辺津宮の位置関係

（iii）津波の発生予想

平成 23（2011）年３月 11 日に発生した東日本大震災をうけて、福岡県は災害対策基本法に基づいて福岡県防災会議が定めた地域防災計画（震災対策）の見直しに着手し、福岡県においても最大クラスの津波を設定し、詳細な検討を行う必要があるとの考え方から「津波に関する防災アセスメント調査」を行っている。

同調査報告書では、対馬海峡東の断層、周防灘断層群主部、雲仙地溝南縁 東部断層帯と西部断層帯の連動の３つの波源による津波の高さを推計しているが、宗像市を含む玄界灘、響灘沿岸地域においては、対馬海峡東の断層による津波の影響が大きいと予測され、推計計算結果を次のように示している。

宗像市では最大津波高が２m 以上になると予測されており、下表のように、大島の沖津宮遙拝所の付近では 2.5～３mになると示されている。また、津波が釣川を遡上し、辺津宮付近まで達するものと考えられている。

（１）津波の到達時間

・ 対馬海峡東の断層において想定した地震が起きた場合の津波は、朔望平均満潮位では地震発生から 71 分程度で最も速く宗像市に到達し、平均潮位では 85 分で北九州市に到達すると予測される。

（２）最大津波高

・ 波高は玄界灘と響灘の沿岸部で高く、糸島市と福岡市東区、宗像市、岡垣町で最大津波高が２m 以上になると予測される。この中で、最大津波高は宗像市が最も高く、朔望平均満潮位の場合は 2.50 m、平均潮位の場合は 2.61 m である。

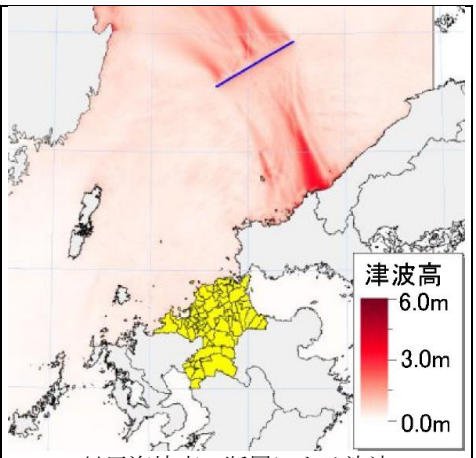

対馬海峡東の断層による津波

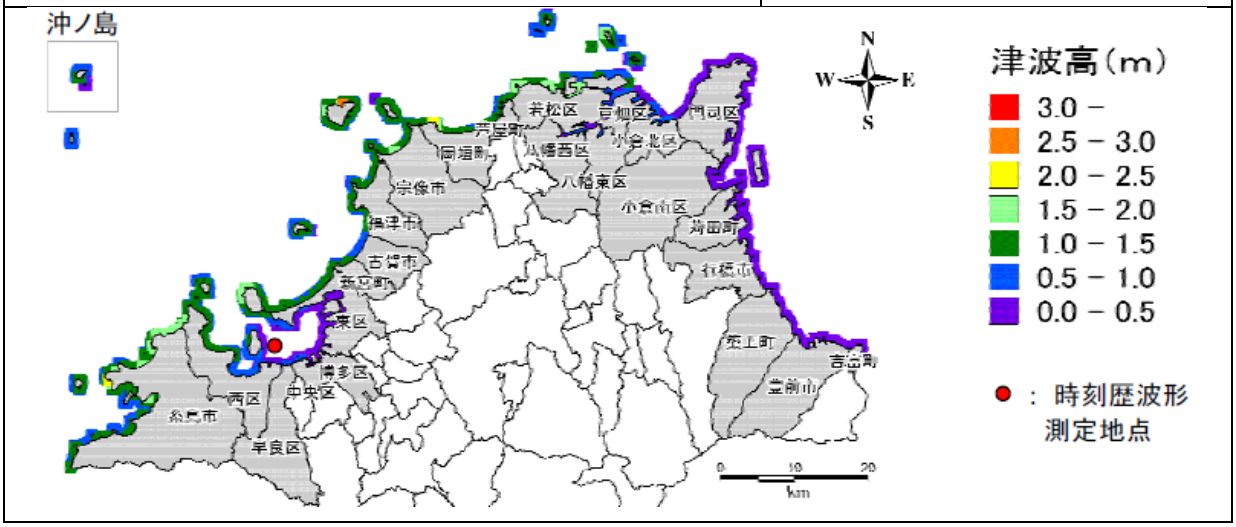

資料：「津波に関する防災アセスメント調査報告書」平成 24（2012）年３月

図２－１－６　対馬海峡東の断層による津波の予想

（２）社会的環境

①沿革

明治 22（1889）年の市町村制施行により、当地方は 12 村に再編成され、大正 14（1925）年までに 3 町 8 村となった。その後、昭和 29（1954）年に内陸部に位置する 2 町 4 村の合併により宗像町が、同 30（1955）年に沿岸部の 1 町 3 村の合併により玄海町が誕生した。昭和 56（1981）年には宗像町が旧宗像市となり、平成 15（2003）年に旧宗像市と玄海町が合併し、平成 17（2005）年に大島村が宗像市に編入され、現在に至っている。

②産業

農業では、釣川流域に広がる田園地帯における稲作をはじめ、麦・大豆を中心にした土地利用型農業や、これに野菜や果樹等を組み合わせた複合型農業、イチゴやトマトなどの施設園芸等が盛んであり、多様な農産物が生産されている。

漁業では、沿岸部で古くから盛んな地域として、神湊、鐘崎、大島、地島と福津市の福間、津屋崎及び勝浦の 7 漁村は「宗像七浦」と総称されていた。主要な海産物にはブランド化されているトラフグやアジをはじめ、ワカメやメカブ、アカモク等の海藻類もある。

観光面をみると、宗像大社、鎮国寺及び宗生寺などの社寺や、旧唐津街道沿いの赤間宿、原町のまちなみなど貴重な歴史文化資産を有しており、特に宗像大社は、本市の歴史・文化のシンボルであるとともに、重要な観光資源でもある。

（３）歴史的環境

①原始

宗像地域における人の生活の起源は、発掘された遺跡などから約 3 万年前から 1 万年前の後期旧石器時代と考えられており、市内の遺跡等でナイフ形石器や台形石器が発見されている。

縄文時代に入ると、氷河期の終焉とともに海面が上昇したため、海が釣川沿いに内陸部まで入り込んだとされ、縄文時代前期（4700 年前）の海岸線が推定されている（図２－１－８）。また、入海周辺の平野部が居住地として活用されていたと考えられているが、釣川中流域では縄文時代の遺構は発見されていない。

縄文時代後期の遺跡としては、鐘崎貝塚が挙げられる。昭和 8（1933）年頃から貝塚として認識され、海水産・淡水産の貝類、魚骨及び獣骨などが出土し、海や山に生きる縄文人の暮らしぶりをうかがい知ることができる。

弥生時代には、気候の変化とともに海岸線が後退し、内陸部に平野が形成された。また、同時期に稲作技術が伝来し、釣川中流の丘陵や河成段丘上に集落が形成されている。

前期初頭の東郷登リ立遺跡では、環濠集落の成立がみられる。また、田久松ケ浦遺跡では、朝鮮半島に起源を有する石槨墓も確認され、朝鮮半島との密接な交流が推察される。

古墳時代には、宗像氏がヤマト王権（大和朝廷）と結びつき、大きく成長した時期である。4 世紀後半から沖ノ島で航海の安全や国家安寧を願う国家的祭祀が始まったとされ、優れた航海技術を持つ宗像海人族を束ねていた宗像氏がヤマト王権（大和朝廷）の国家的祭祀に深く関わっていた。

沖ノ島での国家的祭祀を担った人々の墓は、釣川流域に多数存在し、これまで前方後円墳 22 基、円墳約 2,000 基、横穴墓約 200 基が確認されている。また、宗像地域に見られる古墳の石室構造は、極端に深い墓抗と天井の高い玄室、石材を平積みにする玄門に特徴があり、宗像型石室と呼ばれ知られている。

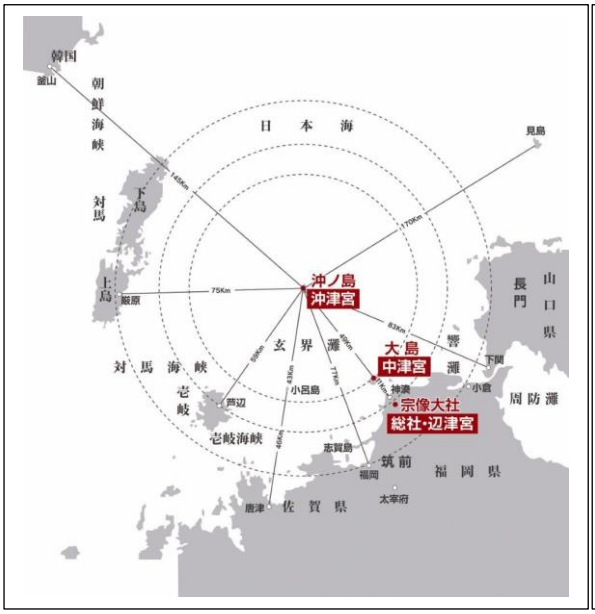

図２－１－７　広域的位置図

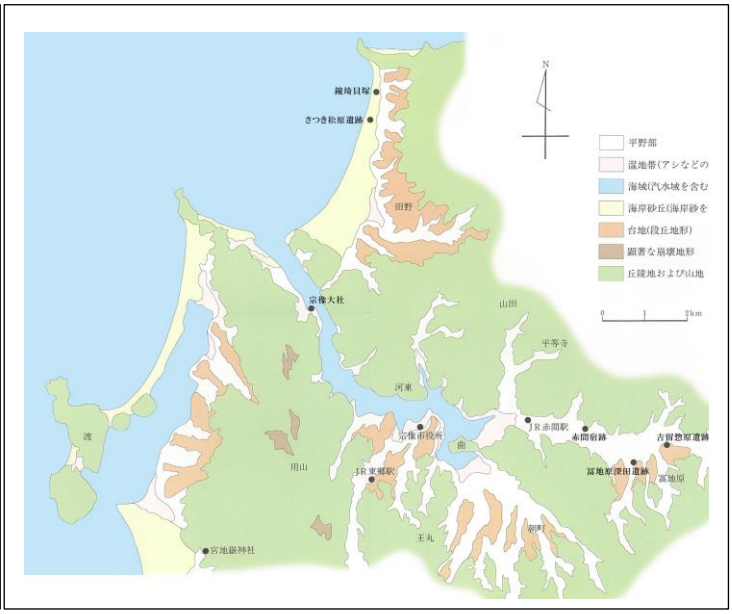

図２－１－８　縄文時代の宗像の地勢

②古代

一地方豪族から発生した宗像氏は、古墳時代のヤマト王権（大和朝廷）とつながりをもったことをきっかけに、中央政権との関係を強固なものにしていく。

中央政権の律令制下において、宗像郡内でも条里制が施行され、郡内には十四郷があったとされ、うち七郷が現在の市内になったと推定されている。

宗像氏が支配した宗像郡は７世紀中頃あたりから、「神郡」として認められるようになると、宗像大社の神域とされ、様々な特権が与えられた。宗像氏は、郡司とともに宗像大社の神主を兼務し、宗像郡の行政権と宗像大社の祭祀権を一手に握り、強力な地域支配を行っていく。

③中世

宗像大宮司家による支配は、天延２（974）年に大宮司職が設置された後、鎌倉時代、室町時代を経て、戦国時代、天正 14（1586）年に宗像氏貞が没するまで続くことになる。

大宮司家による海の支配は、浦や島に沙汰人を置く直轄管理で行われていた。日宋貿易の拠点は小呂島の他、「唐防」の地名が残り多量の輸入陶磁器が出土した西ノ後遺跡のある津屋崎漁港周辺と考えられている。

南北朝の動乱期、大宮司家においても内紛が続いた。その一方、宗像の地では、宗像大社辺津宮を中心に、盛大な祭礼が行われていた。史料には、正平 23（1368）年、一年間の宗像宮年中行事が 5,921 度とある。一年間の宗像大社関係の祭礼は、膨大な数であったことがうかがえる。

戦国時代に入り、九州は大友、島津、龍造寺三氏が互いに対立する状態になるが、次第に島津氏の勢力が圧倒的な強さを持つようになる。このような状況のなかで、宗像氏貞は城を築き領地を守り固めるとともに、領内神社の創建や修理にも努め、天正６（1578）年には宗像大社の辺津宮本殿を再建した。

天正 15（1587）年に九州平定を成し遂げた秀吉は、宗像氏に対して、一定規模の社領を認めただけで、大宮司家の家臣団組織や領地の支配を認めなかったことにより、宗像氏の領主支配は終焉を迎えた。

④近世（江戸時代）

九州平定後、秀吉の命により小早川隆景が筑前に入国、文禄 4（1595）年に跡を継いだ養嗣子の小早川秀秋が名島城に入城すると、宗像郡は隆景の隠居領となった。隆景は、天正 18（1590）年に宗像大社辺津宮の拝殿を寄進している。

関ヶ原の合戦後は、慶長 5（1600）年の黒田長政筑前入国以降、宗像郡は福岡藩の体制下に組み込まれ、長政の父、黒田如水が宗像郡に隠居領を持ち、その後は近代に至るまで、農村・漁村としての性格が強まっていく。

漁村部では、福岡藩が城下町以外を郡方・浦方に区分し、浦奉行が支配する浦方では、漁業や海運業、またはそれらに伴う商業が生業として営まれた。神湊、鐘崎、大島、地島及び津屋崎の各浦は「宗像七浦」に数えられた。鐘崎は日本海沿岸における海女発祥の地とも伝えられている。農村や漁村に対して、商いとしての賑わいを見せたのが唐津街道沿いの赤間宿である。赤間宿は唐津街道と赤間往還（木屋瀬で長崎街道に接続するもの）の分岐点に位置する。

⑤近・現代（明治時代以降）

昭和 36（1961）年に国鉄鹿児島本線が電化されたのと時を同じくし、当時の宗像町は、福岡・北九州両市への通勤圏として注目された。県の協力のもとまとめられた都市計画案は、誘致が進んでいた森林都市団地、住宅公団団地及び福岡学芸大学統合地の 3 つの大規模事業を中心にまちづくり構想を練ったものであった。

福岡・北九州両市との位置関係からベッドタウンとして発展する一方で、東海大学福岡校の開校、福岡教育大学の転入、日本赤十字国際看護大学などの開校に伴い、学園都市としての基盤も整っていった。

近年では、宗像市・福津市・福岡県の三者連携により、沖ノ島をはじめとする国史跡「宗像神社境内」や福津市の国史跡「新原・奴山古墳群」を核とした世界遺産登録に向けた取り組みを進めるため、平成 18（2006）年に「宗像・沖ノ島と関連遺産群」の世界遺産登録に向けた担当部署が設置された。その後平成 29（2017）年に「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」として世界文化遺産の登録に至っている。

２．計画対象地の現状

（１）計画対象地

計画対象地は、史跡指定地を基本とし、必要に応じて史跡指定地と一体となった近接地を含む。

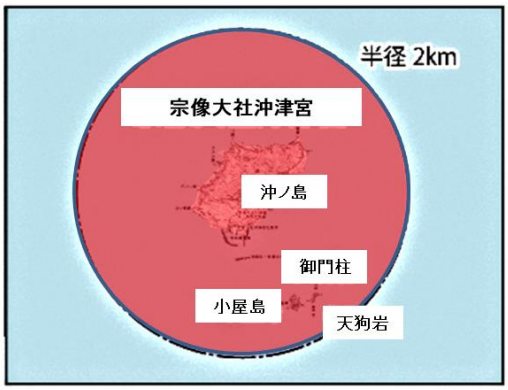

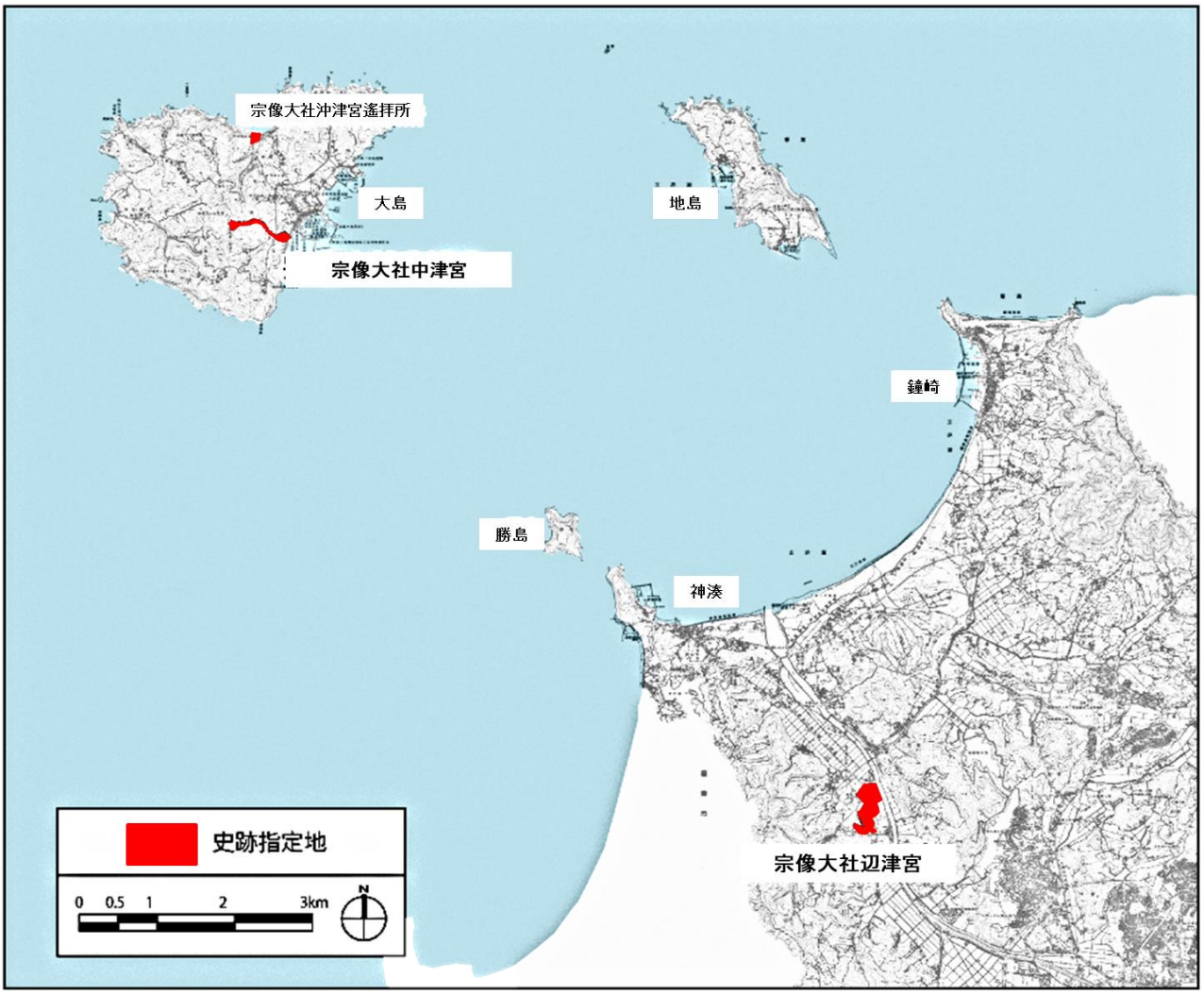

図　２－２－１　史跡指定地の位置

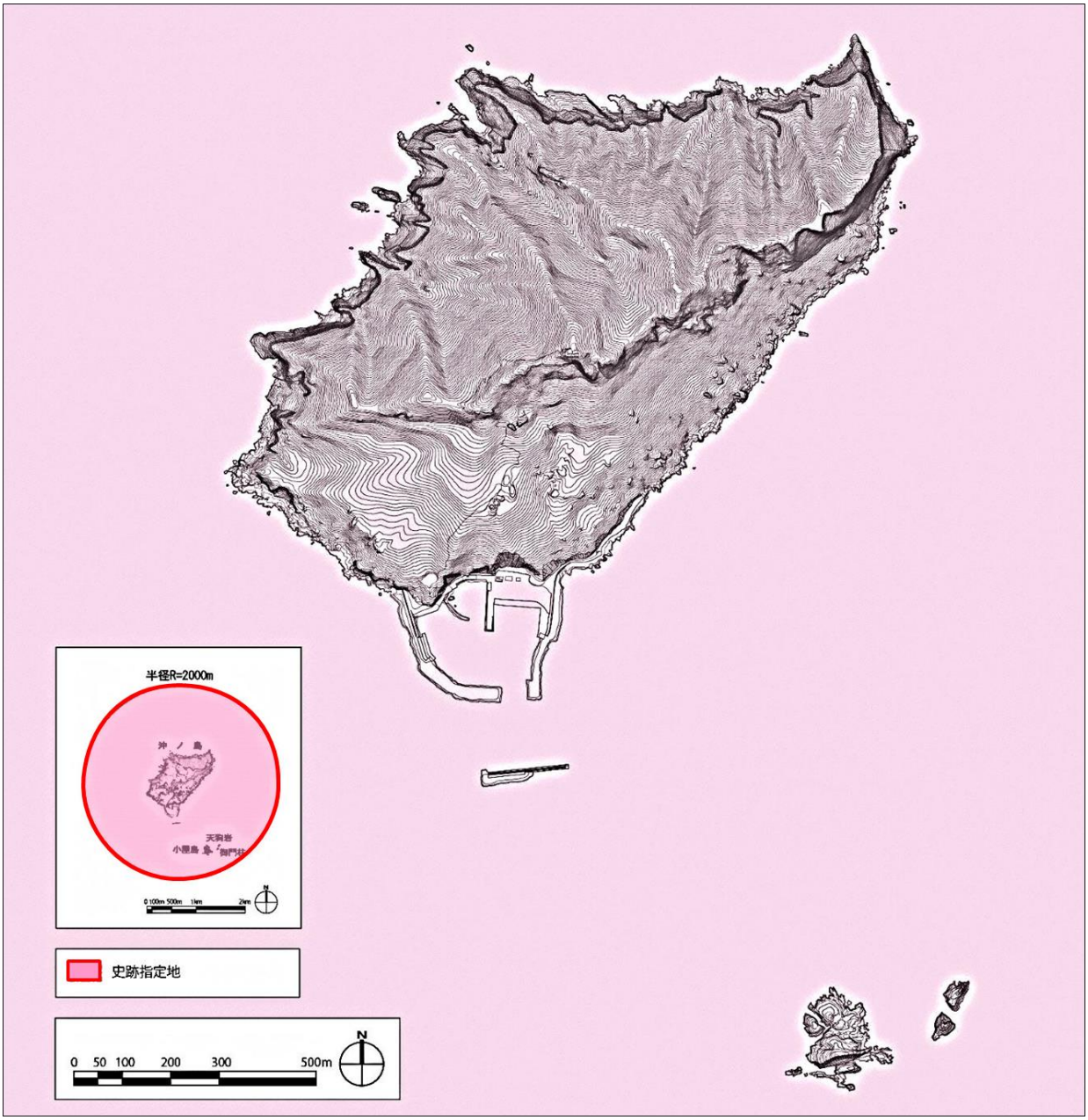

図　２－２－２　沖津宮の史跡指定地

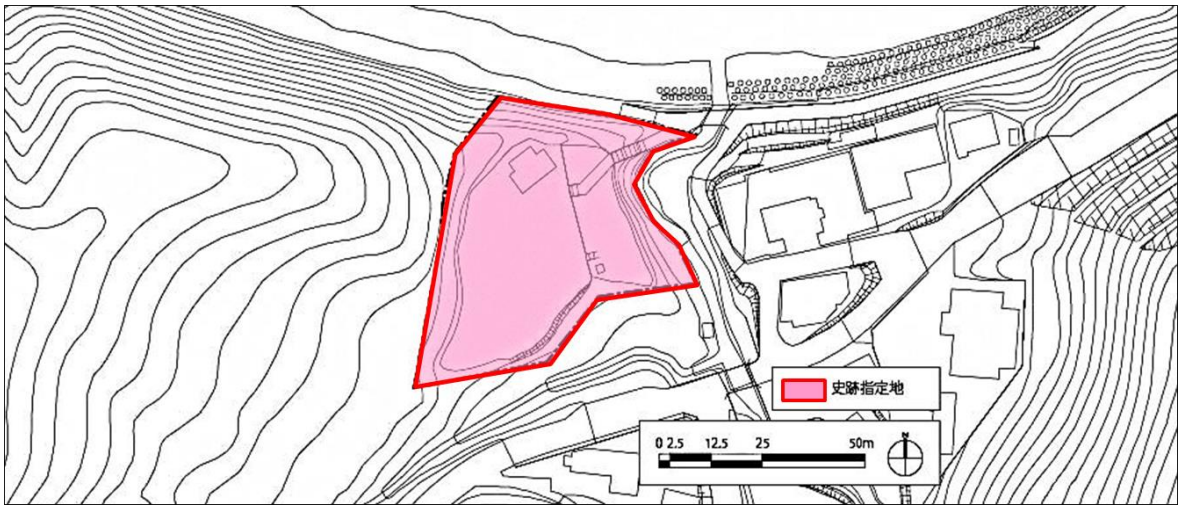

図２－２－３　沖津宮遙拝所の史跡指定地

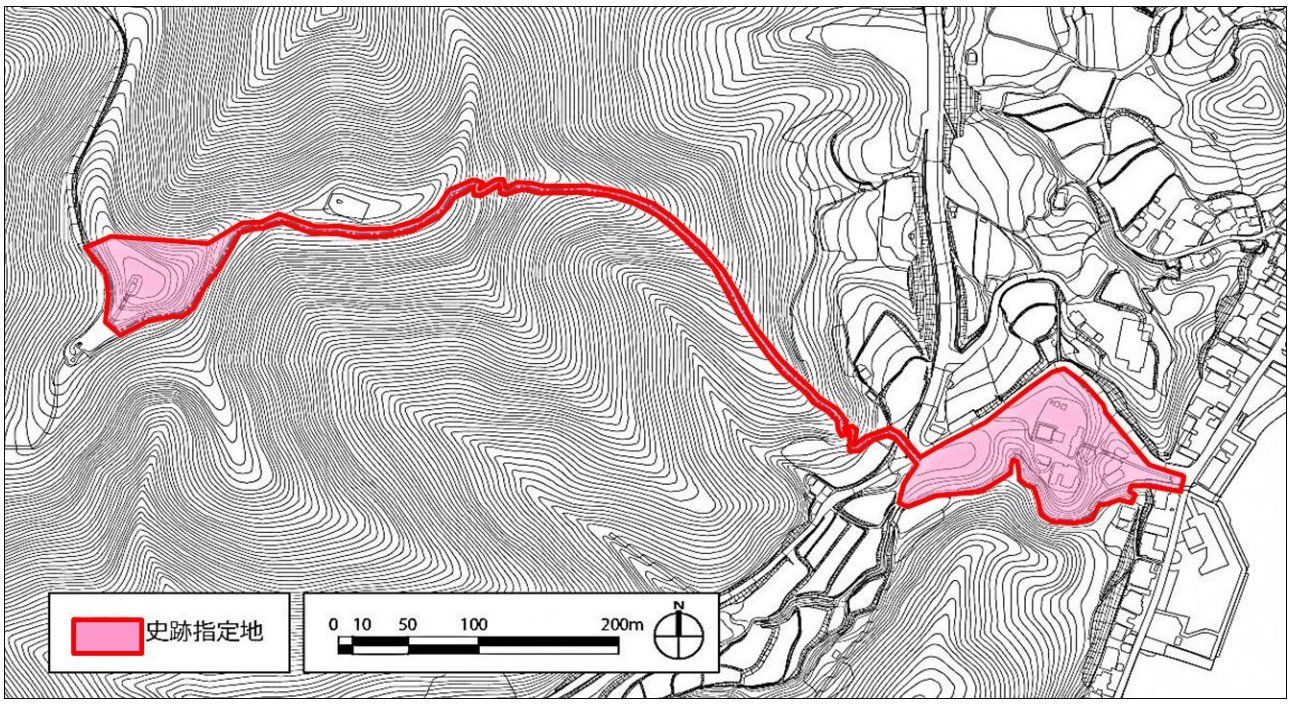

図　２－２－４　中津宮の史跡指定地

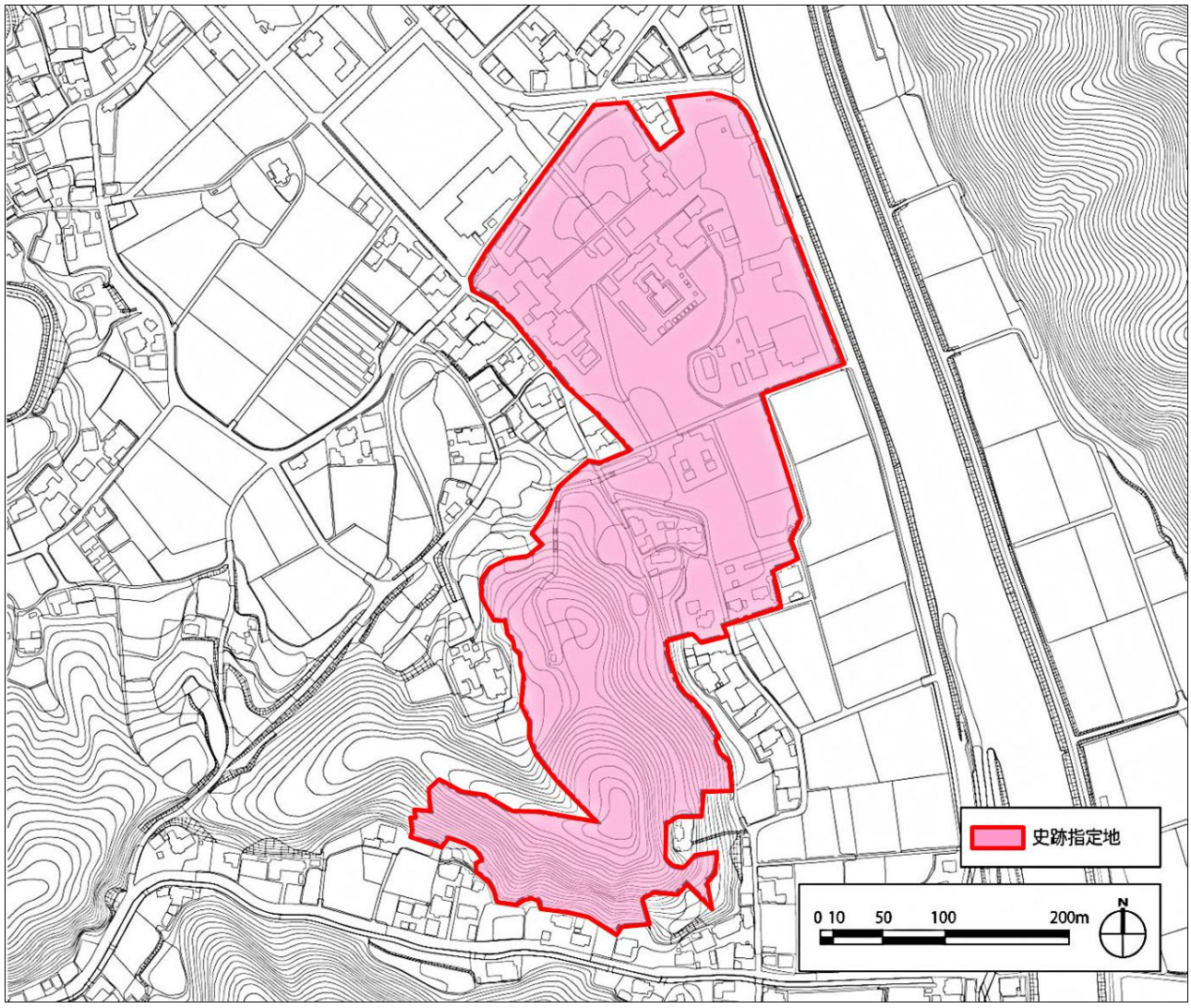

図　２－２－５　辺津宮の史跡指定地

（２）保存活用計画による区域区分

第１種区域は、古代の祭祀遺跡や本殿・拝殿を含む範囲であり、本質的な価値の保存を優先して整備する。

第２種区域は、第１種区域に準じる範囲であり、社叢を含め信仰を支える構造物等の保存を優先し、来訪者の動線に配慮しつつ静謐かつ尊厳のある信仰の場を演出する。沖津宮は、すべて海域であることから、静謐かつ尊厳のある信仰の場に相応しい史跡景観を阻害するものは撤去する。

第３種区域は、辺津宮の第２駐車場や第３駐車場、神宝館が含まれるが、将来的には史跡の本質的価値を補強する整備を行う。

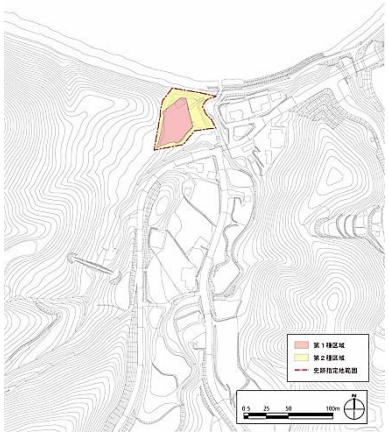

沖津宮遙拝所

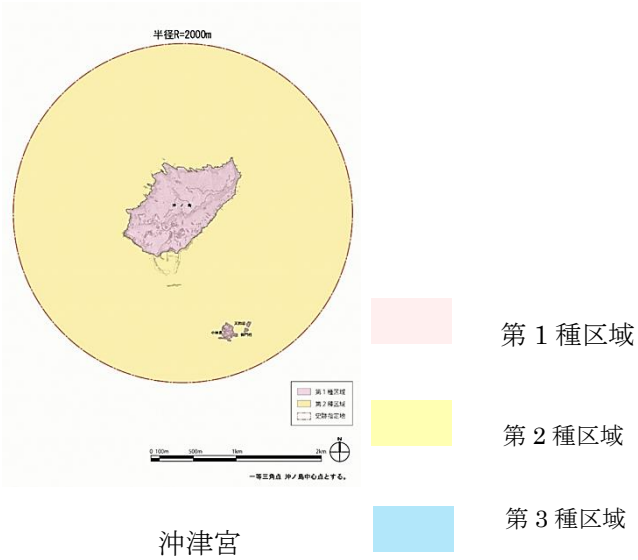

沖津宮

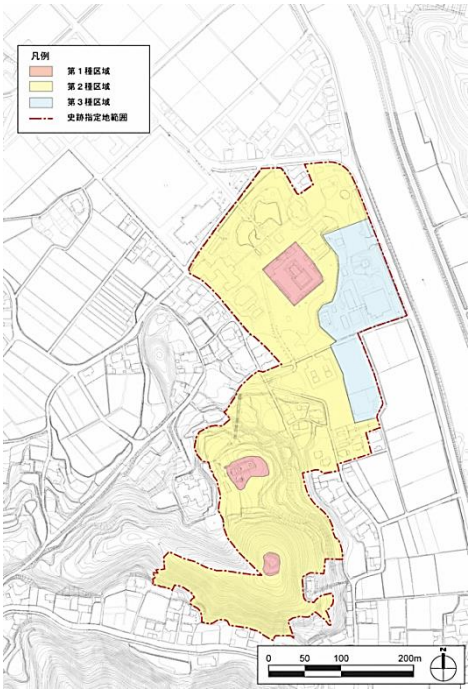

辺津宮

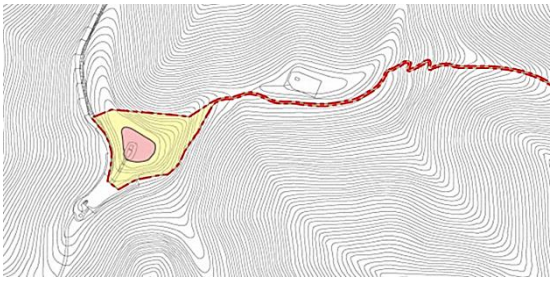

中津宮

図２－２－６　史跡境内地範囲図

第３章　史跡「宗像神社境内」の現状と課題

１．史跡「宗像神社境内」について

（１）計画対象地の概要

①史跡「宗像神社境内」の３つの特徴

史跡「宗像神社境内」は、「史跡の本質的価値」、「宗像大社の信仰上の価値」、「世界遺産の顕著な普遍的価値」の３つの特徴を有している。

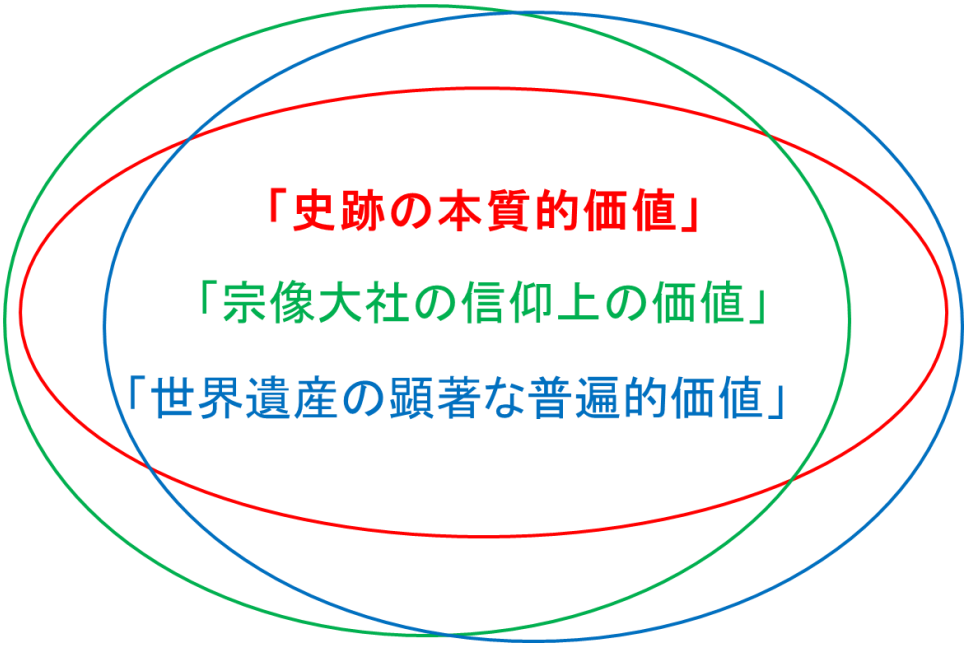

図３－１－１　計画対象地の考え方

②信仰活動の場

史跡「宗像神社境内」は、沖津宮、中津宮、辺津宮の三宮それぞれの場所でそれぞれの人々が参拝する信仰の場であり、日々神職によって国家安泰、航海安全、交通安全、五穀豊穣、無病息災などを祈る神事や祭事が行われている。

③多種多様な構成要素

史跡「宗像神社境内」には、史跡の価値を将来にわたり、守り伝える上で欠かせない多くの要素がある。祭祀遺跡の古代の信仰の場や本殿拝殿の社殿、鳥居、池、手水舎、社叢といった一連の神社境内の構造などそれぞれに価値を有している。また、来訪者のための駐車場や神社の歴史を伝える神宝館なども史跡「宗像神社境内」のなかに含まれている。

（２）指定状況

指定告示は以下のとおりである。

史跡指定地区域は、（図　３－１－２～５）に示す。

表３－１－１　史跡「宗像神社境内」の指定内容

○名　称	宗像神社境内　（むなかたじんじゃけいだい）
○種　別	国指定史跡
○都道府県名	福岡県
○指定年月日	1971.04.22（昭和 46 年 4 月 22 日）　　文部省告示第 119 号
○追加指定年月日	2013.10.17（平成 25 年 10 月 17 日）　　文部科学省告示第 147 号
○追加指定年月日	2015.10.07（平成 27 年 10 月 7 日）　　文部科学省告示第 173 号
○追加指定年月日	2017.10.13（平成 29 年 10 月 13 日）　　文部科学省告示第 223 号
○指定基準	三．社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
○指定状況	宗像市有地　（　　1,941.55 ㎡） 神社地　（　807,890.08 ㎡） 民有地　（　　4,057.08 ㎡） 国有地(海域)　（ 11,652,058.44 ㎡）
	合計　（ 12,465,947.15 ㎡）

注）（　）内の面積は、指定告示に記載された地番の地籍面積の合計で、介在する道路・水路等の面積を含まない。

○当初指定の理由（文部省告示第 119 号より抜粋）

宗像神社は、沖津宮、中津宮、辺津宮の三宮をもって構成され、三女神を奉祀した。

沖津宮のある沖ノ島は、島そのものが境内地で、昭和 29（1954）年以来数回の調査で朝鮮との密接な関係を示すとともに、大島の中津宮、田島の辺津宮とも共通性のあることが明らかとなった。しかし、それらは、6、7 世紀までのものが中心で、8 世紀以降急速に遺物が希薄となるのは、大島に沖津宮遙拝所が設けられ、田島が惣社たる地位を占めるにいたったことと関係があると思われ、中津宮は、中間的な祭場と考えられる。田島の辺津宮は、南より海に注ぐ釣川に沿い、宗像山から山麓にかけて上高宮、下高宮、第二宮、第三宮、正三位社、内殿、第一宮（惣社）、浜宮が順次展開されるが、本来の辺津宮は、高宮にあり、それがのちに山麓の大宮司邸に移りはじめて三島の神を一ヵ所に祭り、本格的な社殿が造営されたもののようで諸縁起、流記によればその時期は、光仁天皇の宝亀・天応年間のことといわれる。平安時代には、神仏習合により、境内に宝塔院が造立され、それを中心に東塔、西塔、弥勒堂が配置されたらしく、鎌倉時代に鎮国寺が神宮寺として営まれると、それらは境内諸堂として残った。

以上の諸殿舎の配置を示す最古の絵図は、天正６（1578）年の造営図で、この絵図によって、中世末の境内を想定でき、史跡の範囲を定めうるが、現境内もなおよく当時の基本を踏襲している。

宗像神は、記紀、風土記にすでにひろく神格をみとめられた神で、これを奉斎する宗像氏も古代

の有力な氏族であり、神郡である宗像郡の大領となり、かつ神主を兼ね、のち太政官符、院庁下文によって宮司、大宮司に任ぜられ、中世以後は、院、源氏、足利氏らの支配下にあり、少弐、大内、毛利、大友、龍造寺らの諸氏の争闘の中にあってよくその地位を守り、近世には小早川、黒田らの大名の配下に入ったが、古来の郡内摂末社 75 社のほかに境内摂末社 20 社を設けるなど、神社の規模をよく維持した。

宗像神社の重要性に鑑み三宮の境内地を中心として史跡指定し、保存をはかろうとするものである。

○追加指定の理由

追加指定の理由については、保存活用計画に示しているためここでは割愛する。また、史跡の範囲及び沖津宮、中津宮の追加指定範囲の変遷については図３－１－２から図３－１－５に示す。追加指定範囲を包含した本質的価値については次の項目で示す。

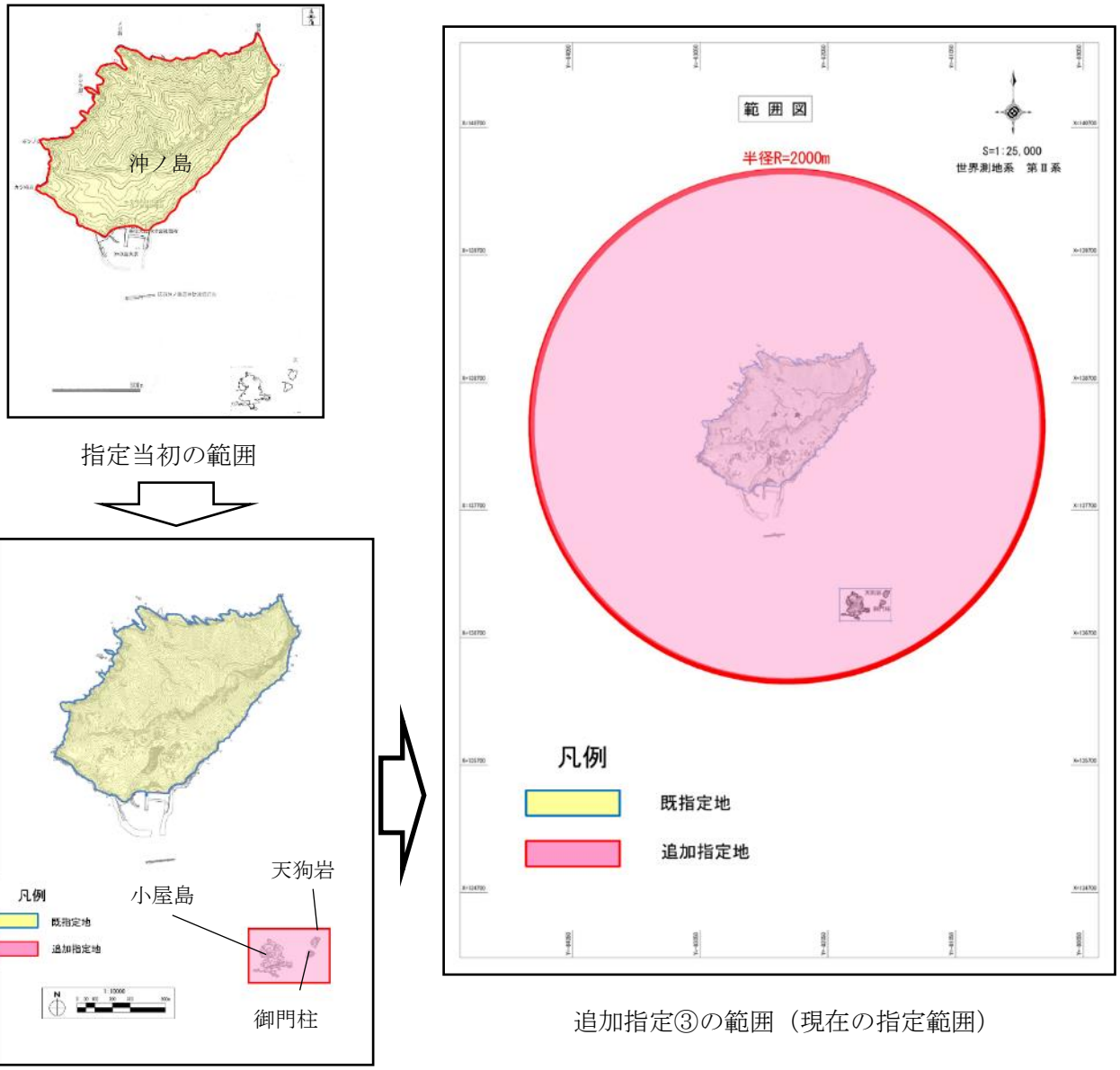

図３－１－２　宗像大社沖津宮指定範囲の変遷

図３－１－３　宗像大社沖津宮遙拝所指定範囲

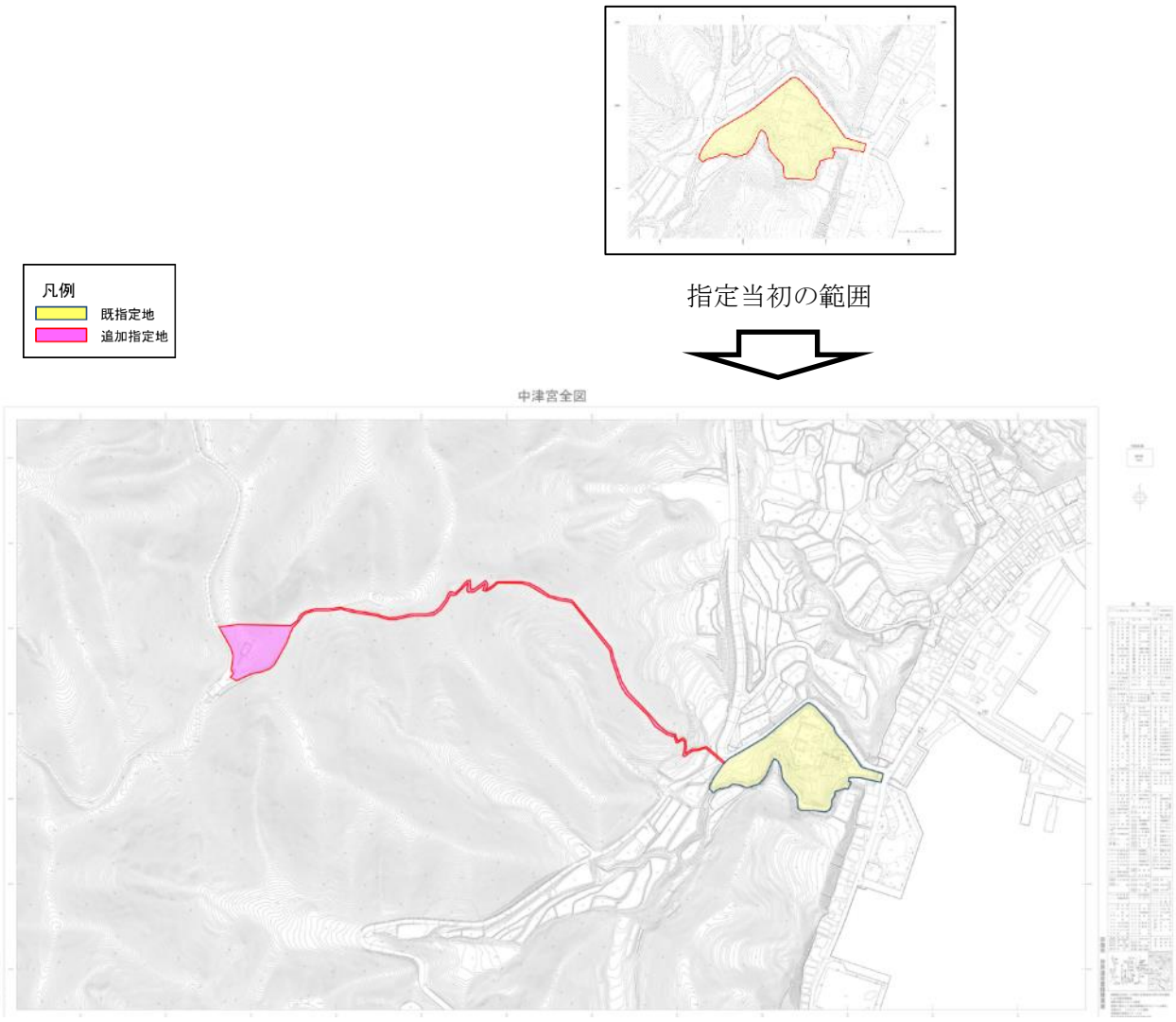

追加指定①の範囲（現在の指定範囲）

図３－１－４　宗像大社中津宮指定範囲の変遷

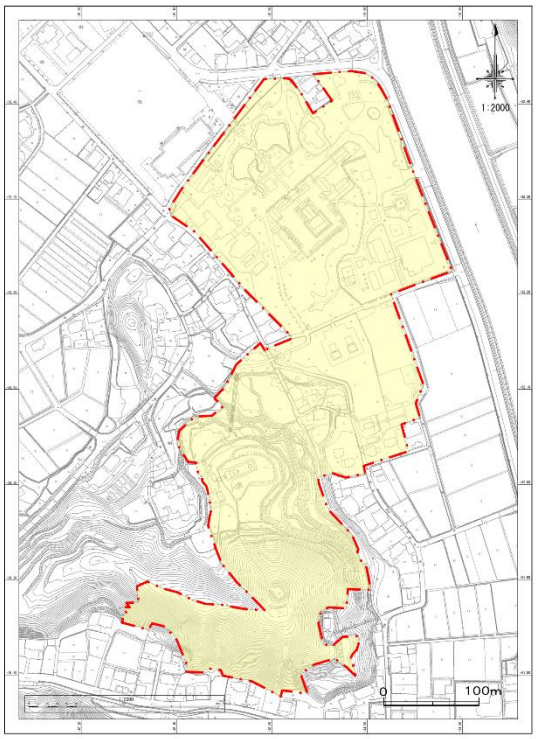

図３－１－５　宗像大社辺津宮指定範囲

（３）本質的価値

日本と中国大陸・朝鮮半島とを結ぶ玄界灘に浮かぶ沖ノ島は、はるかな古代より航海の道標であり、島内の独特な自然環境である原生林に覆われた巨岩群のなかで祭祀が行われていた。それを証する沖ノ島祭祀遺跡では、４世紀後半から９世紀末までの約 500 年間という長期にわたって岩上―岩陰―半岩陰・半露天―露天と四段階に祭祀形態が変遷することが確認されている。祭祀遺跡は禁忌による厳しい入島制限のため、ほぼ手付かずの状態で現代まで残されている。さらに、沖ノ島祭祀の露天祭祀期には、大島御嶽山遺跡、九州本土田島の下高宮祭祀遺跡でも同様の露天祭祀が営まれ、共通する遺物が出土している。

３箇所の祭祀遺跡はそれぞれ沖津宮・中津宮・辺津宮へと発展し、三宮からなる宗像神社（現：宗像大社）を形成する。さらに後の時代になると社殿が建てられるようになり、自然信仰による祭祀から社殿における祭祀に至るまでの信仰の継続性を三宮それぞれが証明する。一直線上に位置する三宮は、沖ノ島を中心として相互に遙拝することができ、現在も地域に密着した神事が行われ、古代以来の信仰を受け継いでいる。

このように、「宗像神社境内」は、古代祭祀の場を中心とする広大な境内域が古代から現在に至るまで維持されている史跡である。

（４）史跡を構成する要素

①構成要素の分類

史跡の本質的価値は、「古代祭祀の場を中心とする広大な境内域が古代から現在に至るまで維持されている」とまとめられ、当初指定理由では、「古代から近世まで神社規模が維持されている」ことが高く評価されている。これらを踏まえ、史跡「宗像神社境内」の本質的価値を構成する諸要素（A）と本質的価値とは異なる諸要素（B～E）を分ける基準を以下のとおり設定し要素ごとに分類し整理した。

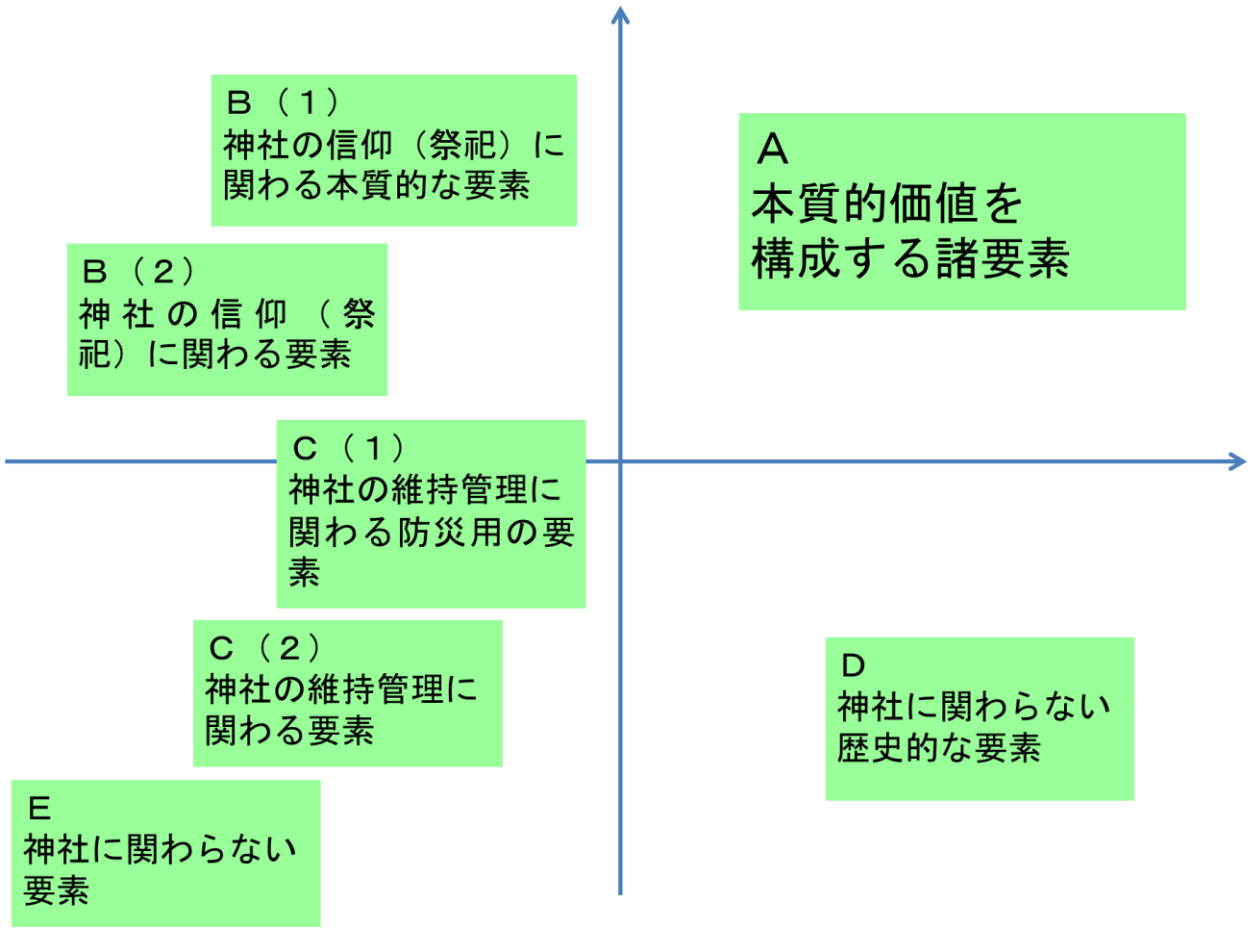

図３－１－６　構成要素の分類

・当初指定理由で古代から近世まで神社規模が維持されていることが高く評価されていることから、横軸の交点より右を江戸期以前、左を明治期以降とした。ただし、江戸期の境内を最もよく示すものは明治初期の絵図であることから、沖津宮及び沖津宮遙拝所は明治８（1875）年の「沖津宮全図」と「沖津宮遙拝所全図」を、中津宮及び辺津宮は明治 17（1884）年の「中津宮社地平面図（甲之図）」と「辺津宮社地平面図（甲之図）」を参考に分類した。交点より右の最も古い時期は古代祭祀開始期とし、弥生時代や縄文時代などは（D）に含めた。
・縦軸は、交点より上を現在の信仰（祭祀）に必要不可欠なもの、下をそれ以外のものとした。
・今後の調査によって新たな知見が得られた場合は、構成要素の分類を再編する。

図３－１－７　明治８（1875）年「沖津宮全図」宗像神社史上巻図版第三三

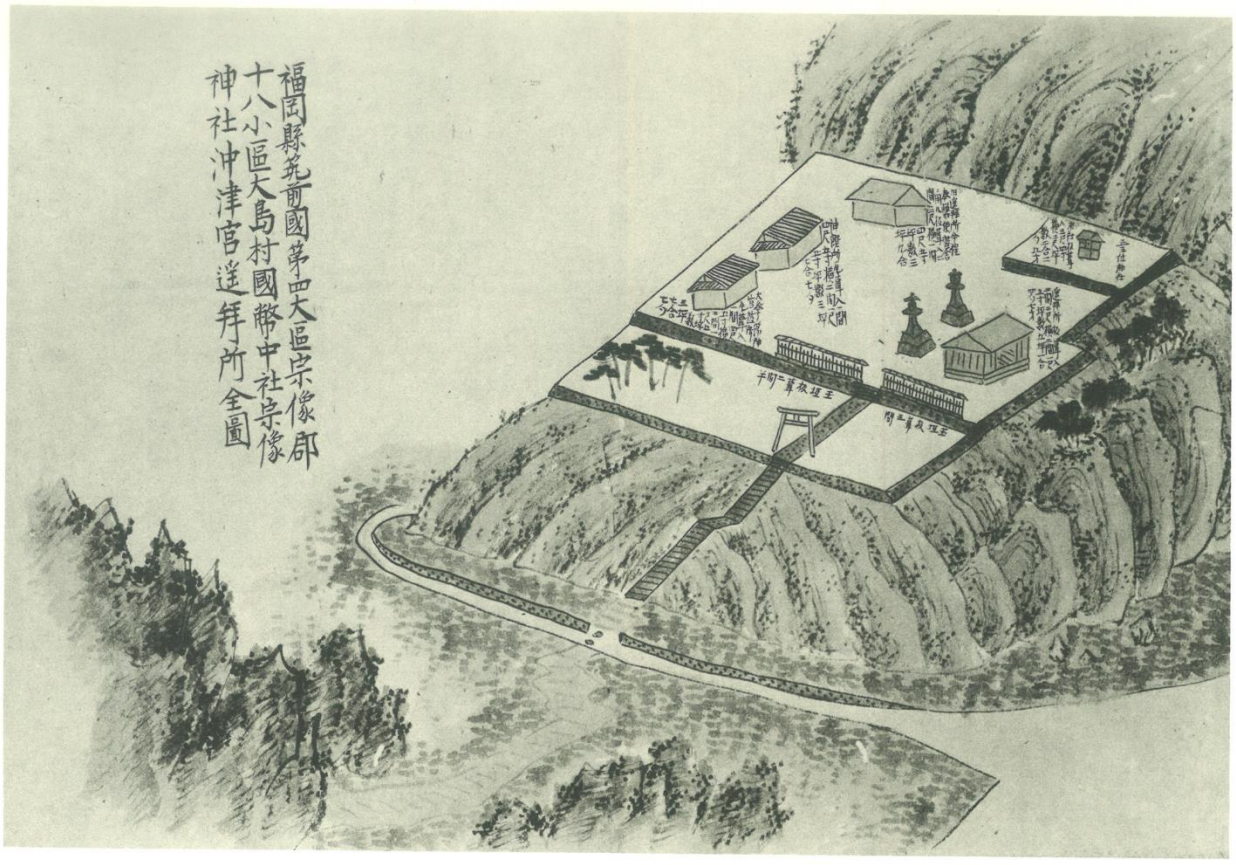

図３－１－８　明治８（1875）年「沖津宮遙拝所全図」宗像神社史上巻図版第三五

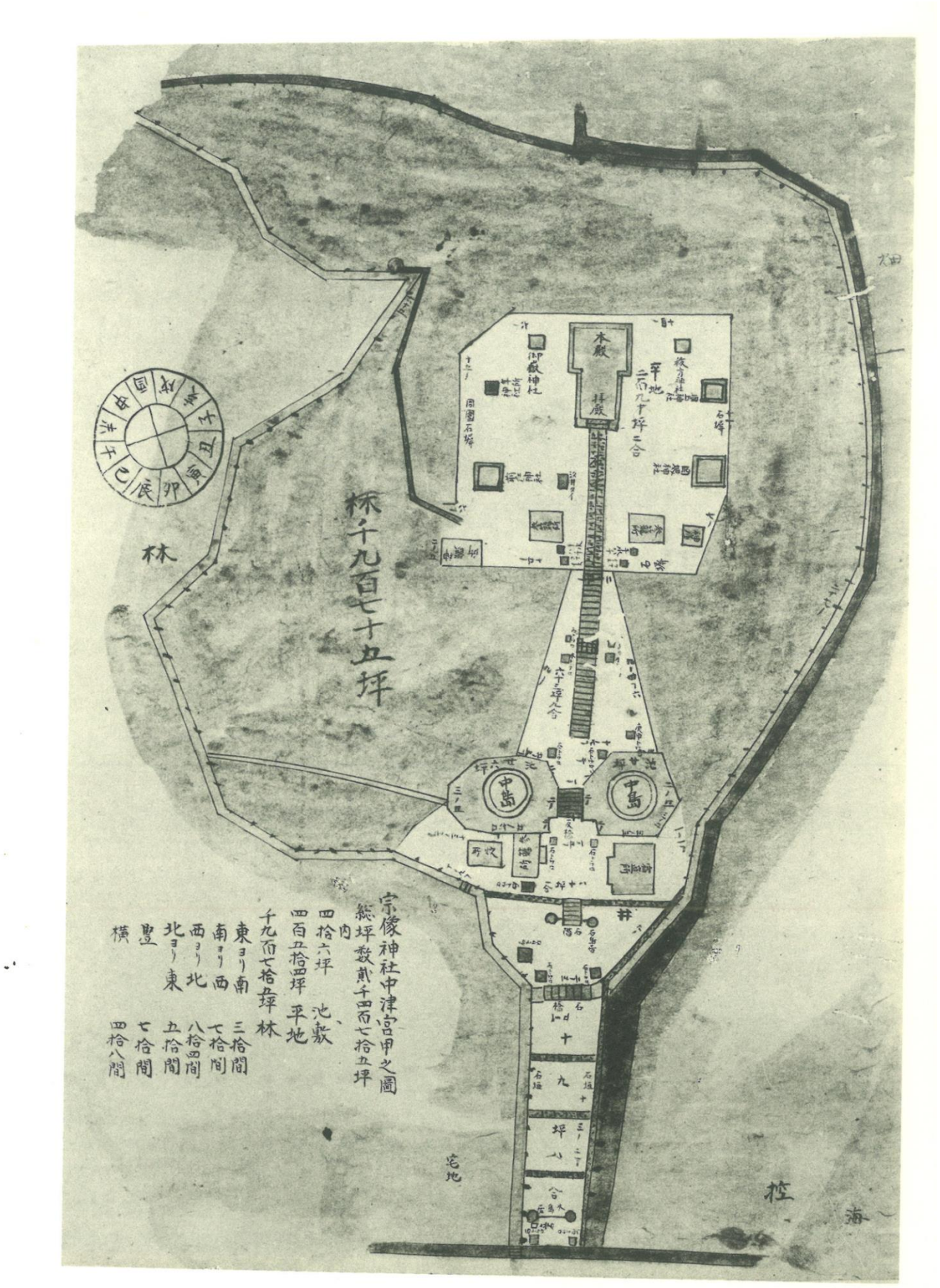

図３－１－９　明治 17（1884）年「中津宮社地平面図（甲之図）」宗像神社史上巻図版第三〇

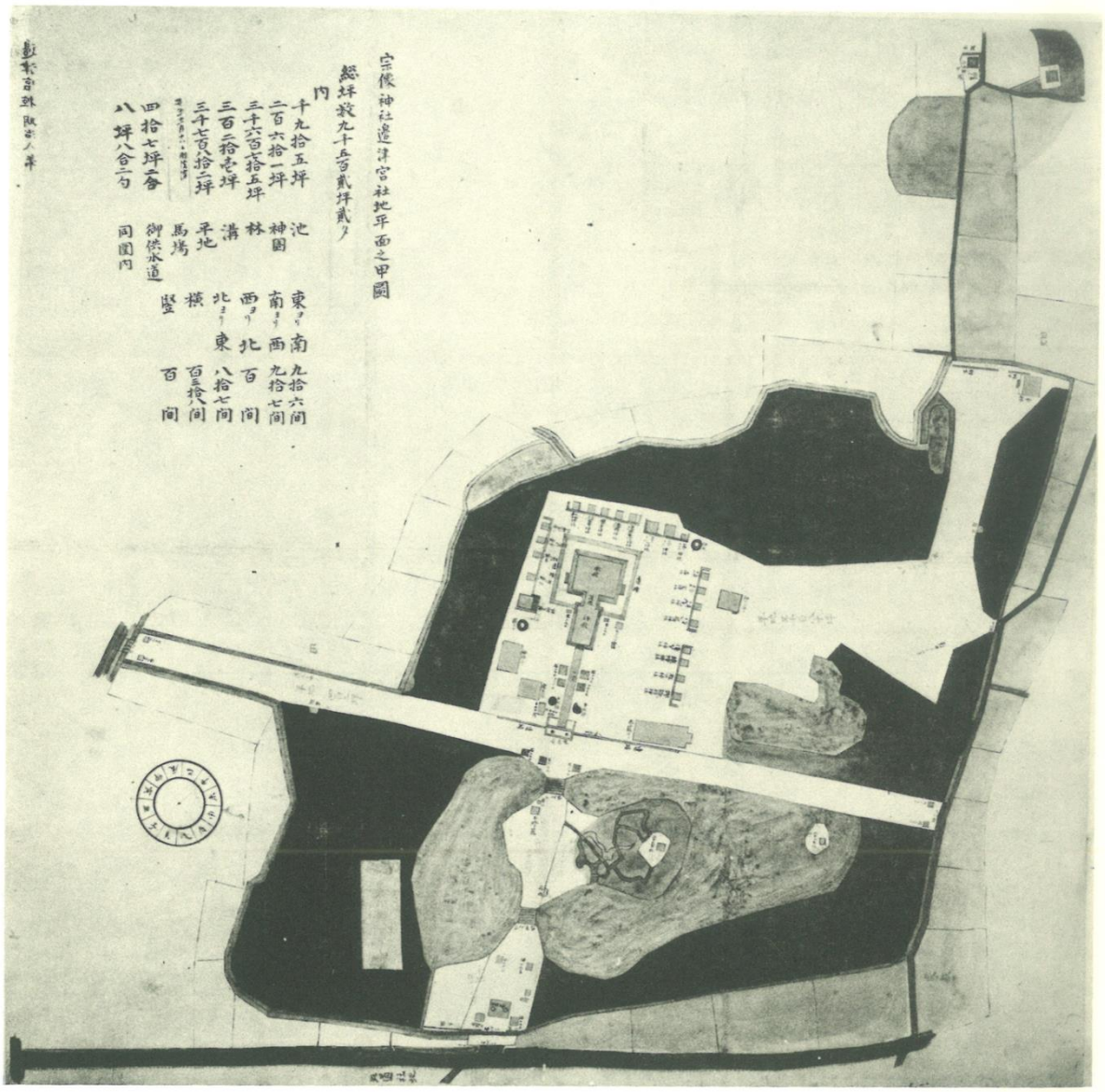

図３－１－１０　明治 17（1884）年「辺津宮社地平面図（甲之図）」宗像神社史上巻図版第二三

②構成要素の整理

境内にある建造物等について、分類に従って各構成要素を整理した。区域区分については、16 ページを参照。

表３－１－２　構成要素の分類

本質的価値を構成する諸要素	本質的価値と異なる諸要素					
	神社の信仰（祭祀）に関わる本質的な要素	神社の信仰（祭祀）に関わる要素	神社の維持管理に関わる防災用の要素	神社の維持管理に関わる要素	神社に関わらない歴史的な要素	神社に関わらない要素
A	B（1）	B（2）	C（1）	C（2）	D	E

表３―１－３　史跡を構成する要素
（沖ノ島の一ノ岳を中心に半径２㎞の円状に囲まれた範囲（宗像大社沖津宮））

区域	分類		A；本質的価値を構成する諸要素	本質的価値と異なる諸要素			
				B（1） B（2）	C（1） C（2）	D	E
第１種	地下遺構		・祭祀遺跡 ・神社に関わる地下遺構			・神社に関わらない地下遺構 ・戦時遺構	
	自然的要素		・社叢 ・地形 ・岩礁				
	構造物	建築物	・本殿 ・拝殿 ・末社大神宮	(1)末社正三位社	(2)脱衣場（水槽）		・灯台
		工作物		(1) 鳥居 (2) 灯籠 (2)石柱			・太陽光発電施設 ・通信施設
		土木構造物	・参道（石段） ・池		(1)コンクリート吹付		・管理道
第２種	地下遺構					・神社に関わらない地下遺構 ・水中遺構	
	自然的要素		・地形 ・岩礁 ・禊場 ・海域				
	構造物	建築物		(2)社務所			・海上保安庁施設（現 NTT） ・漁業協同組合管理建物
		工作物			(2)記念碑 (2)看板	・記念碑（冷蔵庫跡の碑）	・太陽光発電施設 ・ポール ・杭
		土木構造物			(2)階段、石垣		・漁港施設

表３―１－４　史跡を構成する要素（宗像大社沖津宮遙拝所）

区域	分類		Ａ；本質的価値を構成する諸要素	本質的価値と異なる諸要素			
				Ｂ（１） Ｂ（２）	Ｃ（１） Ｃ（２）	Ｄ	Ｅ
第１種	地下遺構		・神社に関わる地下遺構			・神社に関わらない地下遺構	
	自然的要素		・社叢 ・地形				
	構造物	建築物	・社殿				
		工作物	・灯籠	(1)鳥居			
		土木構造物	・階段		(2)石垣		
第２種	地下遺構		・神社に関わる地下遺構			・神社に関わらない地下遺構	
	自然的要素		・社叢 ・地形				
	構造物	建築物		(1)正三位社			
		工作物		(2)石塔 (2)石碑			・不明石塔
		土木構造物	・階段				

表３―１－５　史跡を構成する要素（宗像大社中津宮）

区域	分類		Ａ；本質的価値を構成する諸要素	本質的価値と異なる諸要素			
				Ｂ（１） Ｂ（２）	Ｃ（１） Ｃ（２）	Ｄ	Ｅ
第１種	地下遺構		・祭祀遺跡 ・神社に関わる地下遺構			・神社に関わらない地下遺構	
	自然的要素		・社叢 ・地形				
	構造物	建築物	・本殿※１ ・拝殿 ・末社	(1)神門 (1)廻廊 (2)神饌所	(2)倉庫		
		工作物		(2)石製手水鉢 (2)灯籠 (2)石碑	(1)照明柱 (1)消火栓 (2)芳名板 (2)玉垣・透垣（瑞垣） (2)絵馬架台 (2)水桶、水置場		
		土木構造物	・参道	(2)相撲場	(2)石垣		
第２種	地下遺構		・祭祀遺構 ・神社に関わる地下遺構			・神社に関わらない地下遺構	
	自然的要素		・社叢 ・地形				
	構造物	建築物		(1)織女社 (2)社務所、斎館 (2)参籠殿 (2)手水舎			
		工作物	・二の鳥居 ・御嶽宮参道鳥居 ・狛犬 ・石灯籠	(1)鳥居（A以外） (1)天の真名井 (2)灯籠 (2)石碑 (2)狛犬 (2)手水石 (2)石柱 (2)石盤	(2)玉垣 (2)記念碑 (2)由緒板 (2)保安林指定看板 (2)橋 (2)受水槽 (2)焼却炉 (2)排水管 (2)電柱 (2)立札		・藤棚
		土木構造物	・参道 ・階段 ・神池 ・天の川		(2)堰、揚水ポンプ		

※１　県指定有形文化財

表３―１－６　史跡を構成する要素（宗像大社辺津宮）

区域	分類		A；本質的価値を構成する諸要素	本質的価値と異なる諸要素			
				B（1） B（2）	C（1） C（2）	D	E
第1種	地下遺構		・祭祀遺跡 ・神社に関わる地下遺構			・神社に関わらない地下遺構	
	自然的要素		・社叢 ・地形				
	構造物	建築物	・本殿※２ ・拝殿※２ ・摂末社 ・絵馬堂（仮殿）	(1)神門 (2)授与所（廻廊） (2)神饌所 (2)幄舎			
		工作物		(2)狛犬 (2)灯籠 (2)石碑	(1)誘導立札 (1)ｽﾋﾟｰｶｰ柱 (1)照明柱 (1)消火栓 (2)玉垣・透垣（瑞垣） (2)案内板、由緒板、看板、掲示板、説明板		
		土木構造物		(1)高宮祭場			
第2種	地下遺構		・祭祀遺跡 ・神社に関わる地下遺構			・神社に関わらない地下遺構	
	自然的要素		・社叢 ・地形				
	構造物	建築物		(1)末社（松尾・蛭子） (1)第二宮第三宮 (1)儀式殿 (1)手水舎 (1)祓舎 (1)高宮斎舎 (2)勅使館 (2)斎館 (2)清明殿 (2)護国神社	(2)高宮参道覆屋 (2)管理員室 (2)渡廊下 (2)駐車場上屋		・民家 ・倉庫

※２国指定重要文化財

第2種	構造物	工作物		(1)二の鳥居 (1)鳥居 (2)狛犬 (2)灯籠 (2)石碑 (2)石柱 (2)手水石(鉢) (2)おみくじ結び所	(1)誘導立札 (1)ｽﾋﾟｰｶｰ柱 (1)照明柱 (1)消火栓 (2)案内板、由緒板、看板、掲示板、説明板 (2)記念碑、石板 (2)石造物 (2)電柱 (2)橋 (2)柵、堀 (2)変圧器、配電盤、配電柱 (2)濾過装置 (2)受水槽、給水塔、水道栓、ポンプ (2)ごみ置き場 (2)門柱 (2)ポール		・車止め ・藤棚、ベンチ ・ガードレール ・防護柵 ・カーブミラー
		土木構造物	・心字池		(1)治山施設 (2)水路、排水樋門 (2)井戸 (2)階段 (2)石積み		・第二駐車場
第3種	地下遺構					・石臼	
	自然的要素		・社叢 ・地形				
	構造物	建築物			(2)倉庫、小屋 (2)神宝館 (2)旧宝物館 (2)夜警室 (2)消化エンジン室		・トイレ
		工作物		(2)石碑 (2)石柱	(1)ｽﾋﾟｰｶｰ柱 (1)照明柱 (2)案内板、由緒板、看板、掲示板、説明板 (2)電柱 (2)橋 (2)ゲート扉 (2)高圧受電設備		・車止め ・ガードレール ・防護柵 ・休憩所、ベンチ
		土木構造物			(1)防火水槽 (2)水路、排水樋門 (2)井戸 (2)階段 (2)上水槽		・第二駐車場 ・第三駐車場

（５）保存管理体制・緊急体制

①史跡の保存管理体制

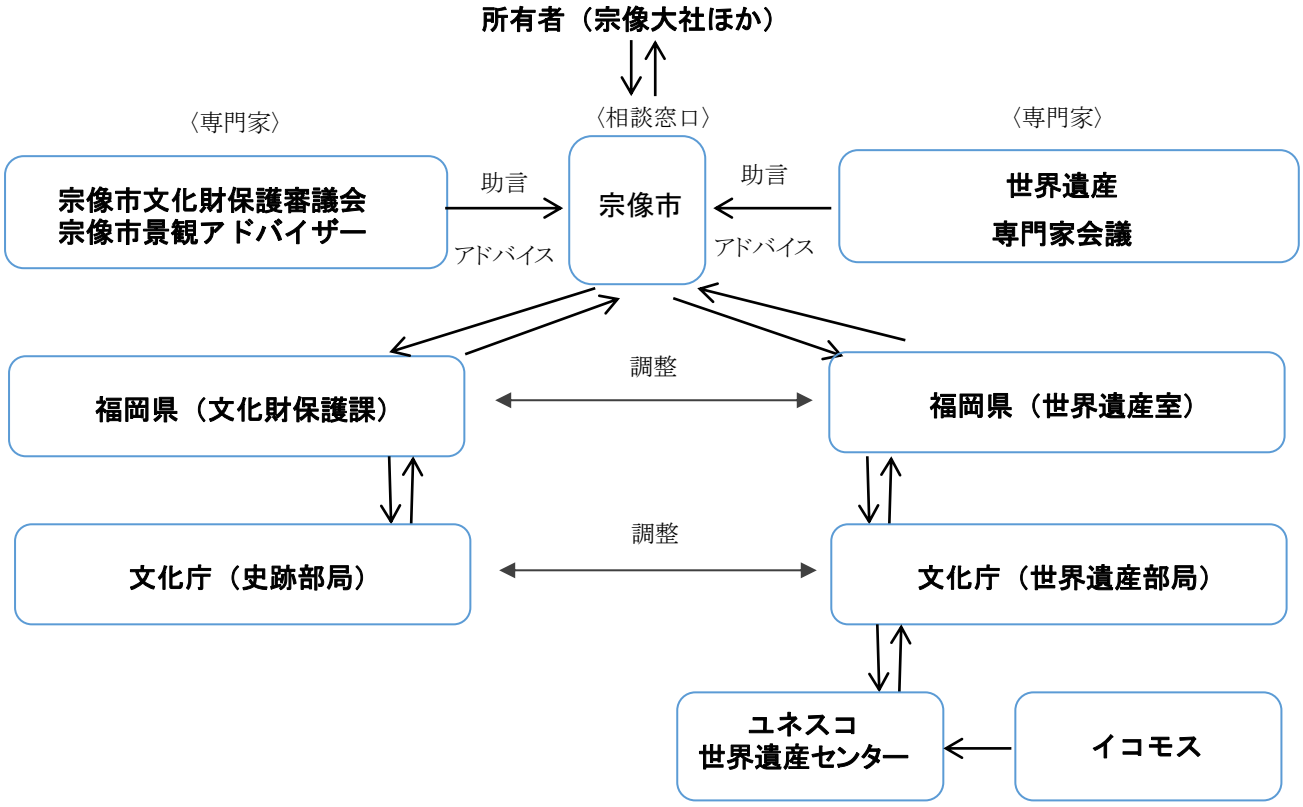

図３－１－１１　保存管理の体制

②緊急体制

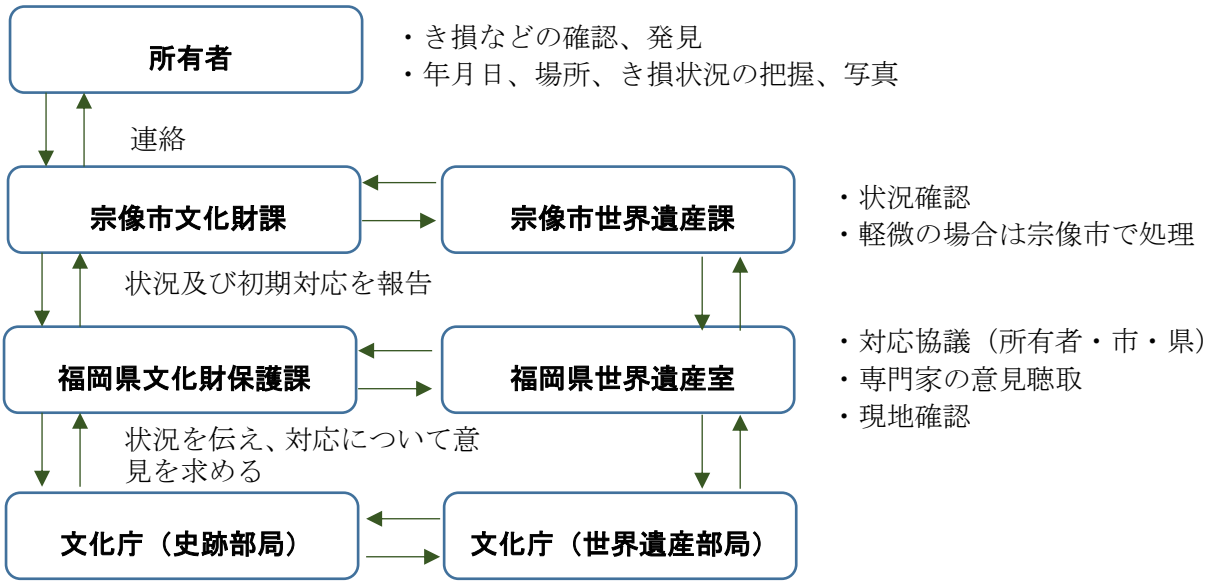

図３－１－１２　緊急時の体制

（６）宗像神社境内の特徴

史跡「宗像神社境内」は、宗像大社沖津宮、宗像大社沖津宮遙拝所、宗像大社中津宮、宗像大社辺津宮の４か所が海を介し所在する。

日本と大陸との積み重なる交流の歴史は古代から現在に続く信仰の場を根づかせた。

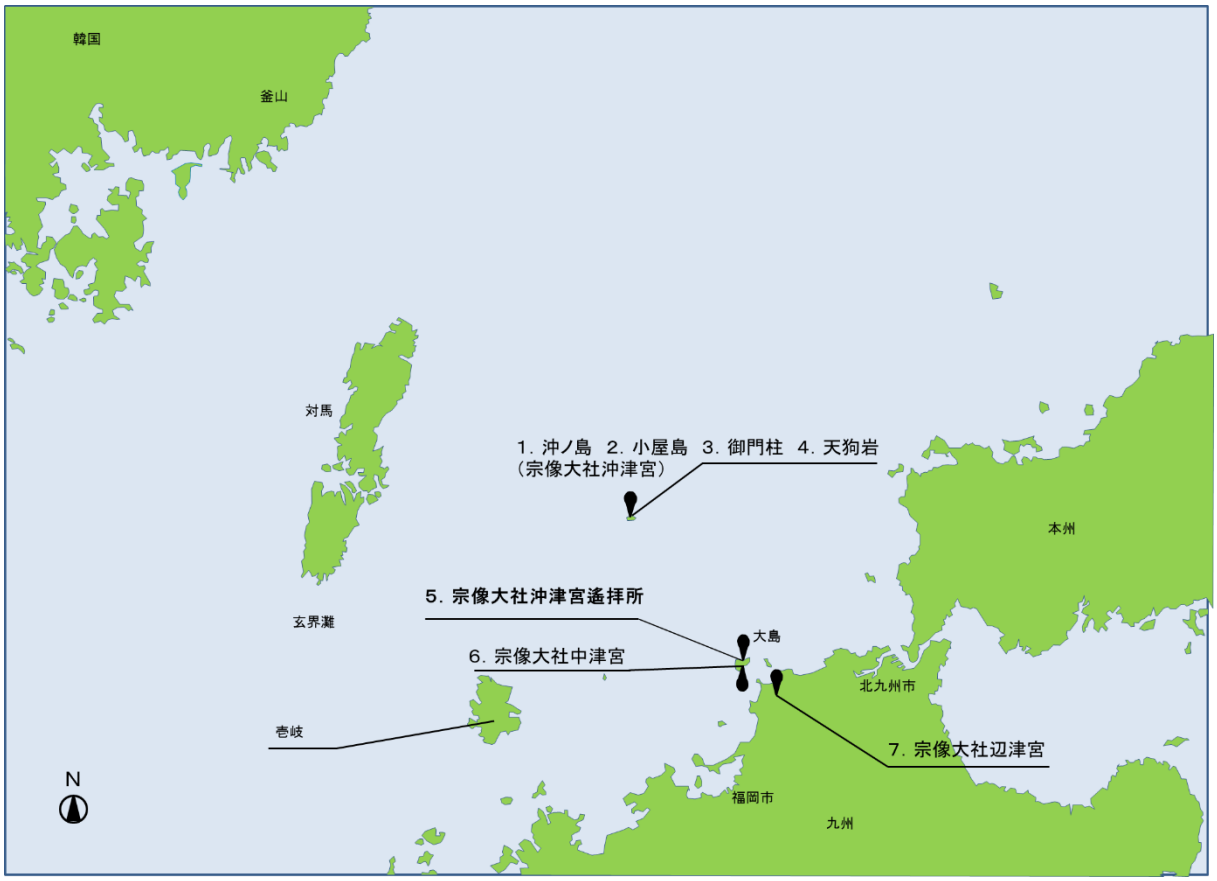

図　３－１－１３　「宗像神社境内」三宮の関係

①沖津宮及び沖津宮遙拝所の歴史的特徴

沖ノ島では、昭和 29（1954）年から昭和 46（1971）年の間に３次にわたって、島の一部で発掘調査が行われた。島の南西側、標高 80mから 90mにある沖津宮社殿周辺の巨岩群を中心とした範囲に２２か所の祭祀遺跡をはじめ縄文時代の遺跡が確認された。

（ｉ）沖ノ島の黎明期

４号洞穴遺跡と社務所前遺跡のトレンチ調査によって、縄文時代早期、前期、晩期の土器類及び石器類、哺乳類のアシカ類の骨などが出土しており、漁労によって渡島したものと考えられている。

弥生時代に入り前期より中期、中期より後期の土器の量が増え、朝鮮系無紋土器片などが朝鮮半島との交流を示す。また第二次大戦に備え建てられた兵舎の敷地から細形銅矛が出土したと伝えられている。

（ⅱ）沖ノ島祭祀遺跡（4 世紀後半から 9 世紀末）

４世紀後半から９世紀末の約５００年の間に、祭祀形態（祭祀後の奉献品の撤下場所という説もある）が４段階に変遷したことが判明した。

調査によって発見された遺物は、国宝に指定された。また、祭祀遺構は調査で検出されたまま埋め戻され、今日も地中で保存されている。

（iii）聖なる島沖ノ島（10 世紀以降）

10 世紀以降沖ノ島では、大規模な祭祀は行われなくなるが、聖なる島としての性格を帯びてくる。このころ祭祀の拠点は九州本土の辺津宮に移り宗像社として 3 宮の惣社となる。14 世紀には、年 4 回（春夏秋冬渡島日を定めず）竹に宿らせた沖ノ島の神の御霊を船の舳先に立てて本土に送る御長手神事が行われていたことが記録されている。今のみあれ祭はこの神事を復興したものである。また、同時に沖ノ島の露天祭祀遺跡周辺には、中世の土師質の小皿が無数に集積しているところも見受けられる。

近世に入り沖ノ島は、外国船監視役が置かれ、黒田藩の役人とともに大島の沖津宮の社家が同伴し、年 2 回神事と監視が行われた。このころ社殿が建てられたようで、社殿の裏側には、社殿の祭祀に伴う紅皿が散布する。

写真　３－１－１　中世小皿散布

写真　３－１－２　沖津宮社殿

（iv）近代以降の沖ノ島（19 世紀以降）

日露戦争（明治 37（1904）年から明治 38（1905）年）における日本海海戦（明治 38（1905 年）5 月 27 日）は、沖ノ島沖で行われ日本の連合艦隊とロシアのバルチック艦隊は沖ノ島沖で衝突し、その模様が沖津宮社務日誌に書き残されている。沖ノ島灯台は、日本海海戦の 1 ヶ月前の明治 38（1905）年 4 月に初点灯し、大正 10（1921）年 12 月に改修された。

昭和 13（1938）年下関重砲兵聯隊は、沖ノ島に兵舎や砲台、弾薬庫、軍道などを整備するが、祭祀遺跡及び社殿には、一切手を付けられていない。また、沖ノ島の周辺海域は、良き漁場であったことから、古より漁師たちが漁を行っていた。戦前戦後は特に漁が盛んに行われ、浜辺には漁師小屋が建てられ、数か月間住み込みで漁を行っていた。

昭和 45（1970）年には、沖の島漁港が整備され、第 4 種漁港の避難港となった。現在は、宗像大社の神職が１２日交替で沖ノ島の神事を担っている。

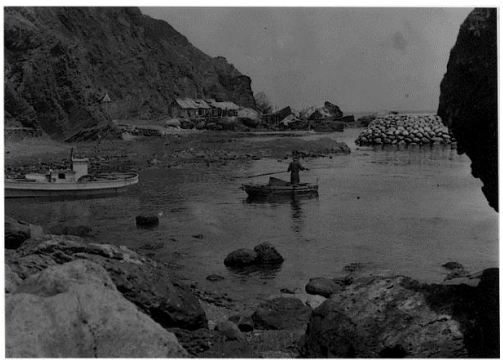

写真　３－１－３　昭和 30 年代沖ノ島

（ｖ）小屋島・御門柱・天狗岩

この３岩礁は、地誌『筑前国続風土記附録』によると「鳥居の如くあり」と記されている。現在も沖ノ島に向かう船舶は安全に考慮しながら、この岩礁の間を通る。

３岩礁のなかでも面積の広い小屋島は、天然記念物「カンムリウミスズメ」の繁殖地としても知られている。

写真　３－１－４　小屋島・御門柱・天狗岩

（vi）沖津宮遙拝所

沖津宮遙拝所は、大島の社家の１つ一ノ甲斐河野氏が沖津宮の神事を遙拝所で執り行うために置かれたといわれる。遙拝所の入り口には「澳嶋拝所」と刻まれた石碑が立ち、寛延３（1750）年とある。現在の沖津宮遙拝所は昭和８（1933）年に再建されたものであるが、海に面した立地から台風などの被害を度々受けている。空気の澄みきった日には、約 48 ㎞先の水平線上にある沖ノ島を遙拝することができる。

写真　３－１－５沖津宮遙拝所と沖ノ島

写真　３－１－６遙拝　沖ノ島

図　３－１－１４　沖津宮遙拝所境内図

表３－１－７　沖津宮関連年表

4 世紀後半～5 世紀前半	岩上祭祀
5 世紀後半～7 世紀	岩陰祭祀
7 世紀後半～8 世紀前半	半岩陰・半露天祭祀
8 世紀～9 世紀	露天祭祀
和銅 5（712）年	『古事記』成立。「奥津宮」の名称と宗像三女神神話が記載される。
養老 4（720）年	『日本書紀』成立。「遠瀛」の名称と宗像三女神神話が記載される。
寛永 16（1639）年	福岡藩が沖ノ島警備のため「島守」を置き、50 日交替とする。
正保元（1644）年	沖津宮社殿の存在を示す初見。
天和 2（1682）年	「御国絵図」成立。沖ノ島を描いた絵図。
元禄 16（1703）年	地誌『筑前国続風土記』成立。沖津宮に本殿拝殿があると記す。
寛政 6（1794）年	「瀛津宮防人日記」の著者、青柳種信が藩命により沖ノ島警備のため福岡を出発し、大島を経て沖ノ島に渡る。
寛政 9（1797）年	地誌『筑前国続風土記附録』成立。同書所収「大嶋図」に描かれる。
大正 15（1926）年	沖ノ島が史蹟名勝天然紀念物保存法（文化財保護法の前身）により「沖の島原始林」として国天然記念物に指定される。
昭和 7（1932）年	現在の沖津宮本殿と拝殿が再建される。
昭和 29（1954）年～昭和 30（1955）年	第 1 次調査：1～5、13 号遺跡の現状把握 7、8、16 号遺跡調査。17 号遺跡発見。
昭和 32（1957）年～昭和 33（1958）年	第 2 次調査：8 号遺跡の未調査部分と 16、17、19 号遺跡の調査、8 号遺跡の残存遺物の確認、18 号遺跡の現状把握。
昭和 44（1969）年～昭和 46（1971）年	第 3 次調査：1、4、5、6、21、22 号遺跡の調査。
昭和 37（1962）年	沖ノ島出土遺物が文化財保護法により国宝に指定される（これ以降数度の追加指定が行われる）
昭和 46（1971）年	文化財保護法により「宗像神社境内」の一部として沖ノ島が国史跡指定される。
平成 27（2015）年	付随する 3 つの岩礁、小屋島、御門柱、天狗岩が史跡「宗像神社境内」に追加指定される。
平成 29（2017）年	ユネスコ世界遺産の構成資産に沖ノ島、小屋島、御門柱、天狗岩がなる。
平成 29（2017）年	沖ノ島の一ノ岳を中心に半径２ｋｍの円状に囲まれた海域が史跡「宗像神社境内」に追加指定される。
平成 30（2018）年	沖津宮本殿拝殿及び末社大神宮修復。

表３－１－８　沖津宮遙拝所関連年表

宝永 2（1705）年	大島の岩瀬から沖ノ島を拝したと『筑陽記』に記される。
寛延 3（1750）年	石碑に寛延 3（1750）年の年紀があり、この時点で遙拝所の存在がわかる。
天明 4（1784）年	沖津宮遙拝所社殿の存在を示す初見。
寛政 9（1797）年	地誌『筑前国続風土記附録』成立。同書所収「大嶋図」に描かれる。
昭和 8（1933）年	現在の沖津宮遙拝所社殿が再建される。
昭和 46（1971）年	文化財保護法により「宗像神社境内」一部として国史跡に指定される。
平成 6（1994）年	沖津宮遙拝所社殿の修理が行われる。
平成 27（2015）年	沖津宮遙拝所社殿の修理が行われる。
平成 29（2017）年	ユネスコ世界遺産の構成資産の１つとなる。

②中津宮の歴史的特徴

（ｉ）御嶽山祭祀遺跡

御嶽山の山頂からは御嶽山祭祀遺跡が検出され、遺跡からは奈良三彩片や滑石製石製品、須恵器、金属製品などの奉献品が出土した。祭祀の時期は 7 世紀後半から 9 世紀と考えられ、祭祀形態は自然を祭祀の場とする露天祭祀であり、これは沖ノ島の露天祭祀とほぼ同時期で同内容の祭祀遺跡である。

この遺跡は、『古事記』『日本書紀』に記される中津宮のはじまりを示すものと考えられている。

写真　３－１－７　御嶽山祭祀遺跡
（滑石製舟形出土状況）

（ii）中世

中世には、御嶽山山頂で岳祭が行われていたことが記され、また、九州本土の辺津宮境内でも第二宮として中津宮（中殿）の神事が行われていた。御嶽神社の社殿は江戸期以降に建てられたようで、このとき祭祀遺跡の一部が削平された。

御嶽山の東側の麓には、本殿拝殿を構える境内域が有る。永禄 9（1566）年に宗像大宮司氏貞によって社殿が建立されたと伝えられているが、現在の社殿は 17 世紀前半に再建されたものである。

写真　３－１－８　中津宮社殿

（iii）近世

御嶽山山頂と東側麓の境内までは、参道（登山道）によって結ばれる。参道は、シイやカシなどの大島に自生する自然林に覆われ、古代から使われていたと考えられるが、現在その中腹には安政 5（1858）年の御嶽神社の鳥居が設置されている。

御嶽山の麓にある中津宮本殿拝殿が鎮座する境内は、東側の海岸に面しており、正面に鳥居が建ち、心字池、手水舎、階段を登って神門、拝殿その奥に本殿があり、境内の基本的な配置は、江戸期の絵図と大きな変化はない。なかでも心字池の前に立つ礫岩製鳥居は、寛文 13（1673）年の銘があり、「宗像神社境内」の内、工作物の中では最も古く、江戸期の絵図にも記される。

境内に沿って天の川が流れ、天の川を挟んで織女社と牽牛社が祀られる。大島では毎年８月７日に七夕祭が行われている。

本殿周辺の社叢は、バクチノキを主体とする原生林が広がる。宗像三女神創生神話に登場する天真名井が社叢の中にあり、書道の墨をこの水で擦ると字が上達するとされ、毎年揮毫会が行われている。

写真　３－１－９　参道（登山道）

写真　３－１－１０　七夕祭

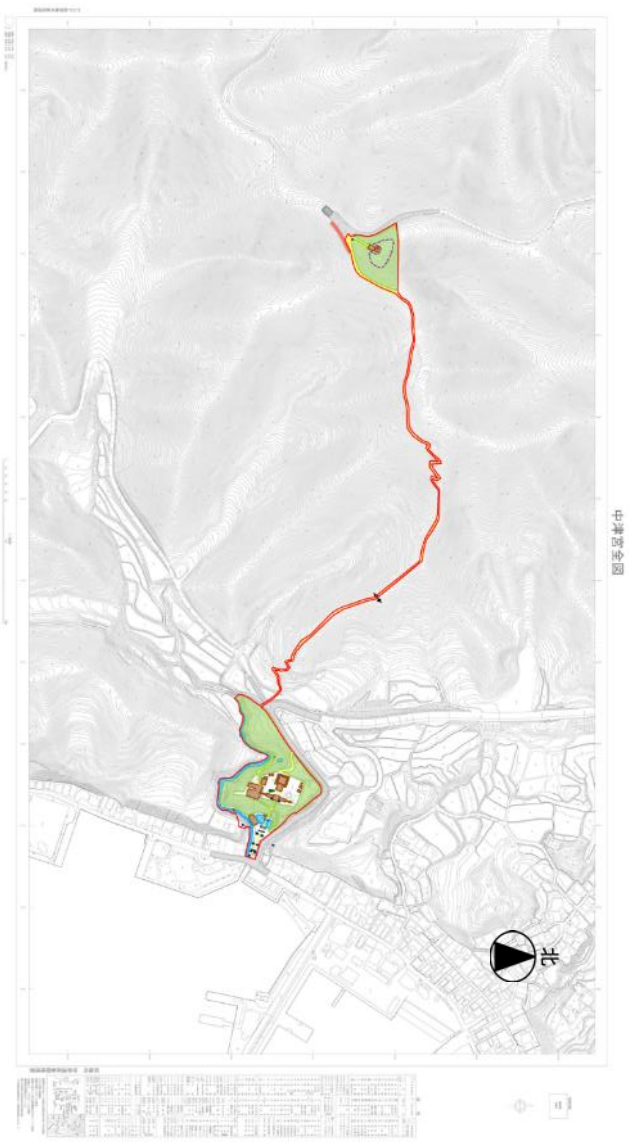

図　３－１－１５　中津宮境内図

写真　３－１－１１　中津宮全体写真

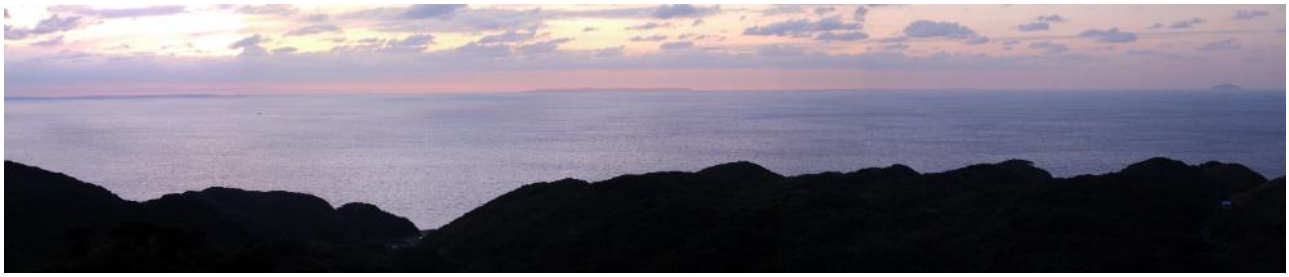

写真　３－１－１２　御嶽山展望所から北西方向

写真　３－１－１３　御嶽山展望台から南方向

表３－１－９　中津宮関連年表

7 世紀後半～9 世紀	御嶽山祭祀遺跡での露天祭祀
和銅 5（712）年	『古事記』成立。「中津宮」の名称と宗像三女神神話が記載される。
養老 4（720）年	『日本書紀』成立。「中瀛」の名称と宗像三女神神話が記載される。
天正 15（1585）年	中津宮社殿の存在を示す初見
17 世紀前半	現在の中津宮本殿が再建される。
寛政 9（1797）年	地誌『筑前国続風土記附録』成立。同書所収「大嶋図」に描かれる。
昭和 3（1928）年	現在の中津宮拝殿が再建される。
昭和 46（1971）年	文化財保護法により「宗像神社境内」として国史跡に指定される。
昭和 47（1972）年	中津宮本殿が福岡県の有形文化財に指定される。
平成 8（1996）年～ 平成 10（1998）年	中津宮本殿の解体修理が行われる。
平成 22（2010）年	御嶽山祭祀遺跡の発掘調査によって、大島における露天祭祀の存在が確認される。
平成 25（2013）年	御嶽山祭祀遺跡及び御嶽山参道が国史跡「宗像神社境内」に追加指定される。
平成 29（2017）年	ユネスコ世界遺産の構成資産となる。

③辺津宮の歴史的特徴

（ｉ）下高宮祭祀遺跡

辺津宮境内の南側、下高宮の丘陵上にある下高宮祭祀遺跡は、学術調査等を実施していないものの、沖ノ島祭祀遺跡の露天祭祀や御嶽山祭祀遺跡の露天祭祀と同様の祭祀が行われていたことがこれまでの遺物散布資料や近世の地誌等からわかっている。現在、下高宮には、高宮祭場が整備され、月次祭や高宮神奈備祭などが執り行われ、社殿の無い時代、自然のなかで行われていた祭祀の在り方を今に伝えている。

写真　３－１－１４　下高宮祭祀遺跡周辺

（ⅱ）古代から中世

宗像三女神の信仰は、10 世紀以降、宗像氏の嫡流である宗像大宮司家に引き継がれた。

『中右記』によって 12 世紀頃には社殿があったことが読み取れ、13 世紀の早い頃には宋風獅子に刻まれた銘文によって第三宮が存在したことが分かっている。つまり同境内に第一宮（惣社）、第二宮（中殿）、第三宮（地主）が存在し、14 世紀ごろ書かれた「正平二十三年宗像宮年中行事」には、このほかに上高宮、下高宮などで神事を行っていたことが記され、年に 5921 回の祭祀を執り行っていたと記される。また、重要文化財に指定されている「阿弥陀経石」には、日宋貿易が盛んに行われ、これによって宋の商人の娘と時の大宮司が婚姻関係を結んでいたことも記されている。さらに、14 世紀から 16 世紀にかけて、朝鮮王朝と宗像大宮司家との交流が盛んになった。この時代、宗像地域の領主であり神主でもあった宗像大宮司家は、最も隆盛を極めていた時代であった。

辺津宮の本殿は、宗像大宮司家最後の当主である宗像氏貞により天正 6（1578）年に再建された。拝殿は、その後九州平定にともなって豊臣秀吉とともに福岡名島に城を構えた小早川隆景によって天正 18（1590）年に再建された。いずれも安土・桃山期の建築物として国の重要文化財に指定されている。

写真　３－１－１５　宋風獅子

写真　３－１－１６　辺津宮社殿

（ⅲ）近世以降

江戸期に入ると筑前領主黒田氏の庇護のもと、実際の管理は地元社家に委ねられた。黒田藩主３代光之は、延宝３（1675）年辺津宮境内の一部を整備し、このとき建立された摂末社をはじめ御垣内の配置は今に踏襲されている。このとき御垣内にある摂末社で現在の宇生神社が第二宮、絵馬堂が第三宮であった。また、境内には近隣の村落からの寄付などを示す灯籠などが奉納されている。

（ⅳ）近代以降

明治初めの宗像神社の社格は、国幣中社だったが、明治 38（1905）年には官幣大社となった。しかし昭和のはじめの頃は、再び境内がすたれてしまったようで、昭和 17（1942）年石油元売会社出光興産の創業者出光佐三氏により「宗像神社復興期成会」が設立され、戦後に社殿整備、境内地の買収などの境内整備が行われた。この、所謂、昭和の御造営によって、高宮祭場をはじめ、伊勢神宮第 60 回式年遷宮にともなう部材が使われた第二宮、第三宮、さらに前庭の心字池や祓舎、手水舎、斎館や祈願殿などが整備された。

写真３－１－１７　辺津宮境内

図　３－１－１６　辺津宮境内図

表３－１－１０　辺津宮関連年表

7 世紀後半～9 世紀	下高宮祭祀遺跡での露天祭祀。
和銅 5（712）年	『古事記』成立。「辺津宮」の名称と宗像三女神神話が記載される。
養老 4（720）年	『日本書紀』成立。「海浜」の名称と宗像三女神神話が記載される。
元永 2（1119）年	辺津宮社殿の存在を示す初見。
建仁元（1201）年	宋風獅子が辺津宮第三宮に奉納される。
仁治 2（1241）年	色定法師坐像が造立される。第一宮の存在を示す初見。
建治 3（1277）年	『宗像三所大菩薩御座次第』成立。第二宮の存在を示す初見。
弘治 3（1557）年	辺津宮第一宮が焼失する。
天正 6（1578）年	現在の辺津宮本殿が第一宮本殿として再建される。
天正 18（1590）年	現在の辺津宮拝殿が第一宮拝殿として再建される。
寛永元(1624)年～寛永 21（1644）年	「田島宮社頭絵図」成立。中世の辺津宮境内の様子を伝える最古の境内図。
延宝 3（1675）年	第 3 代福岡藩主黒田光之によって、第二宮、第三宮の他、末社 75 社が本殿の周囲に移される。
寛政 9（1797）年	地誌『筑前国続風土記附録』成立。同書所収の「宗像宮絵図」は、1675 年以降の境内を描いた最古の絵図。
明治 40（1907）年	古社寺保存法により辺津宮本殿、拝殿が特別保護建造物に指定される。
昭和 4（1929）年	国宝保存法により辺津宮本殿拝殿が国宝に指定される。
昭和 25（1950）年	文化財保護法により辺津宮本殿拝殿が重要文化財に指定される。
昭和 44（1969）年～昭和 46（1971）年	辺津宮本殿、拝殿の解体修理が行われる。
昭和 46（1971）年	文化財保護法により「宗像神社境内」として辺津宮が国史跡に指定される。
昭和 50（1975）年	第二宮、第三宮が現在地に遷座する。
平成 26（2014）年	辺津宮本殿、拝殿の修理が行われる。
平成 29（2017）年	ユネスコ世界遺産の構成資産となる。

（７）境内の文化財

宗像大社の境内は、世界遺産の構成資産であり、「宗像神社境内」として国指定史跡であるが、このほかにも国、県、市が指定した文化財が存在する。

表 ３－１－１１ 国指定文化財

番号	種別		名称	所在	指定年月日
1	国宝	考古資料	福岡県宗像大社沖津宮祭祀遺跡出土品	宗像大社神宝館/宗像市田島	昭和 37（1962）年 6 月 21 日
2	重要文化財（建造物）		宗像神社辺津宮本殿附棟札	宗像大社・神宝館/宗像市田島	明治 40（1907）年 5 月 27 日
3			宗像神社辺津宮拝殿附棟札	宗像大社・神宝館/宗像市田島	明治 40（1907）年 5 月 27 日
4	重要文化財	彫刻	木造狛犬	宗像大社神宝館/宗像市田島	明治 37（1904）年 2 月 18 日
5			石造狛犬	宗像大社神宝館/宗像市田島	明治 37（1904）年 2 月 18 日
6		工芸	藍韋威肩白胴丸	宗像大社神宝館/宗像市田島	昭和 32（1957）年 2 月 19 日
7		書跡	色定法師一筆一切経	宗像大社神宝館/宗像市田島	昭和 33（1958）年 2 月 8 日
8		古文書	宗像大社文書附宗像神社記録附宗像社家文書惣目録	宗像大社神宝館/宗像市田島	昭和 53（1978）年 6 月 15 日
9		考古資料	経石	宗像大社神宝館/宗像市田島	明治 39（1906）年 4 月 14 日
10			滑石製経筒	宗像大社神宝館/宗像市田島	昭和 14（1939）年 9 月 8 日
11	史跡名勝天然記念物	史跡	宗像神社境内	宗像大社/宗像市田島・大島（沖ノ島）	昭和 46（1971）年 4 月 22 日
12		天然記念物	沖の島原始林	宗像市大島（沖ノ島）	大正 15（1926）年 10 月 20 日
13			カンムリウミスズメ	宗像市大島（沖ノ島等）	昭和 50（1975）年 6 月 26 日

表 ３－１－１２ 県指定文化財

番号	種別		名称	所在	指定年月日
1	有形文化財	建造物	宗像神社中津宮本殿	宗像大社中津宮/宗像市大島	昭和 47（1972）年 4 月 15 日
2		絵画	三十六歌仙扁額	宗像大社神宝館/宗像市田島	平成 27（2015）年 3 月 17 日
3		彫刻	木造色定法師坐像附紙本墨書色定法師画像	宗像大社神宝館/宗像市田島	平成 12（2000）年 11 月 1 日

表３－１－１３　市指定文化財

番号	種別		名称	所在	指定年月日
1	民俗文化財	無形民俗文化財	主基地方風俗舞	宗像大社/宗像市田島	昭和 53（1978）年 7 月 12 日
2			宗像大社みあれ祭	宗像大社海洋神事奉賛会	平成 29（2017）年 8 月 8 日

表３－１－１４ ユネスコ世界遺産

番号	種別	名称	所在	指定年月日
1	世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群	宗像大社沖津宮 1-1 沖ノ島 1-2 小屋島 1-3 御門柱 1-4 天狗岩	宗像市大島（沖ノ島） 宗像市大島（小屋島） 宗像市大島（御門柱） 宗像市大島（天狗岩）	平成 29（2017）年 7 月 12 日
2		宗像大社沖津宮遙拝所	宗像市大島	
3		宗像大社中津宮	宗像市大島	
4		宗像大社辺津宮	宗像市田島ほか	

（８）防火・防犯施設

①沖津宮

防火施設は、沖ノ島、小屋島、御門柱、天狗岩に設置していない。緊急時に市の地域安全課を通じて消防との連絡体制を整えている。防犯設備は、沖ノ島の社務所にカメラを設置し、不審者の監視を行っている。

②沖津宮遙拝所

沖津宮遙拝所には、防火・防犯施設はないため、今後、防火・防犯施設に関する計画を策定する必要がある。ただし、給水設備や電気設備がないため、整備には課題が多い。

③中津宮

防火施設は、大島御嶽山の麓にある本殿・拝殿周辺に、消火栓などが設置されている。また、御嶽山山頂の御嶽山祭祀遺跡については、駐車場の地下に防火水槽が設置され初期消火のための水は確保している。

防犯施設は、御嶽山祭祀遺跡から参道、麓まで全体を通して設置していない。

④辺津宮

防火対策は、本殿・拝殿が国の重要文化財に指定されていることから、御垣内周辺の放水銃や避雷針も完備し、比較的充実している。ただし、高宮祭場や第二宮、第三宮など、本殿拝殿から離れた場所での防火施設は希薄である。

防犯対策は、本殿・拝殿のある御垣内では、夜間施錠され、センサーなどで不審者の侵入を知らせる。また、高宮祭場にも、監視カメラを設置している。

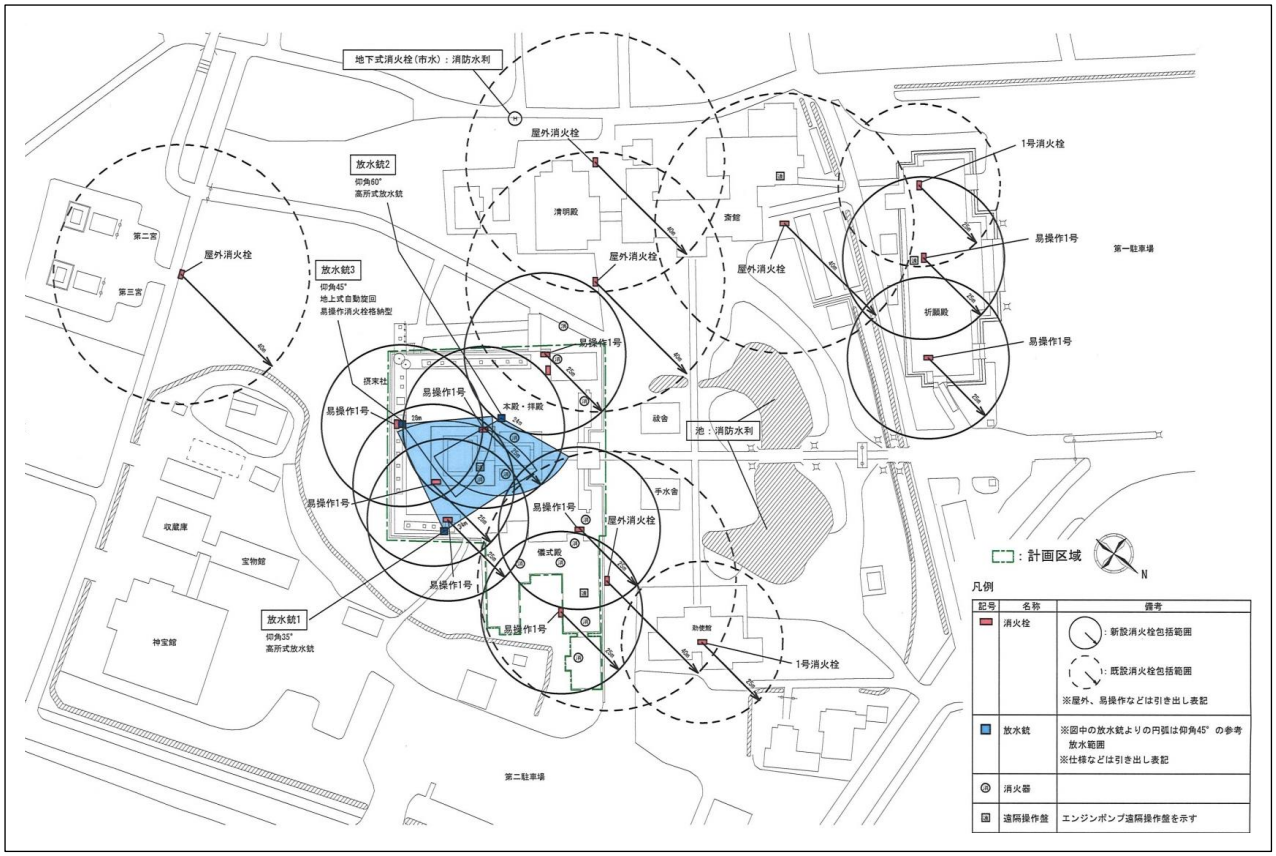

図３－１－１７　宗像大社辺津宮　消火設備配置図

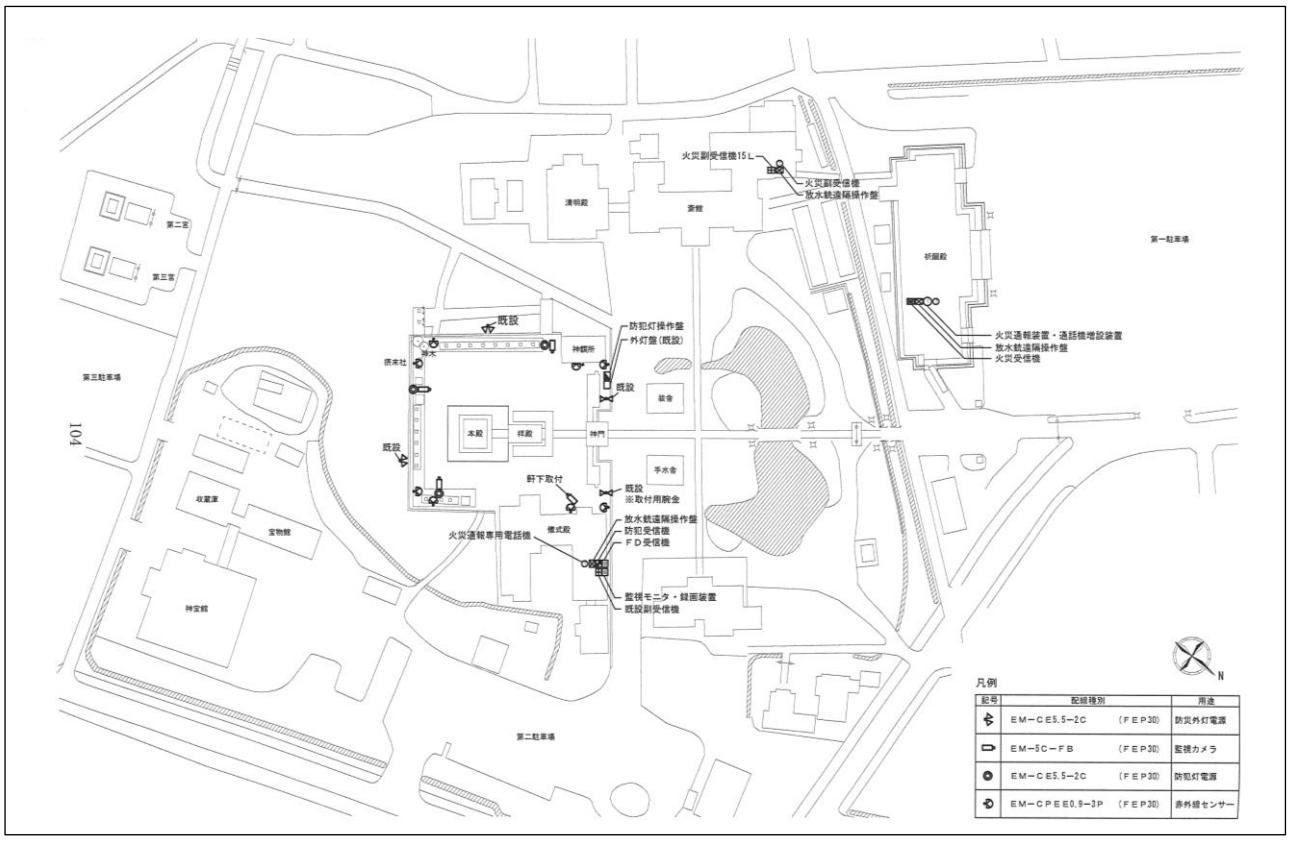

図３－１－１８　宗像大社辺津宮　防災設備配置図

（９）来訪状況

宗像大社神宝館及び海の道むなかた館については、世界文化遺産に登録された平成 29（2017）年 7 月以降来訪者が増加。しかし、構成資産関連施設は、登録年をピークに減少傾向にある。

宗像大社辺津宮は、10 月の秋季大祭、11 月の菊花大会及び 1 月の初詣時期は多くの人々が来訪している。宗像市の月別入り込み客数は 1 月が最も多く、宗像大社を訪れる参拝者数が影響していると考えられる。一方、4 月の観光客の割合が県内と比べて少ない（平成 30（2018）年観光客流動実態調査）。

（辺津宮、中津宮及び沖津宮遙拝所の来訪者数は、平成 29（2017）年 7 月にセンサーを設置して計測開始。）

表３－１－１５　来訪者推移

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	月平均
沖ノ島	沖の島漁港漁船	H29	86	80	89	44	29	22	24	39	35	55	72	98	673	56
		H30	34	76	50	11	9	46	44	37	25	29	61	35	457	38
		H31	51	77	62	24	5	36	62	43	42	26	28		456	41
	沖の島漁港他船	H29	23	10	39	17	12	4	8	21	16	24	33	11	218	18
		H30	23	17	23	19	14	18	20	22	26	26	29	22	259	22
		H31	25	27	30	11	15	34	16	27	22	16	15		238	22
本土	辺津宮	H29	－	－	－	49,587	53,715	70,279	85,917	104,080	47,701	302,068	62,061	65,701	841,109	93,457
		H30	58,550	59,221	46,298	41,957	49,368	52,938	80,382	88,142	45,706	222,220	57,376	54,869	857,027	71,419
		H31	54,735	70,046	48,074	39,507	42,546	44,592	75,255	75,847	44,097	280,709	57,025		832,433	75,676
	神宝館	H29	2,924	5,859	4,118	6,530	9,340	9,522	10,818	14,830	6,583	6,326	6,251	8,707	91,808	7,651
		H30	6,246	9,352	6,668	5,022	6,988	6,983	9,529	9,948	4,201	4,801	4,103	4,175	78,016	6,501
		H31	4,019	5,526	4,312	2,935	3,841	3,855	4,941	4,920	2,345	2,897	2,612		42,203	3,837
	海の道むなかた館	H29	11,185	14,073	12,462	15,119	14,799	15,755	20,583	20,533	12,294	18,954	11,541	14,394	181,692	15,141
		H30	12,571	13,908	12,964	11,601	11,042	14,989	15,478	14,245	9,632	13,699	11,122	13,884	155,135	12,928
		H31	10,883	11,076	10,419	12,309	10,812	10,145	15,763	13,798	10,186	15,102	11,711		132,204	12,019
	道の駅むなかた	H29	153,395	171,188	142,942	140,090	134,753	137,917	146,925	151,324	123,664	119,983	114,470	149,747	1,686,398	140,533
		H30	153,262	157,796	134,836	123,357	127,133	134,775	141,379	146,086	121,650	126,153	123,387	148,226	1,638,040	136,503
		H31	145,705	166,822	139,862	124,377	122,106	124,580	139,351	137,803	118,258	112,078			1,330,942	133,094
大島	中津宮	H29	－	－	－	3,716	5,206	4,187	5,144	4,446	2,319	3,532	1,936	2,786	33,272	3,697
		H30	2,932	4,075	2,561	3,512	3,851	2,818	3,736	2,851	1,561	1,894	1,557	2,245	33,593	2,799
		H31	2,955	4,691	2,320	3,176	2,986	2,255	3,197	2,468	1,669	1,439	1,471		28,627	2,602
	沖津宮遙拝所	H29	－	－	－	5,250	5,072	4,934	5,915	5,336	3,386	2,972	2,748	3,983	39,596	4,400
		H30	3,725	4,450	2,572	2,510	3,215	2,737	4,089	3,205	1,438	1,491	1,208	2,158	32,798	2,733
		H31	2,661	3,929	2,156	1,837	2,337	2,819	2,713	2,609	2,720	1,247	2,785		27,813	2,528
	大島交流館	H29	－	－	－	3,065	2,924	3,045	2,587	2,735	1,400	1,179	1,712	2,255	20,902	2,322
		H30	2,835	3,071	2,630	2,466	3,322	2,894	2,412	1,820	1,413	1,143	1,066	1,789	26,861	2,238
		H31	1,986	3,095	2,068	2,082	2,180	1,902	2,318	1,839	1,164	1,007	1,171		20,812	1,892
	大島渡船	H29	21,311	27,003	18,674	22,656	28,772	25,361	28,948	26,341	16,739	14,593	13,518	19,825	263,741	21,978
		H30	26,966	25,620	19,939	19,096	14,663	20,253	23,874	20,519	15,340	15,621	14,001	21,560	237,452	19,788
		H31	23,989	29,568	18,519	18,961	21,461	20,664							133,162	22,194

２．史跡「宗像神社境内」の課題

（１）保存（保存管理）に関する課題

①祭祀遺跡をはじめとする遺構遺物のき損、滅失等

自然災害や人為的なき損滅失など様々な課題がある。本史跡の範囲には、今もなお奉献品を包含する祭祀遺跡が含まれ、き損滅失や盗掘のおそれもあり対応が必要である。

②社殿をはじめとする建造物の経年劣化

社殿等の建造物は、天候や湿度、温度の変化や人的な破損などによって壁や柱などの部材の劣化が進行している。経過観察を実施し、破損や腐朽の進行が認められた場合は、補修や修復、復原に取り組む必要がある。

③参道をはじめとする史跡景観の阻害

信仰に必要なものが原位置を留めておらず、また、オリジナル（本物）ではないものも含まれる。

④社叢をはじめとする自然的要素の荒廃

社叢や周辺の自然環境は、静謐かつ尊厳ある信仰の場を演出する役割を果たしているが、一部荒廃し価値を損ねている。適切な整備や維持管理が必要である。

表３－２－１　保存に関する課題

区分	境内	課題	
① 遺構遺物の き損滅失	沖津宮	1	祭祀遺跡のき損滅失等の人為的悪影響
		2	オオミズナギドリの営巣による影響
		3	遺物の露出による劣化、き損、滅失
	中津宮	4	御嶽山祭祀遺跡のき損滅失等の人為的悪影響
	辺津宮	5	高宮祭祀遺跡の考古学的調査未実施
		6	下高宮祭祀遺跡の人為的悪影響
②建造物の経年劣化	沖津宮 遙拝所	1	社殿の波による塩害や季節風、台風などの強風による破損のおそれ
		2	社殿の漆喰壁の劣化
	中津宮	3	二の鳥居（礫岩）の劣化の進行
		4	中津宮社殿を囲む瑞垣及び石畳の劣化
		5	摂社末社の破損、風化、虫食いなどの劣化進行
	辺津宮	6	摂社末社の破損、風化、虫食いなどの劣化進行
		7	境界標の破損や欠損など、敷地境界が不明確

③ 史跡景観の阻害	沖津宮	1	参道一部がモルタルで史跡景観を損ねている
	沖津宮 遙拝所	2	残されたままの石柱などが不必要である
	中津宮	3	植生土のう等、祭祀遺跡周辺の史跡景観に相応しくない
	辺津宮	4	祈願殿や駐車場が周辺環境と不調和
		5	電柱が信仰の場として不調和
		6	近接する民有地があり、視点場からの眺望阻害のおそれ
		7	第2・第3駐車場、神宝館、宝物館のあり方を含め、史跡景観に鑑みた境内整備が必要
④ 自然的要素の荒廃	沖津宮	1	経年劣化や風化による巨石の崩落、崩壊
		2	禊場周辺の護岸崩落
		3	タブノキ等の原始林の台風等による大径木のき損
		4	岩礁に杭などの工作物が無断で設置
	沖津宮 遙拝所	5	社叢や芝の管理が不十分で、信仰の場を阻害
	中津宮	6	社叢の維持管理が不十分で、社殿への高木倒壊等のおそれ
		7	御神木のイチョウの樹勢弱体化
		8	斜面地の一部が、豪雨による崩壊のおそれ
	辺津宮	9	社叢の管理が不十分で、倒木による地下遺構への悪影響や来訪者への危険等のおそれ

（２）活用に関する課題

①快適で安全に回遊できる環境整備

来訪者が、史跡指定地やその周辺を快適で安全に回遊できるようにするために、アプローチ動線や回遊動線のあり方を検証し、危険個所を把握する。また、トイレや休憩所などの便益施設の位置、配置については、撤去も視野に各境内の特徴に合わせ整備を考える必要がある。

②史跡の価値の情報発信

個々の境内の価値及び海を介した４か所の境内の一体感が感じられる整備が必要である。

表３－２－２　活用に関する課題

区分	境内		課題
① 快適で安全な 回遊環境	沖津宮 遙拝所	1	参道が急こう配で危険
	中津宮	2	御嶽山に向かう参道の維持管理、安全管理が不十分
	辺津宮	3	高宮祭場に至る参道の橋の老朽化、舗装の劣化
		4	境内周辺道路の事故防止策、水路の増水対策が不十分
		5	全体的に拝殿前が狭く繁忙期に混雑する
		6	来訪者混雑時の事故や犯罪防止、スムーズな回遊対策が必要
② 史跡の 価値説明	中津宮	1	御嶽山祭祀遺跡と中津宮本殿拝殿の一体性不明確
	辺津宮	2	沖津宮や中津宮との一体感が不明確
		3	境内の配置、海の道むなかた館や神宝館への誘導案内が不十分
		4	視点場や視点場からの眺望についての価値の説明不足
		5	辺津宮と釣川の関係性の説明不足
		6	史跡や資産の価値を伝え、調査研究を行う施設が必要

（３）保存及び活用に共通する課題

①防火、防災、防犯対策の充実

境内のなかには、防火設備、防災設備、防犯設備の観点から対策が不十分のところがある。今後、設備を充実させる必要がある。

表３－２－３　共通する課題

①防火、防災、 防犯対策の 充実	沖津宮	1	落雷などで火災が発生するおそれがある
	沖津宮 遙拝所	2	防火設備が未整備のため火災による焼失のおそれがある
	中津宮	3	防火設備の老朽化のため火災による焼失のおそれがある
		4	防犯設備が不十分なため人為的な悪影響がある
	辺津宮	5	防犯設備が不十分なため人為的な悪影響がある

３．宗像大社の由緒と信仰

（１）宗像大社の由緒

日本の西部、九州北部に位置する宗像の地は、中国大陸や朝鮮半島に最も近く、外国との交流や進んだ文化を受け入れる窓口として重要な位置にあった。

「日本書紀」には、「歴代天皇のまつりごとを助け、丁重な祭祀を受けられよ」との神勅（天照大神のご命令）により、三女神がこの宗像の地に降りられ、祀られるようになったことが記されている。また、宗像三女神が「道主貴」（「貴」とは最も高貴な神に贈られる尊称）として崇敬を受けたことが記されている。道主貴（宗像三女神）以外には、伊勢神宮の大日靈貴（※天照大神）、出雲大社の大己貴（※大国主命）のみである。

「古事記」「日本書紀」によれば、三女神は天照大神と素戔嗚尊の誓約のもとに誕生し、天照大神の神勅によって、この大陸との交通の要路にあたる「海北道中」（宗像より朝鮮半島に向かう古代海路）に皇室国家の守護神として降臨された。

鉄道が敷かれるようになると鉄道関係の人々が、自動車交通が発達すると車を運転される人々が、安全運転を誓って参拝されるようになった。このように、戦後の宗像大社は、交通安全の守護神としても人々から篤く崇敬されている。

（２）宗像大社の特徴

宗像大社は、天照大神の神勅により鎮座した宗像大社の由緒、神道の原点である自然崇拝信仰が途切れることなく継承されている崇高な神社としての価値を有している。

今後とも、由緒ある神社としてふさわしい境内の厳粛さを保ちつつ、神職や来訪者が安全で快適に過ごせる境内の整備が求められている。

表 ３－３－１ 宗像大社の信仰上の価値

【自然崇拝信仰が現在も残っている宗像大社】

宗像大社が祀る宗像三女神は、天照大神の神勅により鎮座した神である。また「道主貴」との称号があり「道」の最高最貴の神とされている。律令時代には九州では唯一、宗像だけが神郡に制定されるなど、宗像大社が日本国家にとって非常に重要な神社であったことが窺える。

併せて、外交交渉の成就を願う祭祀が行われた沖ノ島をはじめ宗像大社境内の遺構に見え、その神宝は日本の歴史を解明するための重要な品々である。

また、神道は、万物に神々が宿り、自然に対して畏怖畏敬の念を持つ自然崇拝が根幹であるが、他宗教の影響により神社も社殿祭祀に移行している。しかし、宗像大社は沖ノ島や高宮祭場に見えるように自然崇拝信仰が現在でも残る全国でも珍しい神社としての価値を有している。

【宗像三女神を祀る神社の総本社である宗像大社】

日本国家形成期を表す「日本書紀」によれば、宗像三女神は天照大神より「汝三神、宜しく道中に降居して、天孫を助け奉り、天孫に祭かれよ」の神勅（ご命令）が出された。これは「歴代天皇のまつりごとを助け、丁重な祭祀を受けられよ」と解釈されるもので、皇室のご繁栄を祈ることが、国民の繁栄に通ずる道であることが明示されたものである。つまり、宗像三女神は国家安泰を祈ることを使命とされた神であり、宗像三女神鎮座の根幹はここにある。このような神徳から宗像三女神を祀る神社は全国に 6,000 社以上あり、その総本社として全国に信仰される高い価値を有している。

（３）宗像大社の信仰と年中行事

①沖ノ島（宗像大社沖津宮）における禁忌と神事

古代に祭祀が行われていたころから、沖ノ島は神聖な場として人の行き来は極力制限されてきた。中世の段階でも神事以外で上陸していた記録等は認められない。

人の常駐がなかった沖ノ島であるが、寛永 16（1639）年以降、福岡藩によって沖ノ島の警備のため島守が置かれ、50 日交替で在島した（『筑前国続風土記』）。それに伴って、現在も続く禊の風習が記録にみえるようになる。来島者は、必ず海水に入り正三位社に参拝した後、７日間毎日海水で身を清め、８日目にようやく沖津宮社殿に参ることができた。禊の風習は、寛政６（1794）年に警備の為に沖ノ島へ渡航した青柳種信の『瀛津島防人日記』にもみえる。また、現在も続く禁忌に「女人禁制」があるが、既に近世において僧侶と女人の入島を禁ずる記述がある。他の禁忌としては、沖ノ島の「竹木土石」などを取ると災いがおこるとして恐れられており、縁起の悪い言葉は「忌み言葉」として使用が避けられ別の言葉で言い換えられた。このように、江戸時代になると文献に沖ノ島についての記述が現れるが、祭祀遺跡については諸史料に何も記されていない。これは、見聞したことを口外してはならないという「不言島」の禁忌が守られていたことを示しているといえる。

現在は、宗像大社の神職が１名 12 日交代で島に常駐し、毎日、社殿での神事を行なっている。また、地元漁師たちも沖ノ島（沖津宮）に宿る神に対する信仰は篤く、献魚などして豊漁や漁の安全などを願っている。

表 ３－３－２ 沖ノ島（宗像大社沖津宮）の禁忌

①入島制限

島内は、宗像大社の神職以外、立入ることを禁じている。

調査及び視察、軽微な工事の場合は、宗像大社の渡島申請を必要とし、許可を得たものが島内に入ることが許される。

②禊

宗像大社の許可を得て上陸したものは、必ず禊を行わなければならない。禊とは、穢れた身を全裸になって海水に浸かり、清めることである。沖ノ島という神聖な場所へ入るための儀礼である。

③一木一草一石の持ち出し禁止

沖ノ島にある動産は、すべて持ち出すことを禁じている。地元の漁師は、沖ノ島でついた土や小石を袋に集め、再び沖ノ島に返したほどである。このことにより沖ノ島祭祀遺跡の奉献品約 8 万点（現在国宝指定）などが盗掘を受けることなく保存されていたといわれる。昭和 29 年から始まる沖ノ島の学術調査以降は、記録保存などを行い、奉献品を本土に持ち出している。これは、今後、盗掘などの脅威を避け、適切な保存を行うためである。

④お言わずの島

元来、島で見たり聞いたりしたことは、一切口外してはならないとされていた。沖ノ島の情報が世間に広く伝わらなかった原因の１つである。

⑤食事

島内で 4 本足の哺乳動物全般を食すことはできない。これは神道において農耕で働く馬や牛などを大切にしており、殺して食すことを忌み嫌うことから来ているという。

②年中行事

（ⅰ）宗像大社中津宮境内における神事

近世以降、沖ノ島へ渡島するときは、必ず中津宮で身を清め、潔斎をしていた。寛政６（1794）年、沖ノ島の監視役として赴任した青柳種信もまた沖ノ島に渡るために大島で 10 日ほど滞在しており、初日に潔斎し、御嶽山にも登山している。その後風や波の穏やかな日を待ってようやく渡島できた。

みあれ祭では、沖津宮のご神璽を一旦中津宮に迎えいれ、大島から両宮のご神璽を載せたご座船が神湊へ向けて出港する。大島から神湊までは、地元漁師達の船で海上神幸を行い、神湊から辺津宮までは、車や人力によって陸上神幸を行う。

また境内には、七夕伝説にまつわる天の川をはじめ、川を挟んで南に織女社（国指定史跡地内）と、北に牽牛社（国指定史跡地外）などがあり、『筑前国続風土記』にも、鎌倉後期に和歌学書として作られたとされる「石見女式（いわみじょしき）」や室町時代後期に作られた「古今栄雅抄（こきんえいがしょう）」に星宮として記されていることを引きながら、詳細に記されている。中世以来続く七夕祭りは、中津宮の神事として賑わいをみせており、今も信仰は受け継がれている。

（ⅱ）宗像大社辺津宮境内における神事

宗像大社で現在行なわれている神事は、主要なものは辺津宮において執り行われている。季節の祭事および宗像大社独自の祭事は、次のとおりである。

表 ３－３－３ 宗像大社で行なわれている神事

期　日		祭典・行事名	場　所
１月	１日	歳旦祭	三宮
	２日	成人祭	中津宮
	３日	元始祭	三宮
	１０日	恵比須神社祭	辺津宮末社
	１３日	献米奉告祭	辺津宮
	１５日	成人祭	辺津宮
２月	３日	節分祭	中津宮・辺津宮
	１１日	紀元祭	三宮
	１７日	祈年祭	三宮
	２３日	天長祭	三宮
３月	１９日	松尾神社祭	辺津宮末社
	春分の日	皇霊殿遙拝式	三宮
	旧暦　１５日	沖中両宮春季大祭	沖津宮遙拝所・中津宮
４月	１日～２日	春季大祭	辺津宮
	２９日	昭和祭	三宮
５月	３日	龍宮祭	中津宮末社
	５日	五月・浜宮祭	境外末社
６月	３０日	大祓式	沖津宮・中津宮
７月	１５日	祇園祭	中津宮末社・辺津宮末社
	３１日	大祓式・夏越祭	辺津宮
８月	７日	七夕祭	中津宮
	１５日	戦没者慰霊祭	宗像護国神社
９月	１日	風鎮祭	辺津宮
	中旬	沖津宮神迎え神事	沖津宮・中津宮
	秋分の日	皇霊殿遙拝式	三宮
	旧暦　１５日	沖中両宮秋季大祭	沖津宮遙拝所・中津宮

１０月	１日～３日	秋季大祭	辺津宮
	１７日	表千家献茶祭	辺津宮
	２９日	豊饒祭	辺津宮
１１月	３日	明治祭	三宮
	１５日	七五三祭	中津宮・辺津宮
	中旬	宗像大社神符・預布始祭	辺津宮
	２３日	新嘗祭	三宮
１２月	第１週土曜日	蛭子神社祭	中津宮末社
	５日	二夜三日祭	中津宮
	中旬	古式祭・鎮火祭	辺津宮
	１９日	松尾神社祭	辺津宮末社
	３１日	大祓式・除夜祭	三宮
毎月	毎日	日供祭	三宮
	１日・１５日	月次祭	三宮
	毎月１日	月命日祭	宗像護国神社

（iii）宗像大社秋季大祭

写真３－３－１　沖津宮神迎神事

写真　３－３－２　海上神幸

写真　３－３－３　陸上神幸

写真　３－３－４　流鏑馬

写真　３－３－５　主基地方風俗舞

写真　３－３－６　翁舞

写真　３－３－７　浦安舞

写真　３－３－８　高宮神奈備祭

４．世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群

（１）第 42 回世界遺産委員会で決議された顕著な普遍的価値の言明

概要

九州北西部から 60 ㎞に位置する沖ノ島は、古代祭祀遺跡の類い稀な記録の宝庫であり、日本列島と朝鮮半島およびアジア大陸の諸国間の交流が活発だった時期の祭祀、すなわち、4 世紀に起こり 9 世紀末まで執り行われた航海安全に関わる古代祭祀のあり方を示す物証である。宗像大社の一部となった沖ノ島は、その後も今日に至るまで神聖な存在とみなされてきた。

沖ノ島全体が、その地形学的な特徴と、豊富な考古学的堆積物を有する祭祀遺跡、そして原位置を保ったままの膨大な数の奉献品とともに、この島で 500 年にわたって執り行われた祭祀のあり方を如実に示すものである。原始林、島にまつわる禁忌、九州および大島から沖ノ島にかけて開けた眺望、これらはみな、その後何世紀もの間に対外交流や信仰の独自性の高まりによって祭祀の慣習や意味が変容してきたにもかかわらず、沖ノ島への崇拝は島の神聖性を維持してきたことを雄弁に物語っている。

宗像大社は、約 60 ㎞に広がる範囲に位置する 3 つの異なる信仰の場、沖ノ島の沖津宮、大島の中津宮、九州本土の辺津宮から構成される神社である。これらは古代祭祀遺跡に関連づけられる生きた信仰の場である。宗像三女神に対する崇拝の形態は、主に社殿において執り行われる祭祀において今日まで引き継がれ、宗像地域の人々によって守られてきた。大島の北岸に建てられた沖津宮遙拝所は、「神宿る島」を遠くから拝むための信仰の場として機能している。沖ノ島へと続く海を見渡す台地上に位置する新原・奴山古墳群は大小の墳丘によって構成され、沖ノ島を崇める伝統を育んだ宗像氏の人々の存在を証明する。

世界文化遺産記載のための評価基準は ⅰ ～ⅵまであり、本遺産はその内 ⅱ と ⅲにあてはまる。

評価基準（ⅱ）

「神宿る島」沖ノ島は、航海安全のための祭祀が執り行われた島で捧げられた、多様な来歴をもつ豊富な出土品によって、4 世紀から 9 世紀の間の東アジアの国家間の重要な交流を示している。奉献品の配置や祭場構成の変化は祭祀の変遷を証明し、それはまた、アジア大陸、朝鮮半島、日本列島を拠点とする国々がアイデンティティの感覚を発達させた時期に起こり、日本文化の形成に本質的に貢献した活発な交流の過程の性格を反映するものである。

評価基準（ⅲ）

「神宿る島」沖ノ島は、古代から現代まで発展し、継承されてきた神聖な島を崇拝する文化的伝統の類い稀な例である。注目すべきことに、沖ノ島に保存されてきた考古学的遺跡はほぼ無傷であり、そこで執り行われた祭祀が 4 世紀から 9 世紀末にかけての 500 有余年にどのように変化したかについて時系列的な記録を残すものとなっている。これらの祭祀では、大量の貴重な島の様々な場所に納められており、祭祀の変化を証している。沖ノ島での直接的な奉献は 9 世紀に終わったが、島に対する崇拝は、大島や九州本土から沖ノ島へと開かれた眺望によって例示される「遥拝」とともに、沖ノ島の沖津宮、大島の中津宮、辺津宮という宗像大社の 3 つの異なる信仰の場における宗像三女神への崇拝という形で継続した。

完全性

「神宿る島」沖ノ島と他の 7 つの構成資産は、その顕著な普遍的価値を表現する価値や過程を示すために必要なすべての属性を含んでいる。当資産は、海を越えた交流が活発だった時期に起こり、今なお宗像三女神への崇拝という形で続く、航海安全のために神聖な島を崇拝する伝統について、その証としての諸特徴を完全に表現するものとなっている。祭祀の慣習や意味の変化を経ながらも、沖ノ島の神聖性を保ったまま、こうした伝統の証としての諸特徴は今日まで継承されてきた。資産は良好な状態にあり、洋上インフラやクルーズ船の往来の増加による潜在的な影響を慎重に考慮する必要があるものの、管理放棄もなく適切な管理がなされている。

真正性

沖ノ島に関する数々の考古学的調査と研究は、当資産が顕著な普遍的価値を有していることを如実に裏付けている。加えて、時を経ても変わらぬ祭祀遺跡の位置、その配置、そしていまだに豊富な未発掘の奉献品は、将来のさらなる研究の可能性と当資産の価値に対する理解を深めていく機会を開いている。既存のしきたりや禁忌により、神聖な場としての島の雰囲気が保たれている。

3 つの島について、および日本国内や周辺諸国における航路についての調査研究の継続は、資産の真正性を完全に表現するための裏付けとなろう。

管理と保護の要件

資産は、いくつかの法律、指定および計画の下で、国レベルの法的保護を受けている。今日まで長期間にわたって有効であることが実証されてきた。しきたりや禁忌という形での伝統的な慣習によっても保護が保証されている。

管理システムは、宗像市、福津市、福岡県の代表者を含む包括的な管理団体である保存活用協議会の設立を想定している。同協議会は、資産の各部分と緩衝地帯とを網羅する 4 つの個別の管理計画を組み込んだ「保存管理計画」を実行するための調整と責任を負う。遺産影響評価の取り組みを管理システムに統合する仕組みは、その効果を高めるものである。管理業務の十分な調整と実施を確実にするために、資産の各所有者が協議会に参加する必要がある。緩衝地帯の住民および地元企業の代表者は保存活用協議会と協調・協力していくものとする。文化庁は、特別諮問委員会とともに指導と助言を行う。なお、小規模な修理と日常の保守管理は、世代を経て伝えられてきた方法で地域コミュニティの人々によって行われている。

（２）世界遺産の保存管理

①包括的保存管理計画の概要

資産全体の保存管理の方法を示すものとして福岡県・宗像市・福津市により、『「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群包括的保存管理計画』（以下、『包括的保存管理計画』という。）が 2015 年 3 月に策定された。

『包括的保存管理計画』は、本資産を人類共有の資産として将来の世代へ継承していくことを目的とし、資産の保存管理、緩衝地帯の管理、資産の公開・活用など、本資産とその周辺環境を対象とした包括的な保存管理に関する方針と施策を示している。同計画では「世界遺産条約履行のための作業指針」のほか関連する憲章や勧告を踏まえ策定している。

本資産は、全範囲が文化財保護法に基づく史跡に指定されており、現状変更行為の厳しい制限によって保護が講じられている。緩衝地帯は、構成資産間の眺望及び資産の周辺環境を阻害する要因が生じないよう、5 つの資産を包含する陸域・海域の範囲に設定し、景観法をはじめとする各種法令等により保存措置が講じられている。

②構成資産の重要な要素

世界遺産の構成資産は、地下に埋蔵される遺構・遺物、祭祀遺跡、宗像大社の社殿、厳粛な信仰環境を形成している地形、地割、社叢によって構成される。

表３－４－１ 構成資産の重要な要素

ID No.	構成資産	構成資産の重要な要素			
		考古遺跡		建造物	自然
		地下遺構	地上遺構		
1-4	宗像大社 沖津宮 （沖ノ島、小屋島、御門柱、天狗岩）	沖ノ島祭祀遺跡 （地下遺構、 埋蔵遺物）	沖ノ島祭祀遺跡 （地上遺構）	本殿・拝殿	社叢（原始林） 岩礁 自然地形、 人為的地形
5	宗像大社 沖津宮遙拝所			社殿	社叢 自然地形、 人為的地形
6	宗像大社 中津宮	御嶽山祭祀遺跡 （地下遺構、 埋蔵遺物）		本殿・拝殿	社叢 自然地形、 人為的地形
7	宗像大社 辺津宮	下高宮祭祀遺跡、 上高宮 （地下遺構、 埋蔵遺物）		本殿・拝殿	社叢 自然地形、 人為的地形
8	新原・奴山 古墳群	古墳 （周溝、埋葬施設）	古墳 （墳丘、周堤、葺石）		社叢 自然地形、 人為的地形

（３）世界遺産の公開活用

①構成資産の公開活用

（ⅰ）沖津宮

沖ノ島は、一部神事の機会を除き原則非公開とし、信仰と遺跡の保護の観点から立ち入りが禁止されていることを、パンフレット等の各種媒体で周知徹底する。

大島や九州本土のガイダンス施設に誘導し、沖ノ島の価値とともに禁忌に基づいて古代祭祀遺跡が良好な状態で残されてきた重要性について解説する。

宗像大社神宝館で、沖ノ島祭祀遺跡の出土遺物の展示により、古代の対外交流や沖ノ島祭祀の変遷について解説する。

海の道むなかた館で、沖ノ島に関する映像等によって解説する。

（ⅱ）沖津宮遙拝所

非公開である沖ノ島を遥拝する場として現地に来訪者を誘導し、沖ノ島と遙拝所の関係や信仰の場としての機能を解説する。

沖津宮遙拝所に解説板を設置し、資産全体及び沖津宮遙拝所の価値を解説する。

沖津宮遙拝所の概要とともに大島の暮らしや信仰との関係について解説する。

（ⅲ）中津宮

脆弱な遺跡である御嶽山祭祀遺跡は立入禁止とし、宗像大社神宝館の遺物展示により遺跡を解説する。

解説板、案内サインを整備し、資産全体及び宗像大社中津宮の価値を解説する。

御嶽山展望台を視点場とし、沖津宮や新原・奴山古墳群、辺津宮との関係を眺望景観により解説する。

宗像大社中津宮の概要とともに大島の暮らしや信仰との関係について、大島交流館において解説する。

（ⅳ）辺津宮

解説板、案内サインを整備し、資産全体及び宗像大社辺津宮の価値を解説する。特に、古代祭祀遺跡から現在の社殿へと信仰の場が展開していく過程を解説する。

高宮祭場は、祭祀遺跡の中で唯一来訪者が近づくことができる場所であるため、現地で祭祀遺跡を解説する。併せて、宗像大社神宝館で下高宮祭祀遺跡の出土遺物の解説を行う。

旧入海であった釣川と辺津宮の関係を眺望景観により解説する。

全国へ伝播した宗像三女神信仰の歴史について解説する。

②価値の解明

本資産の顕著な普遍的価値を確実に保護し、国内外に発信するうえで継続的な学術調査、研究は必要不可欠である。本資産に関する情報は、発掘調査や文献史料などの学術調査に基づかなくてはならない。また、調査、研究の継続は、未解明の学術的課題を解決し、資産の価値を高めていくことに繋がる。本資産に関する調査、研究を継続しその成果を公開、活用により具現化していく。

第４章　基本理念・基本方針

１．基本理念

史跡「宗像神社境内」の特徴は、図３－１－１で記したように、「史跡の本質的価値」、「宗像大社の信仰上の価値」、「世界遺産の顕著な普遍的価値」、の３つの価値を有している。沖津宮、中津宮、辺津宮の三宮には、それぞれ人々の信仰の証となる祭祀遺跡や建造物が残されるとともに、これらと周囲の海域や社叢等の自然的要素が一体となって、静謐かつ尊厳のある信仰の場に相応しい史跡景観が形成されている。

悠久の歴史の中で培われてきた計画対象地の特徴を守り、活かす整備に取り組んでいくことが、史跡が有する価値を将来に守り、伝えていくことにつながると考える。

本計画では、整備の基本理念に「静謐かつ尊厳のある信仰の場に相応しい史跡景観の維持向上に努め、歴史ある祭祀遺跡や建造物、自然的要素が一体となった価値を人々に広く伝え、将来に引き継いでいく」ことを掲げる。

> 静謐（せいひつ）かつ尊厳のある信仰の場に相応しい史跡景観の維持向上に努め、歴史ある祭祀遺跡や建造物、自然的要素が一体となった価値を人々に広く伝え、将来に引き継いでいく。

２．基本方針

基本理念に定めた静謐かつ尊厳のある信仰の場に相応しい史跡景観の維持向上に努め、人々の信仰の証となる祭祀遺跡や建造物とそれらを包み込む自然的要素を将来に守り、伝えていくため、史跡の保存のための整備と活用のための整備に向けた基本方針を以下に設定する。

整備の推進にあたっては、史跡が有する価値を構成するそれぞれの要素や周囲の景観に十分配慮する必要があるため、市等の諮問機関及び専門家の指導を受ける。

（１）保存のための整備に関する基本方針

悠久なる歴史の中で培われた計画対象地が有する価値を将来へ継承していけるように、世界遺産の顕著な普遍的価値を構成する諸要素を含む、史跡の本質的価値を構成する要素を確実に保存する。必要に応じて、国、県及び各専門家の指導助言を踏まえ、学術調査の推進に取り組む。

表４－２－１　保存のための整備に関する基本方針

	課題	基本方針
①	祭祀遺跡をはじめとする遺構遺物のき損、滅失等	歴史ある祭祀遺跡の価値を将来に引き継ぐため、経過観察や調査を行うとともに、き損滅失への対応に取り組む。
②	社殿をはじめとする建造物の経年劣化	歴史ある建造物の価値を将来に引き継いでいくために、老朽箇所の調査及び適切な修理、復旧に取り組む。
③	参道をはじめとする史跡景観の阻害	静謐かつ尊厳のある信仰の場に相応しい史跡景観とするため、景観保全や施設等の適切な保存整備に取り組む。
④	社叢をはじめとする自然的要素の荒廃	自然的要素と一体となった価値を将来に引き継ぐため、適切な整備や維持管理に取り組む。

（２）活用のための整備に関する基本方針

現地において、史跡の価値等を理解し、静謐かつ尊厳のある信仰の場に相応しい境内を感じてもらうため来訪者等を適切にもてなす環境を整える。

表４－２－２　活用のための整備に関する基本方針

	課題	基本方針
①	快適で安全に回遊できる環境整備	静謐かつ尊厳ある信仰の場に相応しい史跡景観を損なわないよう留意し、既存の参道線形を維持しつつ、安全で快適に見学、回遊できる環境整備に取り組む。
②	史跡の価値の情報発信	史跡の本質的価値をはじめ、宗像大社が有する由緒や世界遺産の顕著な普遍的価値が一体となった魅力を広く伝えられる環境整備に取り組む。

（３）保存及び活用に共通する整備に関する基本方針

防火、防災及び防犯の観点から設備を充実させる。

表４－２－３　保存及び活用に共通する整備に関する基本方針

	課題	基本方針
①	防火、防災、防犯対策の充実	信仰の場としての機能を損なわないよう史跡の防火、防災、防犯対策を充実させる。

第５章　整備基本計画

１．各境内の整備基本計画

ここでは課題解決のために想定される整備について、第 1 期から第 3 期にわたるすべての計画を挙げる。その中から 5 年以内に実施する第 1 期の整備は、地図上の項目枠を青色で示す。

（１）沖津宮の整備

①保存のための整備

・荒廃が危惧される社叢、地形、禊場、岩礁及び海域等については、静謐かつ尊厳のある信仰の場に相応しい史跡景観を維持するため、その一体的な保全に取り組む。ただし、人の立ち入りが困難な場所については、自然の摂理を妨げない。

②活用のための整備

・通常、一般の立入が禁じられているため、公開施設などで価値を伝える整備に取り組む。

③保存及び活用に共通する整備

・自然災害による社叢や祭祀遺跡のき損滅失を防ぐ防災対策や人為的な盗掘等の防犯対策の充実に取り組む。

（２）沖津宮遙拝所の整備

①保存のための整備

・明治初期以前の絵図に残る構造物を把握し、その保存に努める。
・建造物の老朽化に対応する。
・周辺の海岸漂着ごみの定期的な清掃活動を実施する。
・周辺の良好な景観を維持する。

②活用のための整備

・沖津宮遙拝所が有する周辺の自然環境を活かす。
・沖ノ島と沖津宮遙拝所の関係を現地で理解し、感じてもらえるような環境整備を行う。
・スムーズな回遊など、安全確保の観点から整備を行う。

③保存及び活用に共通する整備

・防火防災防犯計画を策定し、機能を充実させる。

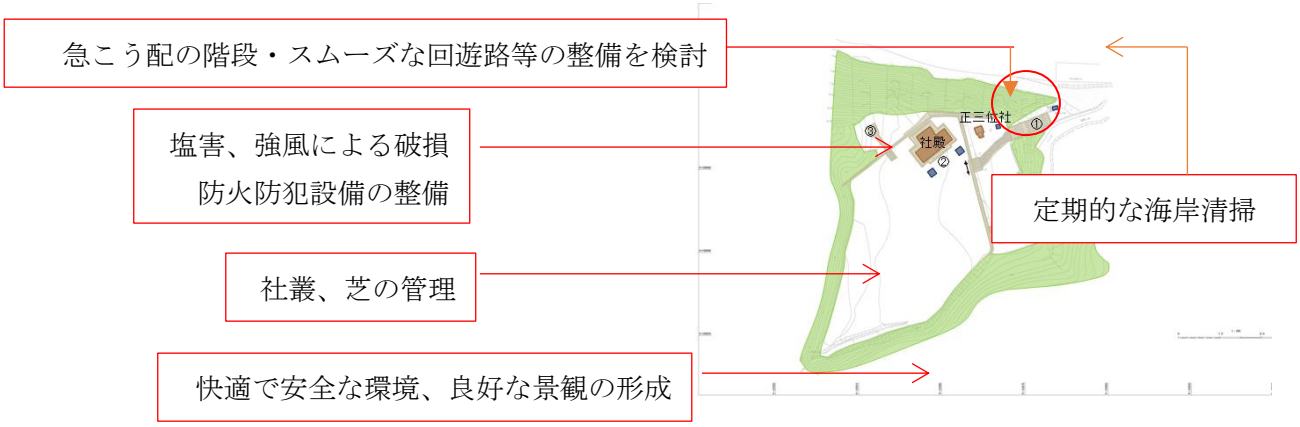

図５－１－１　沖津宮遙拝所の整備イメージ

（３）中津宮の整備

①保存のための整備

・御嶽山祭祀遺跡を将来にわたって現状のまま確実に保存するため、遺跡の盗掘対策等の充実や当該樹林の管理などに取り組む。

・明治初期以前の絵図に残る構造物を把握し、信仰の場の価値を高める。

・経年劣化が目立つ本殿、拝殿等の社殿や鳥居などの建造物については、老朽箇所等を調査したうえで、適切な修理や復旧に取り組む。

・御嶽山祭祀遺跡や中津宮の本殿や拝殿等と自然的要素とが一体となった良好な史跡景観を保たせる。

②活用のための整備

・中津宮が有する周辺の自然環境を活かす。

・効率的な信仰行事が行われる境内配置に加え史跡の価値を高める整備を行う。

・大島港フェリーターミナルからの中津宮境内、御嶽山山頂までの誘導経路の整備を充実させる。

・外国人来訪者の対応策を強化する。※看板等の英語表記のほか、スマートフォン、タブレット端末及びパンフレット等を活用する。

・社叢管理や安全確保に努める。

③保存及び活用に共通する整備

・防火防犯計画を策定し防火防犯施設の不十分な箇所や老朽化が進んだ箇所を把握し、設備の充実を図る。

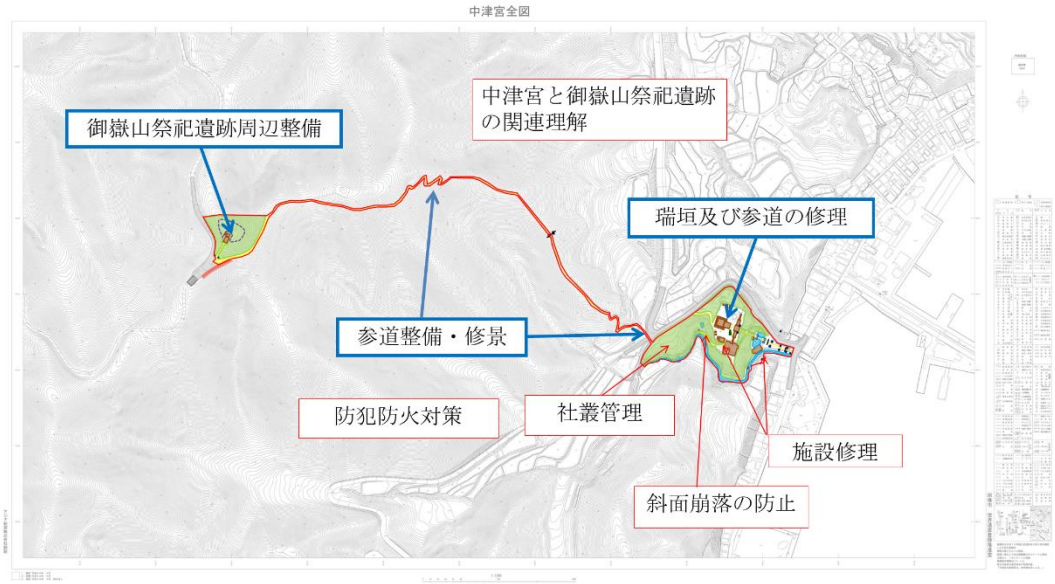

図５－１－２　中津宮の整備イメージ

（４）辺津宮の整備

①保存のための整備

・下高宮祭祀遺跡の保全を目的とした調査及び整備に取り組む。

・明治初期以前の絵図に残る構造物を把握し、保存に努める。

・信仰の確実な継承を図るため、修理が完了した本殿・拝殿に加えて、本殿周辺に位置する摂末社や儀式殿等について、老朽化箇所等を調査した上で、適切な修理に取り組む。

・高宮祭場からの眺望の保全や辺津宮境内と釣川との結びつきを再生する整備に取り組む。

・荒廃した社叢を整備し、その後維持、管理を充実させ良好な史跡景観を保たせる。

②活用のための整備

・史跡内外の重複機能や不足機能を補い合い効率的な信仰行事に加え史跡の価値を高める整備を行う。

・重要文化財に指定されている拝殿前が狭く混雑時に文化財のき損を招く恐れがあることから授与所撤去など御垣内の構成について検討する。

・神宝館や世界遺産ガイダンス施設「海の道むなかた館」を含めた動線及び誘導経路の整備を充実させる。

・インバウンド対策を強化する。※英語表記の看板を立てるということではなく、タブレット端末やパンフレット等を活用する。

・社叢管理や安全確保に努める。

・高宮祭場の参道整備を行う。

③保存及び活用に共通する整備

・防火防犯計画を見直し、適切な整備を進める。

図５－１－３　辺津宮の整備イメージ

２．整備主体

史跡「宗像神社境内」の指定地の大半は、宗像大社の所有地であるが、当該指定地内にはそのほかにも下表のような土地所有者、管理者及び利害関係者が含まれる。

史跡整備を実施する場合は、土地の所有者、管理者及び利害関係者を確認し、整備主体を明確にする必要がある。

表５－２－１　史跡指定地の所有者等

指定地	所有者等
沖津宮	宗像大社、宗像漁業協同組合、福岡県、海上保安庁、民間事業者
沖津宮遙拝所	宗像大社
中津宮	宗像大社、福岡県、宗像市、民間事業者
辺津宮	宗像大社、宗像市、個人、民間事業者

第６章　第１期整備実施計画

１．辺津宮摂末社整備（総括）

（１）史跡の概要

地区区分	第 1 種区域
分　　類	構造物（建築物）　Ａ；本質的価値を構成する諸要素
年代・構造	17 世紀～19 世紀　木造、一間社流造、見世棚、銅板葺
現状と課題	破損や風化、虫食いなどの劣化が進行している。

（２）整備計画

①整備方針

歴史ある建造物の価値を将来に引き継いでいくために、老朽箇所の調査及び適切な修理、復旧に取り組む。

②整備内容

調査、復原、補強、部分修理及び解体修理などを行う。

（３）事業概要

事業主体	宗像大社				
整備箇所	令和 2(2020)年　15.36 ㎡	令和 3(2021)年　36.13 ㎡	令和 4(2022)年　20.51 ㎡		
事業期間	令和 2（2020）年	令和 3（2021）年	令和 4（2022）年	令和 5（2023）年	令和 6（2024）年
	←―――	―――	―――→		
備　　考					

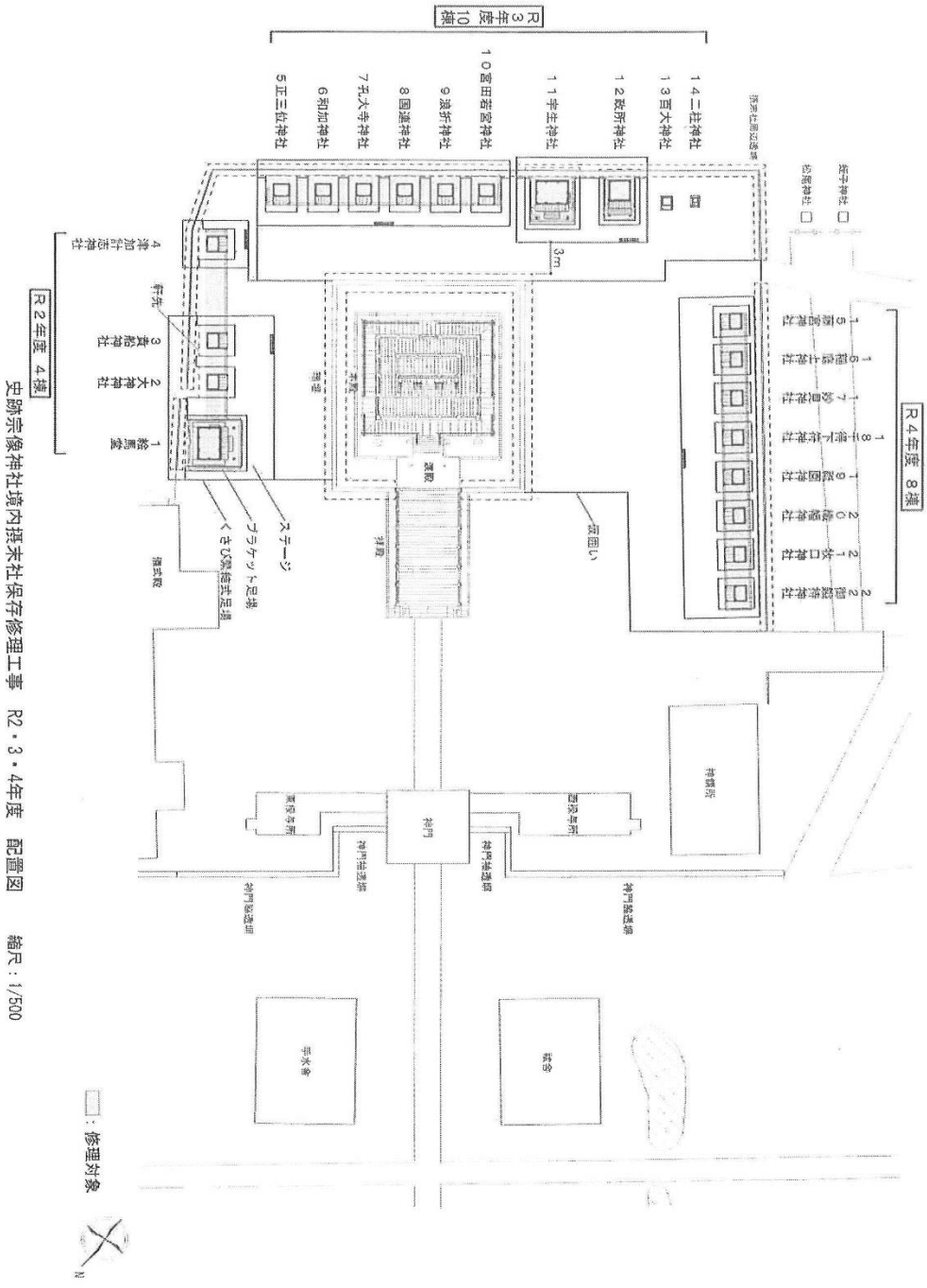

図６－１－１　令和２・３・４年度整備予定摂末社

1 - 1. 辺津宮摂末社整備（令和 2 年度事業）

（１）史跡の概要

地区区分	第 1 種区域
分　　類	構造物（建築物）　A；本質的価値を構成する諸要素
年代・構造	17 世紀～19 世紀　木造、一間社流造、見世棚、銅板葺
現状と課題	破損や風化、虫食いなどの劣化が進行している。 ・貴船神社；明治 25（1892）年屋根葺替、昭和 29（1954）年修理 ・大神神社；明治 25（1892）年・昭和 3（1928）年・昭和 29（1954）年修理 ・絵馬堂；昭和 29（1954）年修理

（２）整備計画

①整備方針

歴史ある建造物の価値を将来に引き継いでいくために、老朽箇所の調査及び適切な修理、復旧に取り組む。

②整備内容

仮設工事、解体工事（屋根板金・不陸調整）、木工事、屋根工事銅板葺、
左官工事、石工事土台礎石・基壇・玉砂利、金物工事・錆落し、
建具工事、雑工事（防蟻・整地）、
電気設備工事、防災工事（空気管盛替）

（３）事業概要

事業主体	宗像大社				
整備箇所	貴船神社、大神神社、絵馬堂 計 3 棟　15.36 ㎡				
事業期間	令和 2 （2020）年	令和 3 （2021）年	令和 4 （2022）年	令和 5 （2023）年	令和 6 （2024）年
	←――→				
備　　考					

（４）参考資料

①整備予定摂末社

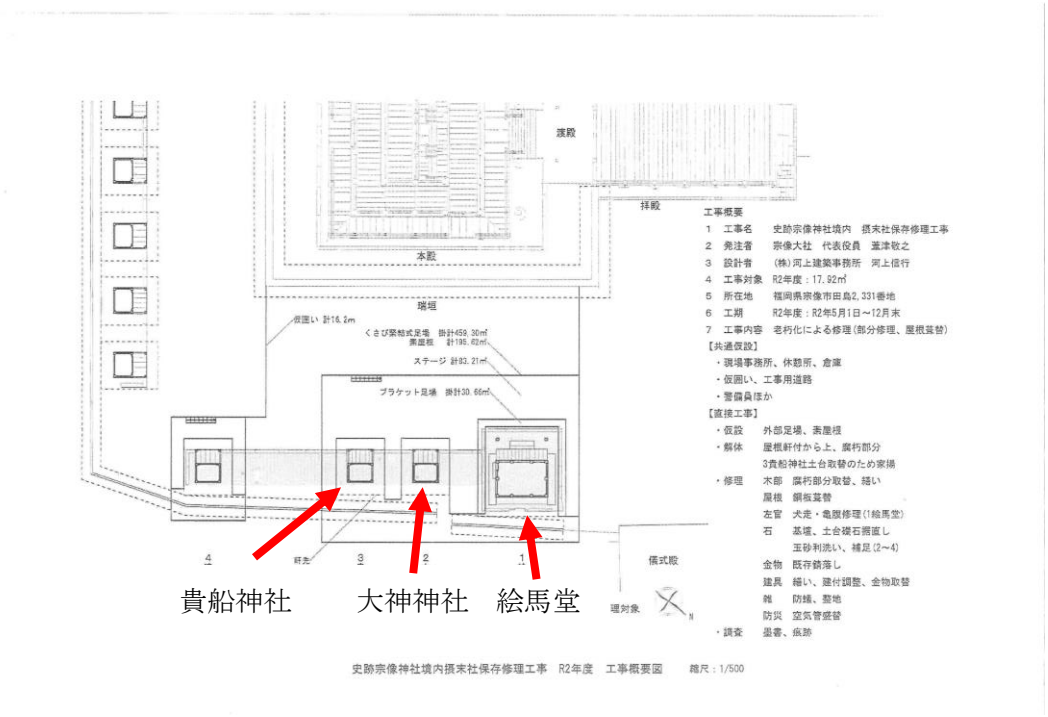

図６－（1-1）－１　令和２年度整備予定摂末社

写真６－（1-1）－１　令和２年度整備予定摂末社

②絵馬堂保存修理箇所

写真６－（1-1）－２　絵馬堂正面

写真６－（1-1）－３　縁石部分

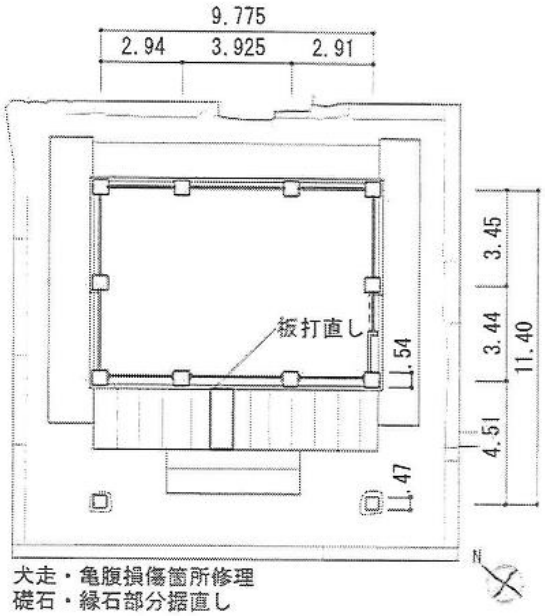

図６－（1-1）－２　絵馬堂平面図

写真６－（1-1）－４　亀腹損傷

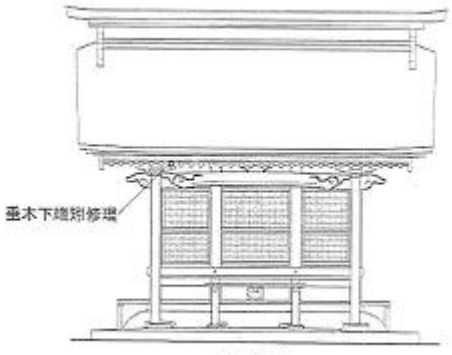

図６－（1-1）－３　絵馬堂正面図

写真６－（1-1）－５　垂木下端矧修理

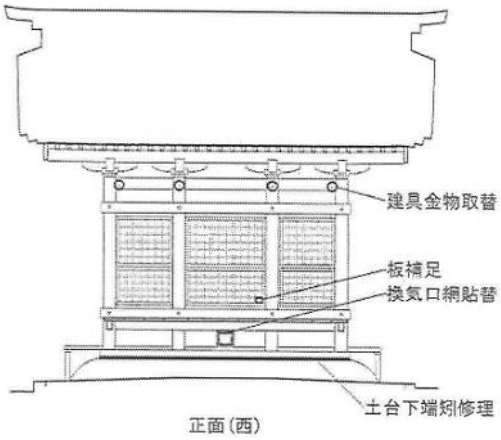

図６－（1-1）－４　絵馬堂正面（西）桁下展開図

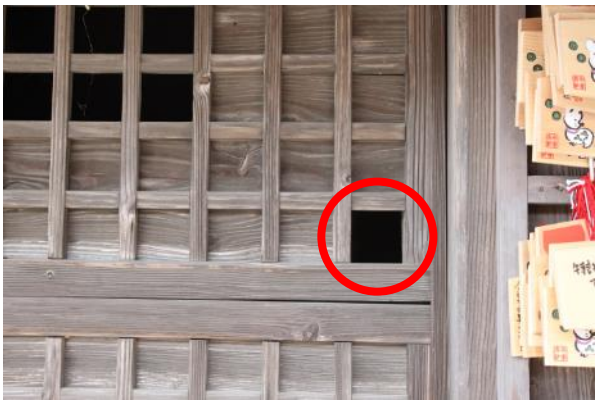

写真６－（1-1）－６　板補足

写真６－（1-1）－８　換気口網貼替

写真６－（1-1）－７　建具金物取替

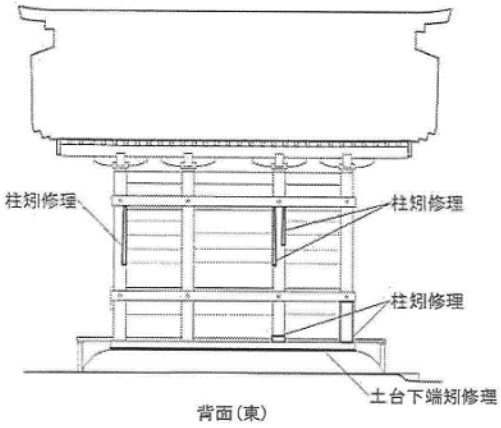

図６－（1-1）－５　絵馬堂背面（東）桁下展開図

写真６－（1-1）－９　柱矧修理

写真６－（1-1）－１０　柱矧修理・土台下端矧修理

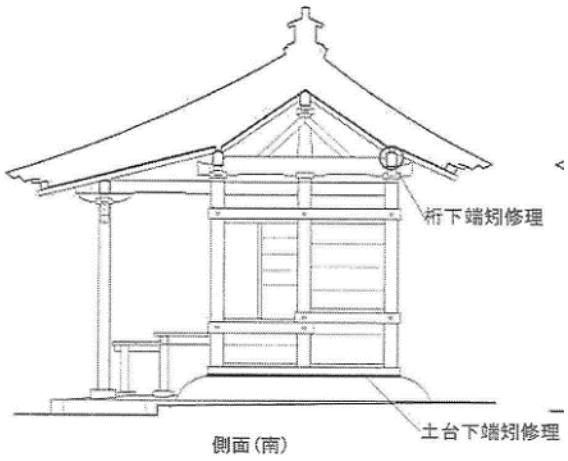

図６－（1-1）－６　絵馬堂側面（南）桁下展開図

写真６－（1-1）－１１　桁下端矧修理

図６－（1-1）－７　絵馬堂側面（南）立面図

写真６－（1-1）－１２　六葉復原

写真６－（1-1）－１３　六葉

③大神神社保存修理箇所

写真６－（1-1）－１４　大神神社正面

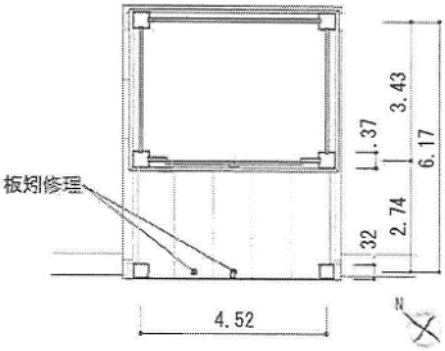

図６－（1-1）－８　大神神社平面桁下展開図

写真６－（1-1）－１５　板矧修理

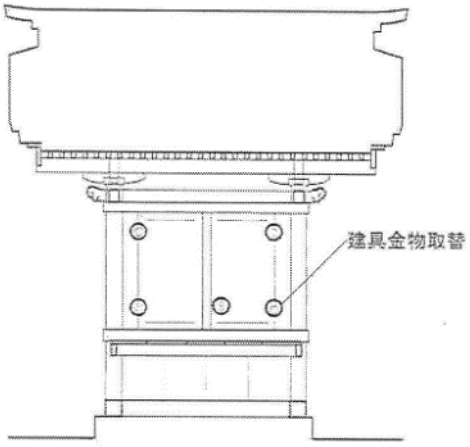

図６－（1-1）－９　大神神社正面（西）桁下展開図

写真６－（1-1）－１６　建具金物取替

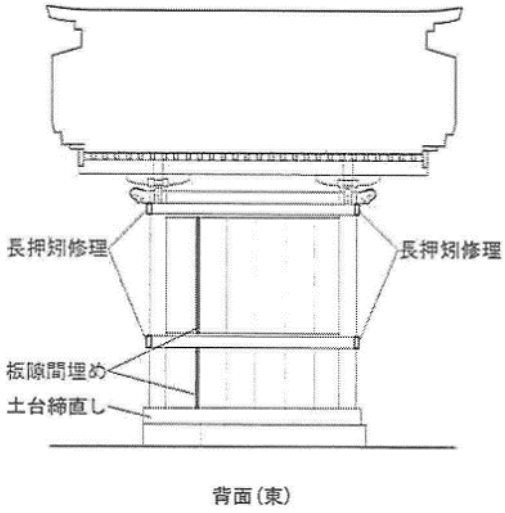

図６－（1-1）－１０　大神神社背面（東）桁下展開図

写真６－（1-1）－１７　板隙間埋め

図６－（1-1）－１１　大神神社側面（南）桁下展開図

写真６－（1-1）－１８　大斗矧修理

写真６－（1-1）－１９　壁盤取替

写真６－（1-1）－２０　長押矧修理

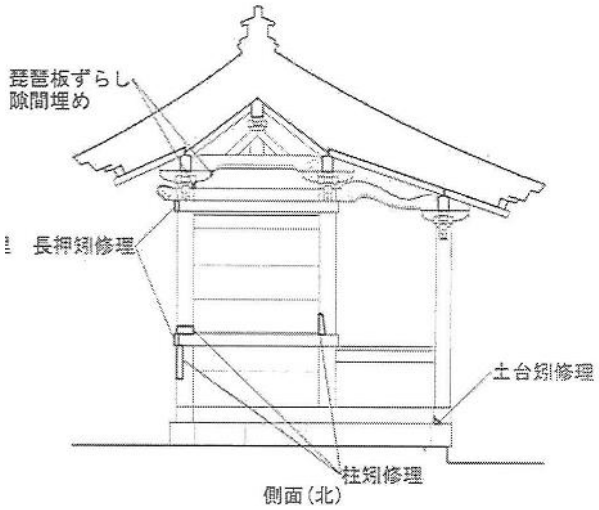

図６－（1-1）－１２　大神神社側面（北）桁下展開図

写真６－（1-1）－２１　琵琶板ずらし隙間埋め

写真６－（1-1）－２２　長押矧修理

写真６－（1-1）－２３　柱矧修理

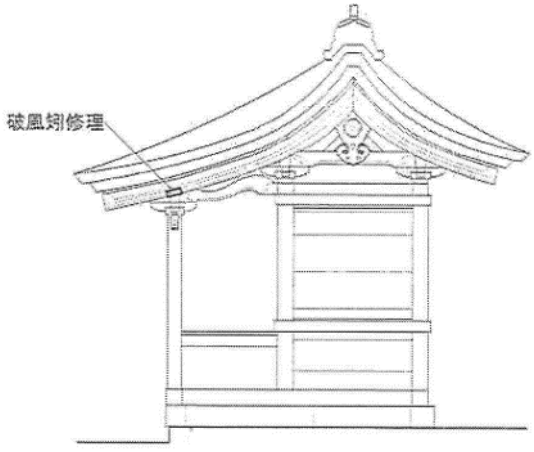

図６－（1-1）－１３　大神神社側面（南）立面図

写真６－（1-1）－２４　破風矧修理

④貴船神社保存修理箇所

写真６－（1-1）－２５　貴船神社正面

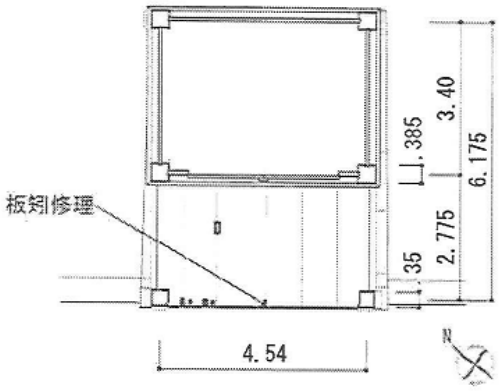

図６－（1-1）－１４　貴船神社平面図桁下展開図

写真６－（1-1）－２６　板矧修理

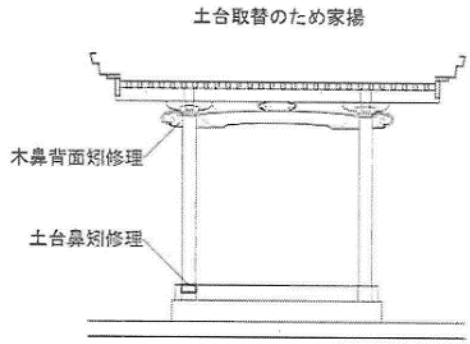

図６－（1-1）－１５　貴船神社向拝正面（西）桁下展開図

写真６－（1-1）－２７　木鼻背面矧修理

写真６－（1-1）－２８　土台鼻矧修理

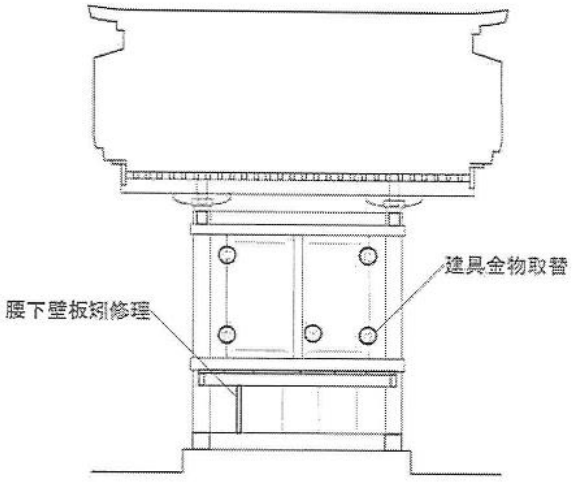

図６－（1-1）－１６　貴船神社正面（西）桁下展開図

写真６－（1-1）－２９　建具金物取替

写真６－（1-1）－３０　腰下壁矧修理

写真６－（1-1）－３１　付鴨居再取付

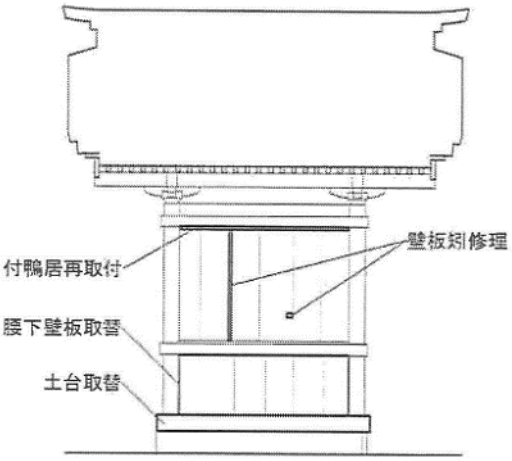

図６－（1-1）－１７　貴船神社背面（東）桁下展開図

写真６－（1-1）－３２　壁板矧修理①

写真６－（1-1）－３３　土台取替

写真６－（1-1）－３４　壁板矧修理②

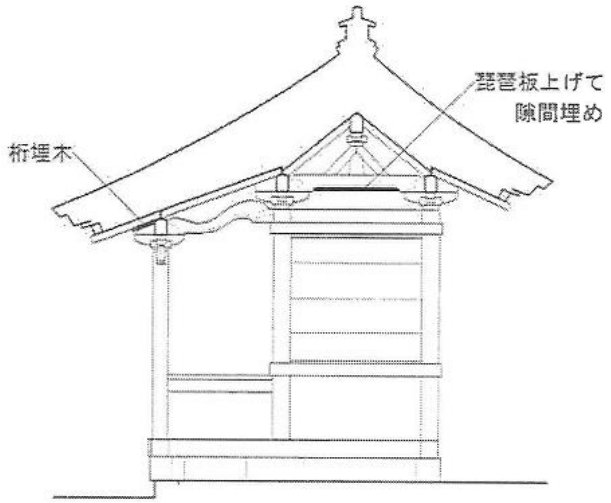

図６－（1-1）－１８　貴船神社側面（南）桁下展開図

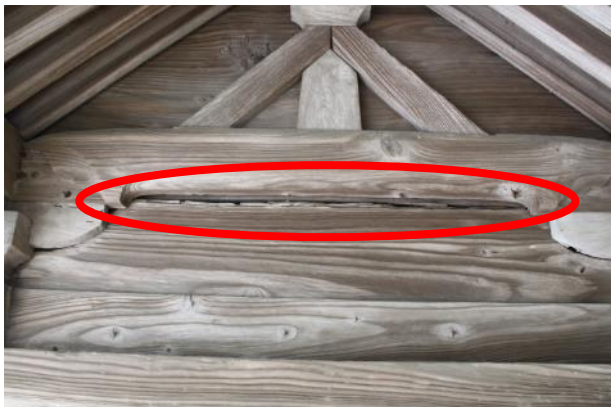

写真６－（1-1）－３５　琵琶板上げて隙間埋め

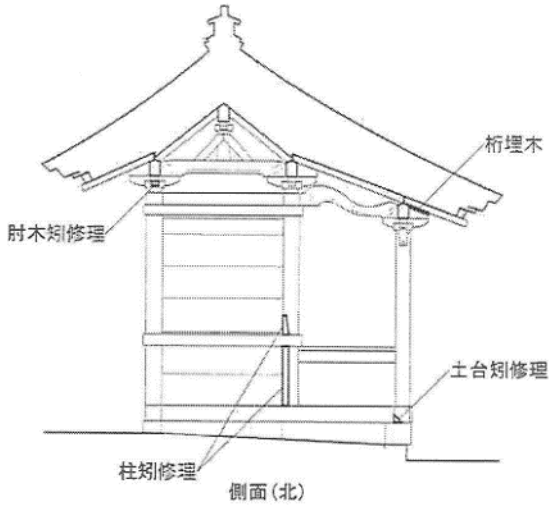

図６－（1-1）－１９　貴船神社側面（北）桁下展開図

写真６－（1-1）－３６　桁埋木①

写真６－（1-1）－３８　肘木矧修理

写真６－（1-1）－３７　桁埋木②

写真６－（1-1）－３９　柱矧修理

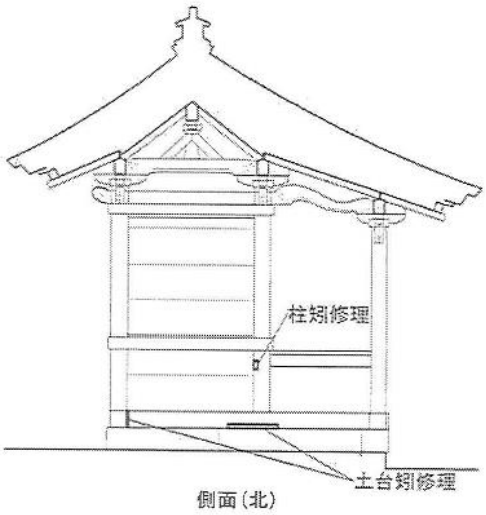

図６－（1-1）－２５　津加計志神社側面（北）桁下展開図

写真６－（1-1）－４９　柱矧修理

写真６－（1-1）－５０　土台矧修理①

写真６－（1-1）－５１　土台矧修理②

1 - 2. 辺津宮摂末社整備（令和 3 年度事業）

（１）史跡の概要

地区区分	第 1 種区域
分　　類	構造物（建築物）　A；本質的価値を構成する諸要素
年代・構造	17 世紀～19 世紀　木造、一間社流造、見世棚、銅板葺
現状と課題	破損や風化、虫食いなどの劣化が進行している。 ・津加計志神社；明治 20（1887）年・大正 6（1917）年葺替 ・正三位神社；明治 20（1887）年屋根葺替、昭和 29（1954）年修理 ・和加神社；明治 18（1885）年屋根葺替、昭和 29（1954）年修理 ・孔大寺神社；昭和 29（1954）年修理 ・國連神社；明治 14（1881）年屋根葺替、昭和 29（1954）年修理 ・波折神社；明治 19（1886）年屋根葺替 ・宮田若八幡神社；昭和 7（1932）年修理 ・宇生神社；昭和 29（1954）年・昭和 46（1971）年修理 ・政所神社；大正 3（1914）年屋根葺替、昭和 29（1954）年修理 ・百大神社；昭和 3（1928）年・昭和 29（1954）年修理 ・二柱神社；明治 26（1893）年修理

（２）整備計画

①整備方針

歴史ある建造物の価値を将来に引き継いでいくために、老朽箇所の調査及び適切な修理、復旧に取り組む。

②整備内容

仮設工事、解体工事（屋根板金・不陸調整）、木工事、屋根工事銅板葺、
左官工事（犬走・亀腹）、石工事土台礎石・基壇・据直・玉砂利、金物工事・錆落し、
建具工事、雑工事（防蟻・整地）、防災工事（空気管盛替）

（３）事業概要

事業主体	宗像大社				
整備箇所	津加計志神社、正三位神社、和加神社、孔大寺神社、國連神社、波折神社、宮田若八幡神社、宇生神社、政所神社、百大神社、二柱神社、計 11 棟　36.13 ㎡				
事業期間	令和 2 （2020）年	令和 3 （2021）年	令和 4 （2022）年	令和 5 （2023）年	令和 6 （2024）年
		←――→			
備　　考					

（４）参考資料

図６－（1-2）－１　令和３年度整備予定摂末社（東から）

図６－（1-2）－２　令和３年度整備予定摂末社（西から）

1 - 3. 辺津宮摂末社整備（令和 4 年度事業）

（１）史跡の概要

地区区分	第 1 種区域
分　　類	構造物（建築物）　A；本質的価値を構成する諸要素
年代・構造	17 世紀～19 世紀　木造、一間社流造、見世棚、銅板葺
現状と課題	破損や風化、虫食いなどの劣化が進行している。 ・藤宮神社；明治 25（1892）年修理、大正 3（1914）年屋根葺替、昭和 3（1928）年・同 29（1954）年・同 46（1971）年修理 ・稲庭上神社；明治 25（1892）年修理 ・妙見神社；明治 25（1892）年・大正 11（1922）年修理 ・千得下府神社；明治 25（1892）年・昭和 3（1928）年・同 29（1954）年修理 ・須賀神社；昭和 3（1928）年・同 29（1954）年修理 ・織幡神社；明治 22（1889）年・大正 6（1917）年修理 ・牧口神社；昭和 3（1928）年・同 29（1954）年修理 ・御鎰持神社；昭和 29（1954）年修理

（２）整備計画

①整備方針

歴史ある建造物の価値を将来に引き継いでいくために、老朽箇所の調査及び適切な修理、復旧に取り組む。

②整備内容

仮設工事、解体工事（屋根板金・不陸調整）、木工事、屋根工事銅板葺、
石工事土台礎石・基壇・玉砂利、建具工事、雑工事・防蟻・整地・土鋤取、
防災工事（空気管盛替）

（３）事業概要

事業主体	宗像大社				
整備箇所	藤宮神社、稲庭上神社、妙見神社、千得下府神社、須賀神社、織幡神社、 牧口神社、御鎰持神社、計 8 棟 20.51 ㎡				
事業期間	令和 2 （2020）年	令和 3 （2021）年	令和 4 （2022）年	令和 5 （2023）年	令和 6 （2024）年
			←――→		
備　　考					

（４）参考資料

図６－（1-3）－１　令和４年度整備予定摂末社（南から）

図６－（1-3）－２　令和４年度整備予定摂末社（北から）

2. 辺津宮社叢整備（総括）

（１）史跡の概要

地区区分	第１種・第２種区域
分　　類	自然的要素　Ａ；本質的価値を構成する諸要素
年代・構造	
現状と課題	社叢の管理が不十分で、倒木による地下遺構等への悪影響、来訪者への安全管理などの面で問題がある。

（２）整備計画

①整備方針

自然的要素と一体となった価値を将来に引き継ぐため、適切な整備や維持管理に取り組む。

静謐かつ尊厳ある信仰の場に相応しい史跡景観を損なわないよう留意し、安全で快適に見学、回遊できる環境整備に取り組む。

②整備内容

林内の散木を片付け、整然と集積する。

孟宗竹などの侵入竹を除去する。

倒木を玉切りし、片付ける。

傾き枝を除去する。

枯損樹、折れ枝、倒木を玉切りし、整然と小積み、片付ける。

（３）事業概要

事業主体	宗像大社				
整備箇所	辺津宮境内				
事業期間	令和２（2020）年	令和３（2021）年	令和４（2022）年	令和５（2023）年	令和６（2024）年
	←――→ 辺津宮南側社叢			←――→ 高宮祭場周辺参道整備及び社叢整備	←――→ 第二宮第三宮周辺及び上高宮社叢整備
備　　考					

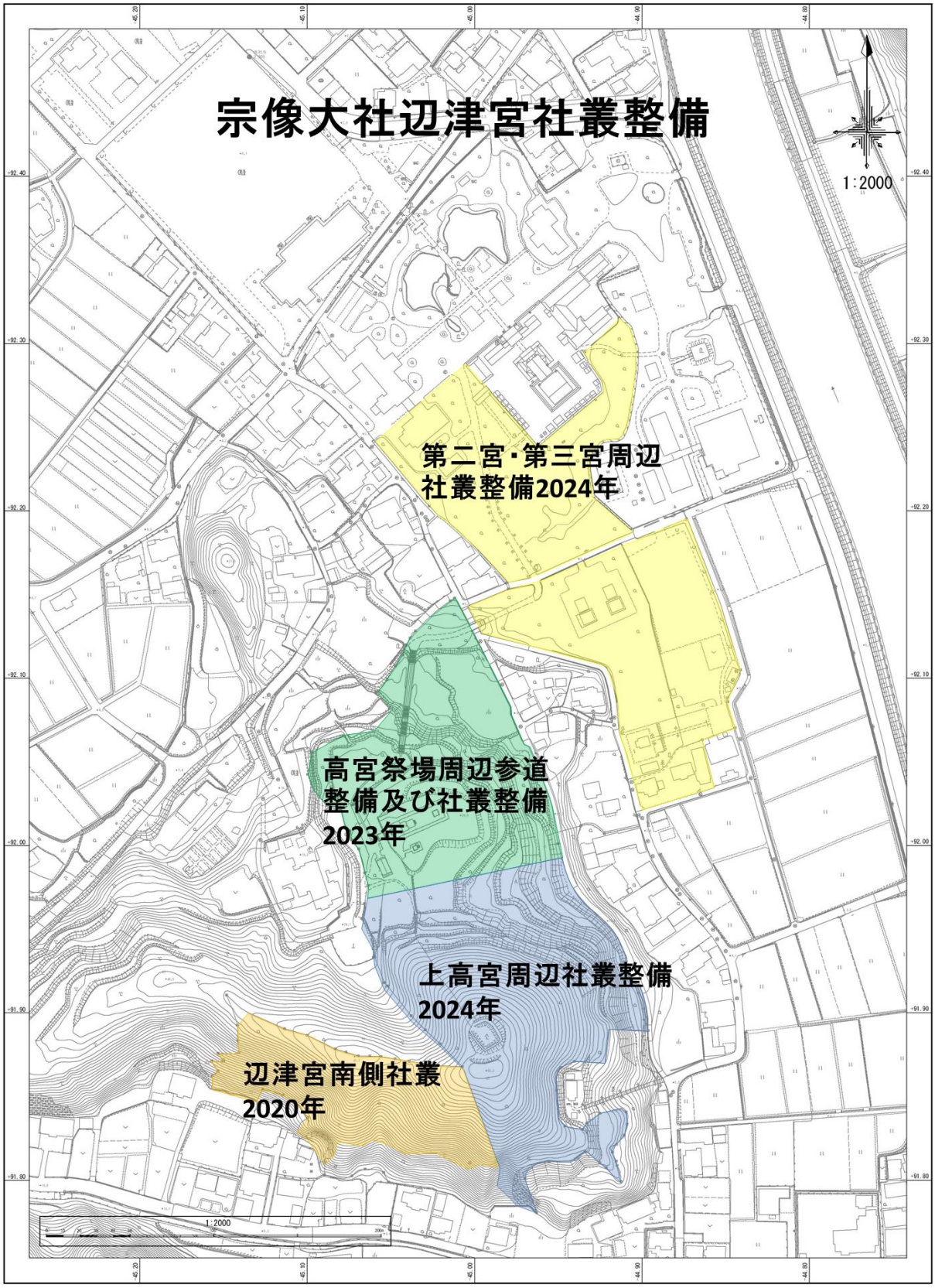

図６－２－１　辺津宮社叢整備計画図

2－1. 辺津宮南側社叢整備

（１）史跡の概要

地区区分	第 2 種区域
分　　類	自然的要素　A；本質的価値を構成する諸要素
年代・構造	
現状と課題	社叢の管理が不十分で、倒木による地下遺構等への悪影響、来訪者への安全管理などの面で問題がある。

（２）整備計画

①整備方針

自然的要素と一体となった価値を将来に引き継ぐため、適切な整備や維持管理に取り組む。

静謐かつ尊厳ある信仰の場に相応しい史跡景観を損なわないよう留意し、安全で快適に見学、回遊できる環境整備に取り組む。

②整備内容

林内の散木を片付け、整然と集積する。

孟宗竹などの侵入竹を除去する。

倒木を玉切りし、片付ける。

傾き枝を除去する。

枯損樹、折れ枝、倒木を玉切りし、整然と小積み、片付ける。

（３）事業概要

事業主体	宗像大社				
整備箇所	整備範囲 約 7,000 ㎡				
事業期間	令和 2 （2020）年	令和 3 （2021）年	令和 4 （2022）年	令和 5 （2023）年	令和 6 （2024）年
	←――→				
備　　考					

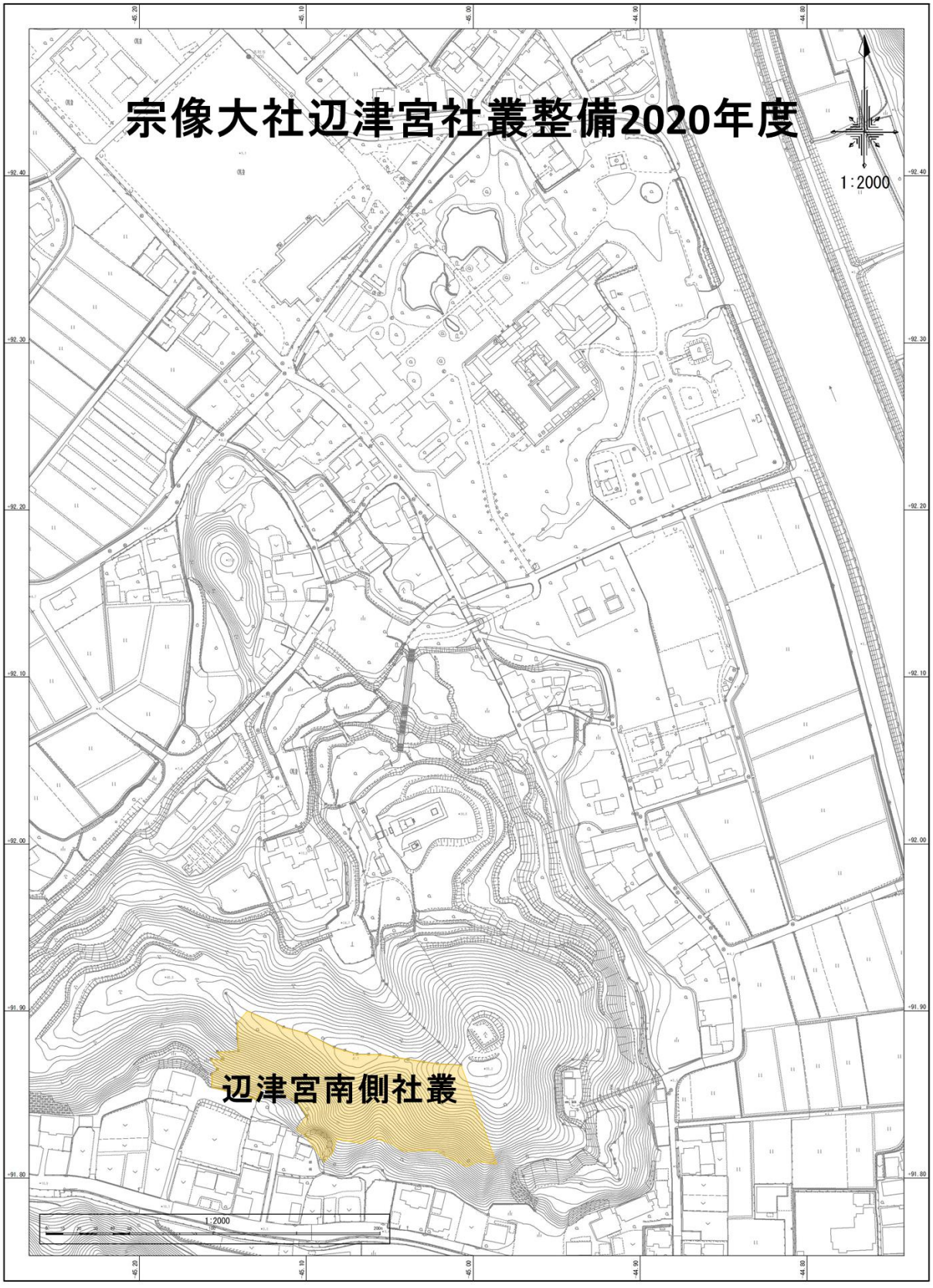

図６－（2-1）－１　辺津宮南側社叢整備範囲図

2－2. 高宮祭場周辺参道整備及び社叢整備

（１）史跡の概要

地区区分	第１種区域・第２種区域
分　　類	自然的要素　Ａ；本質的価値を構成する諸要素
年代・構造	
現状と課題	社叢の管理が不十分で、倒木による地下遺構等への悪影響、来訪者への安全管理などの面で問題がある。 高宮祭場に至る参道が老朽化し、舗装が劣化している。また、来訪者混雑時の事故やスムーズな回遊対策が必要。

（２）整備計画

①整備方針

自然的要素と一体となった価値を将来に引き継ぐため、適切な整備や維持管理に取り組む。

静謐かつ尊厳ある信仰の場に相応しい史跡景観を損なわないよう留意し、安全で快適に見学、回遊できる環境整備に取り組む。

②整備内容

現地社叢内には、枯損樹、折れ枝、倒散木などが見受けられる。また、孟宗竹なども侵入していることから、これらの伐採や撤去、片付けなどを実施する。公道沿いの樹木で特にスギなど約９０本伐採し、高所作業車やクレーンで吊切し、撤去処分する。

参道はコンクリート部分にクラックなどの破損部が 20 箇所あり補修を行う。既存の破損部分のコンクリートは撤去し処分する。破損しているコンクリート両側面をモルタルで擦り付ける。具体的な工法については別途協議する。

詳細設計の際は、文化財保護審議会等で確認する。

（３）事業概要

事業主体	宗像大社				
整備箇所	整備範囲　約 12,000 ㎡				
事業期間	令和２ （2020）年	令和３ （2021）年	令和４ （2022）年	令和５ （2023）年	令和６ （2024）年
				⟷	
備　　考					

図６－（2-2）－１　高宮祭場周辺参道整備及び社叢整備範囲図

写真６－（2-2）－１　高宮祭場参道現状①

写真６－（2-2）－２　高宮祭場参道現状②

写真６－（2-2）－３　高宮祭場参道現状③

写真６－（2-2）－４　高宮祭場社叢現状

2-3. 第二宮第三宮周辺及び上高宮周辺社叢整備

（１）史跡の概要

地区区分	第 1 種区域・第 2 種区域
分　　類	自然的要素　A；本質的価値を構成する諸要素
年代・構造	
現状と課題	社叢の管理が不十分で、倒木による地下遺構等への悪影響、来訪者への安全管理などの面で問題がある。

（２）整備計画

①整備方針

自然的要素と一体となった価値を将来に引き継ぐため、適切な整備や維持管理に取り組む。

静謐かつ尊厳のある信仰の場として相応しい史跡景観とするため、景観保全や施設等の適切な保存整備に取り組む。

②整備内容

林内の散木を片付け、整然と集積する。

孟宗竹などの侵入竹を除去する。

倒木を玉切りし、片付ける。

傾き枝を除去する。

枯損樹、折れ枝、倒木を玉切りし、整然と小積み、片付ける。

（３）事業概要

事業主体	宗像大社				
整備箇所	整備範囲　約 29,000 ㎡				
事業期間	令和 2 （2020）年	令和 3 （2021）年	令和 4 （2022）年	令和 5 （2023）年	令和 6 （2024）年
					⟷
備　　考					

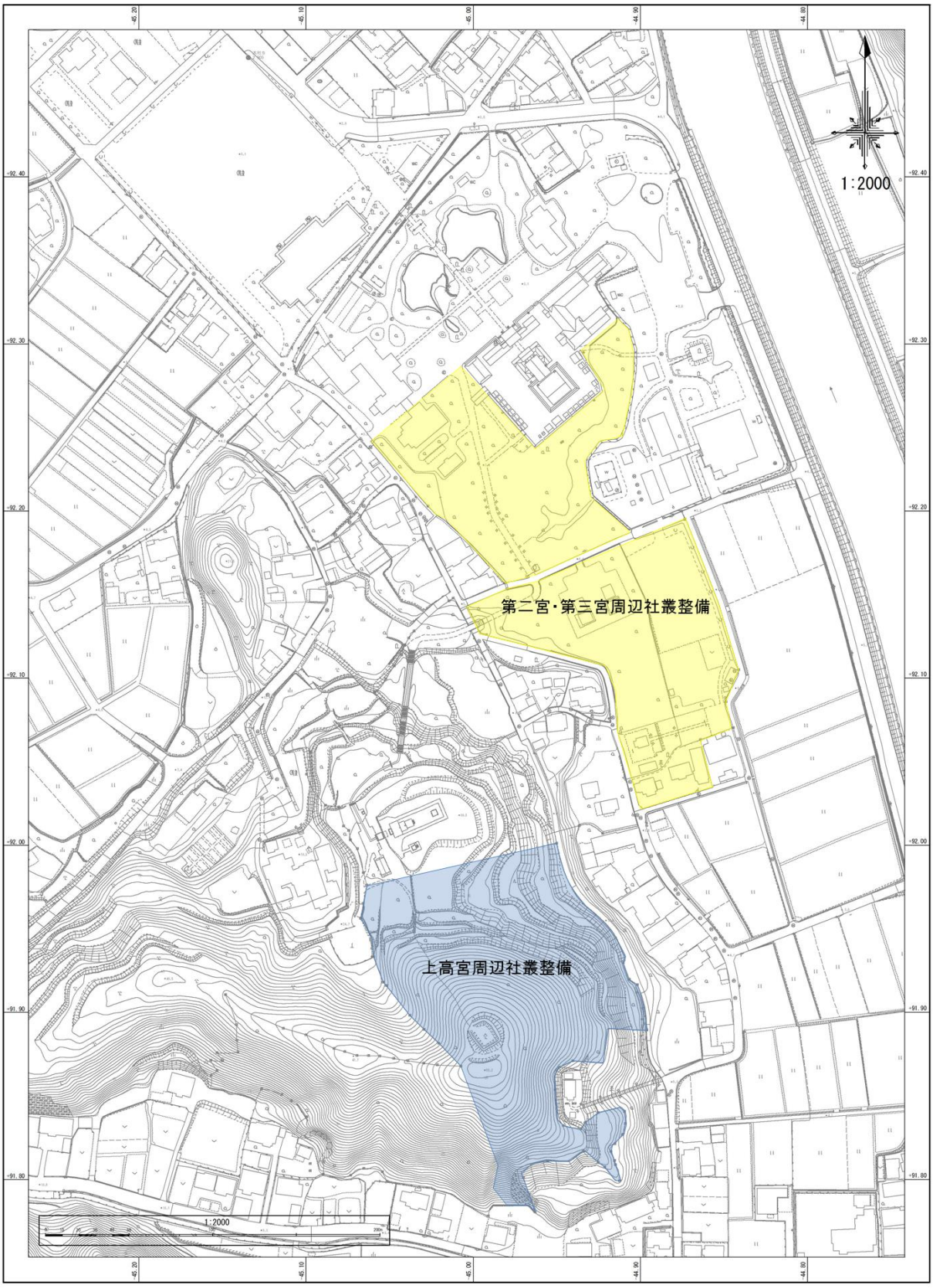

図６－（2-3）－１　第二宮第三宮周辺及び上高宮社叢周辺整備範囲図

写真６－（2-3）－１　上高宮社叢周辺の現状①

写真６－（2-3）－２　上高宮社叢周辺の現状②

写真６－（2-3）－３　第二宮第三宮社叢周辺の現状①

写真６－（2-3）－４　第二宮第三宮社叢周辺の現状②

3. 御嶽山祭祀遺跡周辺整備

（１）史跡の概要

地区区分	第 1 種区域
分　　類	地下遺構　A；本質的価値を構成する諸要素
年代・構造	7 世紀後半～9 世紀末頃
現状と課題	御嶽山祭祀遺跡は、御嶽神社の社殿の裏側に位置するが、通常監視人がいないことからき損滅失等の人為的な悪影響が危惧される。発掘調査後に設けられた植生土のう等が信仰の場に相応しい史跡景観を阻害している。

（２）整備計画

①整備方針

静謐かつ尊厳のある信仰の場として相応しい史跡景観とするため、景観保全や施設等の適切な保存整備に取り組む。

静謐かつ尊厳ある信仰の場に相応しい境内配置を損なわないよう留意し、安全で快適に見学、回遊できる環境整備に取り組む。

②整備内容

崩落した境内北東側の法面を養生するため、西側の既存雑石積みの壁同様の工法で整備する。

境内に流れ込んだ土砂を除去し、除去した廃土は新設の雑石積み壁の裏込めに使用する。同時に土のう及び絵馬台の基礎は除去する。同時に祭祀遺跡へ上れるようになっていた道を埋めて、御嶽神社境内から直接行けないように整備する。

雑石積みの石垣の目地ならびに天端は、コンクリートでカバーする。

御嶽神社拝殿の基礎を修理する。

詳細設計の際は、文化財保護審議会等で確認する。

（３）事業概要

事業主体	宗像大社				
整備箇所	崩壊部人力掘削範囲　11.2 ㎡ 雑石積み範囲　15.0 ㎡				
事業期間	令和 2 （2020）年	令和 3 （2021）年	令和 4 （2022）年	令和 5 （2023）年	令和 6 （2024）年
		←――→			
備　　考					

（４）参考資料

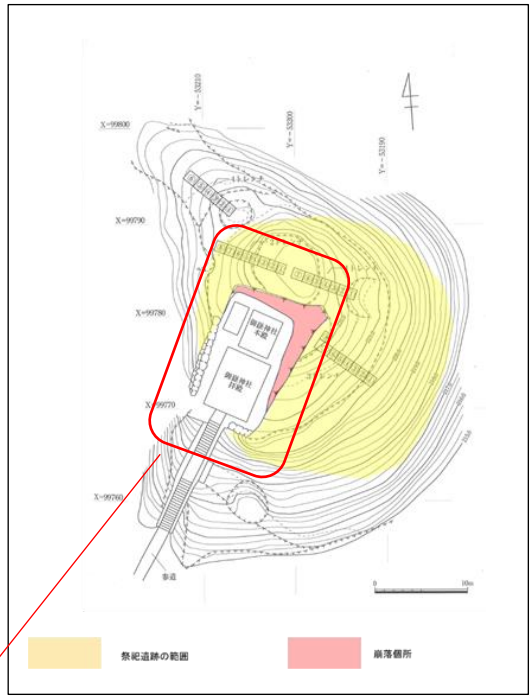

施工前

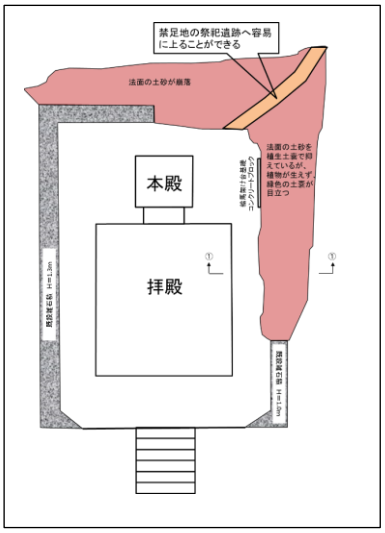

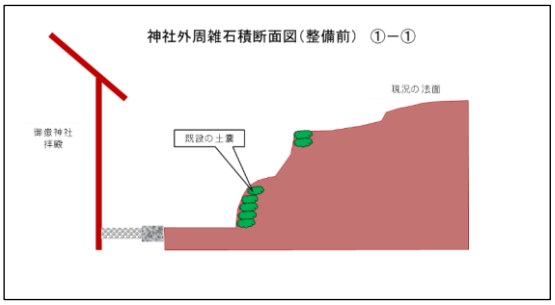

施行後

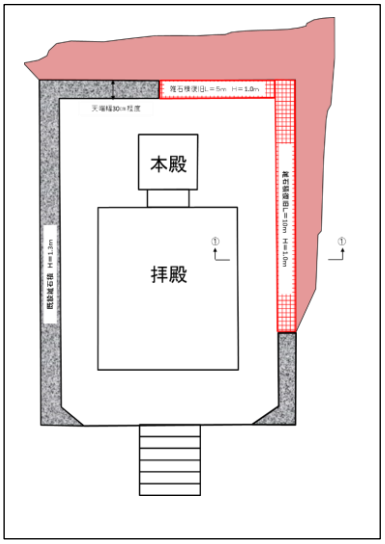

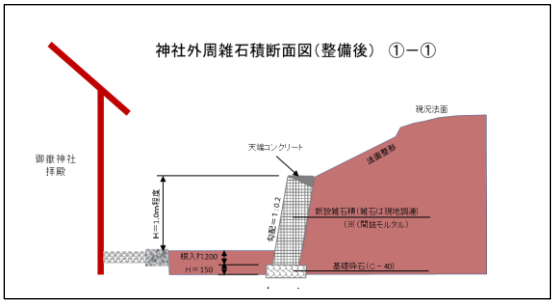

図　６－３－１　御嶽山祭祀遺跡と御嶽神社の現状平面及び断面図

写真　６－３－１　御嶽山祭祀遺跡周辺①

写真　６－３－２　御嶽山祭祀遺跡周辺②

写真　６－３－３　御嶽山祭祀遺跡周辺御嶽神社拝殿

写真　６－３－４　御嶽山祭祀遺跡周辺御嶽神社拝殿土台

４．御嶽山参道整備

（１）史跡の概要

地区区分	第 2 種区域
分　　類	構造物（土木構造物）　Ａ；本質的価値を構成する諸要素
年代・構造	参考資料参照
現状と課題	御嶽山祭祀遺跡が所在する御嶽神社（御嶽山山頂）へ向かう参道が滑りやすく危険な場所があり安全管理が不十分である。昭和 63（1988）年に大島村で設置した擬木の防護柵など、崩壊している部分がある。

（２）整備計画

①整備方針

静謐かつ尊厳のある信仰の場に相応しい史跡景観とするため、景観保全や施設等の適切な保存整備に取り組む。

静謐かつ尊厳ある信仰の場に相応しい史跡景観を損なわないよう留意し、既存の参道線形を維持しつつ、安全で快適に見学、回遊できる環境整備に取り組む。

②整備内容

滑りやすい箇所には、擬木などを使用し階段を設置する。崩壊している防護柵の撤去及び危険箇所の防護柵の設置を行う。詳細設計の際は、文化財保護審議会等で確認する。

（３）事業概要

事業主体	宗像市				
整備箇所	参道面積　1861.03 ㎡				
事業期間	令和 2 （2020）年	令和 3 （2021）年	令和 4 （2022）年	令和 5 （2023）年	令和 6 （2024）年
		⟷			
備　　考					

（４）参考資料

図６－４－１　大嶋図（部分拡大）

絵図から見た参道

・中津宮境内の参道については、寛政９（1797）年「筑前国続風土記附録」のなかの「大嶋図」に描かれており、海岸から本殿にかけて石段が使われ、御嶽神社の参道は土もしくは木を用いた階段と考えられる。

また、絵図にはないが参道の中腹には、安政 5（1858 年）の鳥居が建つ。

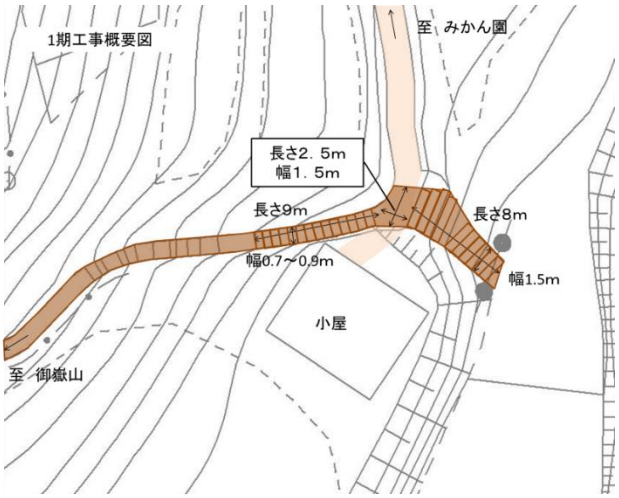

図６－４－２　参道整備位置図

整備内容

・整備は、小屋からミカン園に向う道と御嶽山山頂へ向かう道が交差する部分（長さ 2.5m幅 1.5m）を踊場のように平らにし、それより東側、木の鳥居側までの長さ８ｍ幅 1.5m、高低差 2.5mの範囲に歩きやすい階段を設ける。

踊場から西側９ｍ、幅 0.7mの範囲もやや滑りやすい土の道であることから、緩やかな階段を設ける。

さらに、参道中腹には、崩落した防護柵があることから、安全性を確認後撤去する。

写真６－４－１　御嶽山参道入口現状①

写真６－４－２　御嶽山参道入口現状②

写真６－４－３　御嶽山参道防護柵現状①

写真６－４－４　御嶽山参道防護柵現状②

５．中津宮玉垣（瑞垣）修復

（１）史跡の概要

地区区分	第 1 種区域
分　　類	構造物（工作物）Ｃ（２）；神社の維持管理に関わる要素
年代・構造	昭和 29 年　木造、透垣、銅板葺
現状と課題	玉垣の基礎である木製部分が腐蝕し、銅板も捲れ上がっていることから、来訪者にとって危険である。

（２）整備計画

①整備方針

歴史ある建造物の価値を将来に引き継いでいくために、老朽箇所の調査及び適切な修理、復旧に取り組む。

静謐かつ尊厳ある信仰の場に相応しい境内配置を損なわないよう留意し、安全で快適に見学、回遊できる環境整備に取り組む。

②整備内容

銅板屋根葺き替え

木部腐朽部分取替

（３）事業概要

事業主体	宗像大社				
整備箇所	玉垣（瑞垣）修復				
事業期間	令和 2 （2020）年	令和 3 （2021）年	令和 4 （2022）年	令和 5 （2023）年	令和 6 （2024）年
			←――→		
備　　考					

（４）参考資料

図６－５－１　中津宮玉垣（瑞垣）位置図

写真６－５－１　中津宮玉垣（瑞垣）屋根変形

写真６－５－２　中津宮玉垣（瑞垣）屋根変形拡大

写真６－５－３　中津宮玉垣（瑞垣）木部腐朽

６．辺津宮二の鳥居石畳整備

（１）史跡の概要

地区区分	第 2 種区域
分　　類	構造物（工作物） B （１）神社の信仰（祭祀）に関わる本質的な要素
年代・構造	明治 17（1884）年 6 月　石造（花崗岩）明神鳥居
現状と課題	石畳に破損や段差が生じており、来訪者混雑時の事故やスムーズな回遊対策が必要。

（２）整備計画

①整備方針

静謐かつ尊厳ある信仰の場に相応しい史跡景観を損なわないよう留意し、安全で快適に見学、回遊できる環境整備に取り組む。

②整備内容

宗像大社を訪れる来訪者のほとんどが通る二の鳥居は、参道の花崗岩の切り石で敷き並べられた石畳の表面の凸凹が著しく、歩行に危険をきたしていることから安全で快適な参道となるように敷き直しを行う。

（３）事業概要

事業主体	宗像大社				
整備箇所	整備範囲　約 29,000 ㎡				
事業期間	令和 2 （2020）年	令和 3 （2021）年	令和 4 （2022）年	令和 5 （2023）年	令和 6 （2024）年
			←――→		
備　　考					

図６－６－１　辺津宮二の鳥居位置図

写真６－６－１　辺津宮二の鳥居石畳現状①

写真６－６－２　辺津宮二の鳥居石畳現状②

７．祈願殿撤去

（１）史跡の概要

地区区分	史跡外
分　　類	構造物（建築物）
年代・構造	昭和 45（1970）年　鉄骨造、2 階建、切妻造、銅板葺
現状と課題	祈願殿や駐車場は、境内の隣接地として、周辺の環境との調和がとれていない。

（２）整備計画

①整備方針

静謐かつ尊厳のある信仰の場に相応しい史跡景観とするため、景観保全や施設等の適切な保存整備に取り組む。

②整備内容

祈願殿撤去に向けて、必要な準備を進める。

令和 6（2024）年度中に撤去を実施する。

祈願殿の機能を、斎館へ移動する。

撤去後の用地の活用方法も併せて検討する。

（３）事業概要

事業主体	宗像大社				
整備箇所	祈願殿				
事業期間	令和 2 （2020）年	令和 3 （2021）年	令和 4 （2022）年	令和 5 （2023）年	令和 6 （2024）年
	←資金調達→			←解体準備→	←施工→
備　　考					

（４）参考資料